

審査事務規程の一部改正について（第54次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウエット路面上の摩擦력에係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
 - 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式16]
 - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
 - 細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第74号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号、令和5年10月20日国土交通省告示第1048号）

3. 施行日

令和5年12月21日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	公的試験機関	国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学法人及び公立大学を含む。)、公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずるものであって、当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものをいう。		公的試験機関	国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学法人及び公立大学を含む。)、公益社団法人、公益財団法人又はこれに準ずるものであって、当該試験を行うために必要な組織及び能力を有しているものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	試験領域B	UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域B(前面ガラスの周縁(前面ガラスの周縁周辺部に不透明マスキングバンドを有する場合にあっては当該マスキングバンドの内側の縁)から25mm以内の部分を除く。)をいう。 ただし、令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。))の場合には、JIS R 3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域Bをいう。		試験領域B	UN R43-01 附則 21 に規定する前面ガラスの試験領域Bをいう。 ただし、令和元年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。))の場合には、JIS R 3212-1992「自動車用安全ガラス試験方法」の附属書「前面に使用する安全ガラスの試験領域」に規定する前面ガラスの試験領域Bをいう。

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1~4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。</p> <p>この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は(2)から(4)まで及び第6章から第11章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>※(8)へ移動</p> <p>(2) 新規検査又は予備検査</p> <p>① 構造に関する審査</p> <p><u>次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機(高さに限る。)、重量計、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。</u></p> <p><u>ただし、3次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻尺等を用いて審査する。</u></p> <p><u>この場合において、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項以外の事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</u></p> <p><u>ただし、完成検査終了証の発行後9か月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、ア、ウ(車両重量に限る。)及びエに掲げる事項についても、同様とする。</u></p> <p><u>ア 長さ、幅及び高さ</u></p> <p><u>イ 最低地上高</u></p> <p><u>ウ 車両重量及び車両総重量</u></p> <p><u>エ 車輪にかかる荷重</u></p> <p><u>オ かじ取車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合</u></p> <p><u>カ 最大安定傾斜角度</u></p> <p><u>キ 最小回転半径</u></p> <p><u>ク 接地部及び接地圧</u></p> <p>② 装置に関する審査(その1)</p>			<p>1-3-1 (略)</p> <p>1-4~1-6 (略)</p> <p>第2章~第3章 (略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1~4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) 自動車の審査は、法、施行規則、保安基準、細目告示及び適用関係告示並びにこれらの法令等に基づく国の関係通達によるほか、この規程に基づき実施する。</p> <p>この場合において、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、審査時車両状態とするとともに、審査を行う項目は別表3「<u>審査の実施の方法</u>」及び第6章から第11章までに規定する項目とし、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p><u>なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。</u></p> <p><u>(新設) ※別表3「新規検査又は予備検査」から移動</u></p>		

新	旧																						
<p><u>次表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、ア、イ及びロに掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ、カ、ク及びケに掲げる事項については、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="246 406 1102 826"> <tr> <td><u>ア</u> <u>かじ取車輪の整列状態</u></td> <td><u>サイドスリップ・テスト</u></td> </tr> <tr> <td><u>イ</u> <u>制動装置の性能及び制動能力</u></td> <td><u>ブレーキ・テスト</u></td> </tr> <tr> <td><u>ウ</u> <u>自動車が発する騒音の大きさ</u></td> <td><u>騒音計等</u></td> </tr> <tr> <td><u>エ</u> <u>自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u></td> <td><u>一酸化炭素測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>オ</u> <u>自動車から排出される炭化水素の濃度</u></td> <td><u>炭化水素測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>カ</u> <u>自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u></td> <td><u>黒煙測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>キ</u> <u>自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u></td> <td><u>オパシメータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>ク</u> <u>前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u></td> <td><u>前照灯試験機</u></td> </tr> <tr> <td><u>ケ</u> <u>警音器の音の大きさ</u></td> <td><u>騒音計等</u></td> </tr> <tr> <td><u>コ</u> <u>速度計の指度の誤差</u></td> <td><u>速度計試験機</u></td> </tr> <tr> <td><u>サ</u> <u>車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u></td> <td><u>検査用スキャンツール</u></td> </tr> </table> <p>③ <u>装置に関する審査（その2）</u> <u>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。</u> <u>この場合において、保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> <u>動力伝達装置</u> <u>イ</u> <u>走行装置</u> <u>ウ</u> <u>操縦装置</u> <u>エ</u> <u>制動装置</u> <u>オ</u> <u>緩衝装置</u> <u>カ</u> <u>燃料装置</u> <u>キ</u> <u>車枠及び車体</u> <u>ク</u> <u>連結装置</u> <u>ケ</u> <u>物品積載装置</u> <u>コ</u> <u>内圧容器及びその附属装置</u> <p>④ <u>装置に関する審査（その3）</u> <u>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア</u> <u>原動機</u> <u>イ</u> <u>電気装置</u> 	<u>ア</u> <u>かじ取車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>	<u>イ</u> <u>制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>	<u>ウ</u> <u>自動車が発する騒音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>	<u>エ</u> <u>自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>	<u>オ</u> <u>自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>	<u>カ</u> <u>自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u>	<u>黒煙測定器</u>	<u>キ</u> <u>自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u>	<u>オパシメータ</u>	<u>ク</u> <u>前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>	<u>ケ</u> <u>警音器の音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>	<u>コ</u> <u>速度計の指度の誤差</u>	<u>速度計試験機</u>	<u>サ</u> <u>車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	<u>検査用スキャンツール</u>	
<u>ア</u> <u>かじ取車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>																						
<u>イ</u> <u>制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>																						
<u>ウ</u> <u>自動車が発する騒音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>																						
<u>エ</u> <u>自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>																						
<u>オ</u> <u>自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>																						
<u>カ</u> <u>自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u>	<u>黒煙測定器</u>																						
<u>キ</u> <u>自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u>	<u>オパシメータ</u>																						
<u>ク</u> <u>前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>																						
<u>ケ</u> <u>警音器の音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>																						
<u>コ</u> <u>速度計の指度の誤差</u>	<u>速度計試験機</u>																						
<u>サ</u> <u>車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	<u>検査用スキャンツール</u>																						

新	旧
<p> <u>ウ 乗車装置</u> <u>エ 前面ガラスその他の窓ガラス</u> <u>オ 騒音防止装置</u> <u>カ ばい煙等の発散防止装置</u> <u>キ 灯火装置及び反射器</u> <u>ク 警報装置</u> <u>ケ 指示装置</u> <u>コ 視野を確保する装置</u> <u>サ 走行距離計その他の計器</u> <u>シ 防火装置</u> <u>ス 運行記録計</u> <u>セ 速度表示装置</u> <u>ソ 自動運行装置</u> </p> <p> <u>⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定</u> <u>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</u> </p> <p> <u>ア 構造に関する事項</u> <u>①のイからカまで及びクに掲げる事項</u> </p> <p> <u>イ 装置</u> <u>③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置</u> </p> <p> <u>⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査</u> <u>型式指定自動車及び多仕様自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、②（多仕様自動車にあつては、②アからコまでに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及びカの審査を提出書面の審査に代えるものとする。</u> <u>ただし、提出のあつた書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</u> </p> <p> <u>ア 型式指定自動車</u> <u>(7) 完成検査終了証（審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。）があること</u> <u>(イ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）</u> <u>(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</u> </p> <p> <u>イ 多仕様自動車</u> <u>(7) 出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）があること</u> <u>(イ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ</u> </p>	

新	旧
<p><u>取装置」、「21 制動装置（貨物）」、「22 制動装置（乗用）」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警告器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと</u></p> <p><u>(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</u></p> <p><u>(3) 継続検査</u></p> <p><u>① 構造に関する審査（その1）</u> 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p><u>ア 長さ、幅及び高さ</u> <u>イ 車両重量及び車両総重量</u> <u>ウ 乗車定員</u> <u>エ 用途及び車体の形状</u></p> <p><u>② 構造に関する審査（その2）</u> 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p><u>ア 最低地上高</u> <u>イ 最大安定傾斜角度</u> <u>ウ 最小回転半径</u></p> <p><u>③ 装置に関する審査</u> <u>(2) ②から④までの規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p><u>(4) 臨時検査又は構造等変更検査</u></p> <p><u>① 保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(2) の規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p><u>② ①以外の部分については、(3) の規定に準じて審査するものとする。</u></p> <p><u>(5) ～ (6) (略)</u></p> <p><u>(7) 視認等により審査を行う項目について、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。</u></p> <p><u>(8) テスタ等により審査を行う項目について、器具に故障等が生じた場合、当該事務所等において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。</u></p> <p><u>(9) 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、専用の諸元測定コースにおいて審査を実施するものとする。（専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。）</u> <u>ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略)</p>	<p><u>(新設) ※別表3「継続検査」から移動</u></p> <p><u>(新設) ※別表3「臨時検査又は構造等変更検査」から移動</u></p> <p><u>(2) ～ (3) (略)</u></p> <p><u>(4) (1) において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。</u></p> <p><u>(新設) ※(1) から移動</u></p> <p><u>(新設) ※別表3「新規検査又は予備検査」7から移動</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略)</p>

新	旧
<p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (10)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>4-8-1 (略)</p> <p>4-8-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。</p> <p>ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。</p> <p>この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>4-8-3 (略)</p> <p>4-9～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1 (2) ②から⑤までの規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p>	<p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は 4-23 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8 審査状況等の電磁的な記録</p> <p>4-8-1 (略)</p> <p>4-8-2 画像の取得及び保存</p> <p>(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 4-8-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、3 次元測定・画像取得装置を用いて画像の取得及び自動車審査高度化施設への保存を行うこと。</p> <p>ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は 3 次元測定・画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラにより当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設へ保存すればよい。</p> <p>この場合において、自動車審査高度化施設への画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>4-8-3 (略)</p> <p>4-9～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1 (略)</p> <p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>① 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 3「審査の実施の方法」新規検査及び予備検査の項の審査の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p>

新	旧
<p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、<u>4-7-1 (2) ②から⑤までの</u>規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</p> <p>(2) 完成検査終了証</p> <p>① 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>4-13～4-17 (略)</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、7-13-1-2 (3)、7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1) <u>及び</u>7-33-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-19～4-22 (略)</p> <p>4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載又は記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。</p> <p><u>ただし、画像表示端末又は画像照合端末により照合した結果、架装の仕様が当該自</u></p>	<p>る。</p> <p>② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。</p> <p>この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、<u>別表 3「審査の実施の方法」新規検査及び予備検査の項の審査の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定にかかわらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</u></p> <p>(2) 完成検査終了証</p> <p>① 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>4-13～4-17 (略)</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。</p> <p>ただし、7-13-1-2 (3)、7-23-1-2 (3)、7-25-1-2 (2)、7-26-1-2-2 (1) ①から⑥まで及び⑨、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (1)、7-32-1 (1)、<u>7-33-1 (2) ②及び 7-34-1 (1)</u>に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4-19～4-22 (略)</p> <p>4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 新規検査及び予備検査後初めての継続検査の審査依頼があった軌陸車等にあっては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載又は記録されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。</p>

新	旧
<p><u>動車と同一であることが目視等により判断できる場合にあってはこの限りでない。</u></p> <p>4-24 (略)</p> <p>4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験</p> <p>(1) <u>7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め審査するものとする。(道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準 (平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係)</u></p> <p>① <u>高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関</u></p> <p>② <u>ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。</u></p> <p>① <u>審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限 (ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。) を経過していないこと</u></p> <p>② <u>ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること</u></p> <p>③ <u>ガス容器及びガス容器附属品 (目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面) が著しく損傷していないこと</u></p> <p>(3) <u>型式指定自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る審査を行う場合 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。) であって、次に掲げる全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。</u></p> <p>① <u>完成検査終了証 (審査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。) の提示があること</u></p> <p>② <u>型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと</u></p> <p>(4) <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、(1) の規定にかかわらず、7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 13 条第 25 項関係)</u></p>	<p>4-24 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>4-26～4-28 (略)</p> <p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p>	<p>4-25～4-27 (略)</p> <p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p>

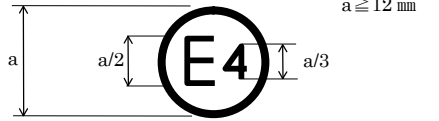

新	旧																				
<p>5-1 審査結果の通知方法</p> <p>審査結果の通知方法は、下表によるものとする。</p> <p>この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。</p> <p>また、出張検査場における審査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>※1 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。</p> <p>※2～※6 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">記録されるべき趣旨</th> <th style="text-align: center;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) </td> </tr> </tbody> </table>	(略)	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) 	<p>5-1 審査結果の通知方法</p> <p>審査結果の通知方法は、下表によるものとする。</p> <p>この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動車審査高度化施設から出力された書面を用いること。</p> <p>また、出張検査場における審査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>※1 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものに限る。</p> <p>※2～※6 (略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記録を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">記録されるべき趣旨</th> <th style="text-align: center;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※2 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) </td> </tr> </tbody> </table>	(略)	記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例	(略)	(略)	(略)	20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm)
(略)																					
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																			
(略)	(略)	(略)																			
20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) 																			
(略)																					
記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	例																			
(略)	(略)	(略)																			
20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) 																			

新			旧		
	<ul style="list-style-type: none"> 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要） ※4 消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨 	<ul style="list-style-type: none"> マフラー加速騒音規制適用車 		<ul style="list-style-type: none"> 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数（過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要） ※3 消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨 	<ul style="list-style-type: none"> マフラー加速騒音規制適用車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
<p>※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。</p> <p>※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。</p> <p><u>なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。</u></p> <p>①～②（略）</p> <p>※3～※4（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>5-3-16～5-3-17（略）</p> <p>5-4 審査結果等の通知</p> <p>5-4-1（略）</p> <p>5-4-2 審査結果以外の通知</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 4-26 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。</p> <p>5-4-3～5-4-4（略）</p> <p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</p> <p>6-1～6-10（略）</p> <p>6-11 走行装置</p> <p>6-11-1 性能要件</p> <p>6-11-1-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</u></p>			<p>※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを通知する。</p> <p><u>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。</u></p> <p>①～②（略）</p> <p>※2～※3（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>5-3-16～5-3-17（略）</p> <p>5-4 審査結果等の通知</p> <p>5-4-1（略）</p> <p>5-4-2 審査結果以外の通知</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 4-25 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。</p> <p>5-4-3～5-4-4（略）</p> <p>第6章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</p> <p>6-1～6-10（略）</p> <p>6-11 走行装置</p> <p><u>7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>		

新	旧
<p><u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 11 条第 2 項関係)</u></p> <p>① <u>ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの</u></p> <p>② <u>ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの</u></p> <p>③ <u>アクスルに損傷があるもの</u></p> <p>④ <u>リム又はサイドリングに損傷があるもの</u></p> <p>⑤ <u>サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの</u></p> <p>⑥ <u>車輪に著しい振れがあるもの</u></p> <p>⑦ <u>車輪の回転が円滑でないもの</u></p> <p>(2) <u>大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>① <u>接地部は、滑止めを施したものであること。</u></p> <p>② <u>亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。</u></p> <p>③ <u>空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。</u></p> <p>6-11-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) <u>軽合金製ディスクホイールは、細目告示別添 2「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準に適合すること。(細目告示第 11 条第 1 項関係)</u></p> <p><u>(削除) ※6-11-1-2 (2) ②、③に移設</u></p> <p>※6-11-4 (2) に移設</p> <p>※6-11-4 (2) に移設</p> <p>※6-11-4 (2) に移設</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 細目告示別添 2「軽合金ディスクホイールの技術基準」に定める基準</p> <p>(2) <u>自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。</u></p> <p><u>この場合において、表中 (1) 及び (2) に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ただし、次の①から⑤に掲げる自動車にあつては、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。)が装着されている場合であつて、当該装着されているタイヤが 7-11-1 (3) ①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車であつて、次のアからオのいずれかに該当するもの (適用関係告示第 5 条第 4 項関係)</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>② <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t 以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの及び被牽引自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のものであつて、次のアからオのいずれかに該当するもの (適用関係告示第 5 条第 5 項関係)</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超え</u></p>

新	旧									
<p>※6-11-4 (2) に移設</p> <p>※6-11-4 (4) に移設</p>	<p><u>るもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものであって、次のアからオのいずれかに該当するもの（適用関係告示第 5 条第 6 項関係）</u></p> <p><u>ア～オ（略）</u></p> <p>④ <u>令和 8 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（適用関係告示第 5 条第 7 項関係）</u></p> <p>⑤ <u>平成 29 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t を超える自動車又は車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成 30 年 1 月 1 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 12 月 31 日以前に指定を受けたものについては、UN R54-00-S20 の 3.（3.2.を除く。）及び 6. に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用しない。（適用関係告示第 5 条第 9 項関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1279 655 2085 1436"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 655 1585 783"><u>自動車の区分</u></th> <th data-bbox="1585 655 1832 783"><u>適用される基準（強度、滑り止めの性能 保安基準第 9 条第 2 項関係）</u></th> <th data-bbox="1832 655 2085 783"><u>適用される基準（騒音の大きさ 保安基準第 9 条第 3 項関係）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 783 1585 1374"> <p>(1) <u>次に掲げる自動車</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>③ <u>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</u></p> </td> <td data-bbox="1585 783 1832 1374"> <p><u>UN R30-02-S24 の 3.（3.2.を除く。）及び 6.</u></p> </td> <td data-bbox="1832 783 2085 1374"> <p><u>UN R117-02-S14 の 4.（4.3.及び 4.4.を除く。）及び 6.（6.1.（転がり音）及び 6.3.（転がり抵抗）にあつては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。また、6.1.及び 6.3.に代えて 8.3.及び 8.4.に適合するものであつてもよい。）</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。</u></p> <p>① <u>UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1279 1374 1585 1436"> <p>(2) <u>次に掲げる自動車</u></p> </td> <td data-bbox="1585 1374 1832 1436"> <p><u>UN R54-00-S25 の 3.</u></p> </td> <td data-bbox="1832 1374 2085 1436"> <p>② <u>速度区分記号が A1 から E までの空</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>自動車の区分</u>	<u>適用される基準（強度、滑り止めの性能 保安基準第 9 条第 2 項関係）</u>	<u>適用される基準（騒音の大きさ 保安基準第 9 条第 3 項関係）</u>	<p>(1) <u>次に掲げる自動車</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>③ <u>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</u></p>	<p><u>UN R30-02-S24 の 3.（3.2.を除く。）及び 6.</u></p>	<p><u>UN R117-02-S14 の 4.（4.3.及び 4.4.を除く。）及び 6.（6.1.（転がり音）及び 6.3.（転がり抵抗）にあつては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。また、6.1.及び 6.3.に代えて 8.3.及び 8.4.に適合するものであつてもよい。）</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。</u></p> <p>① <u>UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ</u></p>	<p>(2) <u>次に掲げる自動車</u></p>	<p><u>UN R54-00-S25 の 3.</u></p>	<p>② <u>速度区分記号が A1 から E までの空</u></p>
<u>自動車の区分</u>	<u>適用される基準（強度、滑り止めの性能 保安基準第 9 条第 2 項関係）</u>	<u>適用される基準（騒音の大きさ 保安基準第 9 条第 3 項関係）</u>								
<p>(1) <u>次に掲げる自動車</u></p> <p>① <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u></p> <p>③ <u>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</u></p>	<p><u>UN R30-02-S24 の 3.（3.2.を除く。）及び 6.</u></p>	<p><u>UN R117-02-S14 の 4.（4.3.及び 4.4.を除く。）及び 6.（6.1.（転がり音）及び 6.3.（転がり抵抗）にあつては同規則に規定するステージ 2 に係る要件に限る。また、6.1.及び 6.3.に代えて 8.3.及び 8.4.に適合するものであつてもよい。）</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。</u></p> <p>① <u>UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイヤ</u></p>								
<p>(2) <u>次に掲げる自動車</u></p>	<p><u>UN R54-00-S25 の 3.</u></p>	<p>② <u>速度区分記号が A1 から E までの空</u></p>								

新	旧		
<p>※6-11-1 (4) に移設</p>	<p>① 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>③ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>④ 車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車</p>	<p>(3.2.を除く。)及び 6.</p> <p>ただし、速度区分記号がA1からEまでの空気入ゴムタイヤには適用しない。</p>	<p>空気入ゴムタイヤ</p> <p>③ UN R117 に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計されたものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ</p> <p>④ 予備としてトラックルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタイヤ</p>
	<p>二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車</p>	<p>UN R75-00-S19 の 3. (3.2.を除く。)及び 6.</p> <p>ただし、オフロード用に設計されたものであって、「NHS」と表示されたものには適用しない。</p>	<p>二</p>
<p><参考 1> <u>UN R117-02 に基づく認可が UN R30-02 に基づく認可とともに付与されている場合の認可マークの表示例</u></p>			

新	旧								
<p>※6-11-4 (5) に移設</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> <u>0212345 S2 0236378</u> 又は <u>0212345 S2WR2</u> <u>0236378</u> </p> <p>上記の認可マークは当該タイヤがオランダで、UN R117-02 に基づき認可番号 0212345 (S2 は 6.1. の転がり音 (ステージ 2)、W は 6.2. のウェットグリップ性能、R2 は 6.3. の転がり抵抗 (ステージ 2) を示す。) により、また、UN R30-02 に基づき認可番号 0236378 により認可されたことを示している。</p> <p><参考 2> <u>シビアスノータイヤに付される記号</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><u>底部は最低 15 mm、高さは最低 15 mm</u></p>								
<p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>次に掲げる基準。</u></p> <p>ア <u>専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車を除く。) は、UN R142-01-S1 の 5. に定める基準。(細目告示第 11 条第 3 項第 1 号関係)</u> <u>この場合において、確実に取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>イ <u>アに掲げる自動車以外の自動車は、7-11-1 (3) ①に定める基準。</u> <u>この場合において、タイヤの負荷能力は、7-11-1 (3) ②により算定した値とする。</u></p> <p>② <u>次表の区分に応じて適用される基準。(細目告示第 11 条第 3 項第 2 号関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="268 1204 1108 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用される基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)</td> <td>UN R30-02-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (二輪自動車、側車付</td> <td>UN R54-00-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用される基準	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)	UN R30-02-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.	車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車		専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (二輪自動車、側車付	UN R54-00-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.	<p>(新設)</p> <p>※ (5) を移設</p> <p>※ (2) の UN R30、UN R54 及び UN R75 に関する部分を移設</p>
区分	適用される基準								
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)	UN R30-02-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.								
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車									
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 (二輪自動車、側車付	UN R54-00-S25 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6.								

新		旧
<p><u>二輪自動車及び三輪自動車を除く。)</u> <u>貨物の運送の用に供する車両総重量</u> <u>3.5t を超える自動車 (三輪自動車及</u> <u>び被牽引自動車を除く。)</u> <u>車両総重量 3.5t を超える被牽引自動</u> <u>車</u></p>	<p>ただし、速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤには適用 しない。</p>	
<p><u>貨物の運送の用に供する車両総重量</u> <u>3.5t 以下の自動車 (三輪自動車及び</u> <u>被牽引自動車を除く。)</u></p>	<p>次のいずれかの基準 ア UN R30-02-S25 の 3. (3.2. を除 く。) 及び 6. イ UN R54-00-S25 の 3. (3.2. を除 く。) 及び 6. ただし、速度区分記号が A1 か ら E までの空気入ゴムタイヤには 適用しない。</p>	
<p><u>二輪自動車、側車付二輪自動車及び</u> <u>三輪自動車</u></p>	<p>UN R75-00-S19 の 3. (3.2. を除く。) 及び 6. ただし、オフロード用に設計された ものであって、「NHS」と表示された ものには適用しない。</p>	
<p>③ <u>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除</u> <u>く。)</u> は、UN R117-04 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6. (6.2. にあってはステージ 2、 6.3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6. にあっては 6.6.2. の要件に限る。 <u>この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、</u> <u>この基準に適合するものとする。) に定める基準。(細目告示第 11 条第 3 項第 3</u> <u>号関係)</u> ただし、次に掲げるタイヤには適用しない。 ア UN R117 に規定するリム径の呼びが 10 以下又は 25 以上の空気入ゴムタイ ヤ イ 速度区分記号が A1 から E までの空気入ゴムタイヤ ウ UN R117 に規定するプロフェッショナルオフロードタイヤとして設計され たものであって、「POR」と表示された空気入ゴムタイヤ エ 予備としてトランクルーム、車体の後面等に備えられている空気入ゴムタ イヤ <参考> <u>UN R117-04 に基づく認可が UN R30-02 に基づく認可とともに付与されて</u> <u>いる場合の認可マークの表示例</u></p>		<p><u>(新設) ※ (2) の UN R117 に関する部分を移設</u></p> <p>※ (2) <参考 1>を移設</p>

新	旧
<div data-bbox="405 193 819 320" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="539 331 947 368" data-label="Text"> <p><u>0412345 S2W2R3B 0267890</u></p> </div> <div data-bbox="707 384 768 413" data-label="Text"> <p>又は</p> </div> <div data-bbox="539 419 851 456" data-label="Text"> <p><u>0412345 S2W2R3B</u></p> </div> <div data-bbox="539 477 754 513" data-label="Text"> <p><u>0267890</u></p> </div> <div data-bbox="333 529 1106 686" data-label="Text"> <p><u>上記の認可マークは当該タイヤがオランダで、UN R117-04 に基づき認可番号 0412345 (S2 は 6.1. ステージ 2、W2 は 6.2. ステージ 2、R3 は 6.3. ステージ 3 及び B は 6.4. の基準に適合することを示す。) により、また、UN R30-02 に基づき認可番号 0267890 により認可されたことを示している。</u></p> </div> <div data-bbox="156 687 1106 842" data-label="Text"> <p>(3) 専ら乗用の用に供する <u>乗車定員 10 人未満</u>の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する <u>車両総重量 3.5t 以下</u>の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1 の 5. 及び 6. に定める基準 <u>に適合するものでなければならない。</u>（細目告示第 11 条第 5 項関係）</p> </div> <div data-bbox="190 844 1095 904" data-label="Text"> <p>なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> </div> <div data-bbox="156 967 477 999" data-label="Text"> <p><u>(削除) ※6-11-4 (3) に移設</u></p> </div> <div data-bbox="156 1187 499 1217" data-label="Text"> <p><u>(削除) ※6-11-1 (2) ①に移設</u></p> </div> <div data-bbox="215 1374 452 1404" data-label="Text"> <p>※6-11-4 (5) に移設</p> </div>	<div data-bbox="1135 687 2112 812" data-label="Text"> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>であって乗車定員 10 人未満のもの</u>及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>であって車両総重量 3.5t 以下のもの</u>に備える応急用予備走行装置については、UN R64-03-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。</p> </div> <div data-bbox="1169 844 2098 904" data-label="Text"> <p>なお、視認等により応急用予備走行装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> </div> <div data-bbox="1169 906 2112 967" data-label="Text"> <p><u>ただし、平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、適用しない。</u>（適用関係告示第 5 条第 3 項関係）</p> </div> <div data-bbox="1135 968 2112 1059" data-label="Text"> <p>(4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00-S1 の 5. に定める基準に適合すること。</p> </div> <div data-bbox="1169 1061 2112 1123" data-label="Text"> <p><u>この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあつては、この基準に適合するものとする。</u></p> </div> <div data-bbox="1191 1125 2092 1155" data-label="Text"> <p><u>ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</u>（適用関係告示第 5 条第 8 項関係）</p> </div> <div data-bbox="1191 1157 1335 1187" data-label="Text"> <p>①～③（略）</p> </div> <div data-bbox="1135 1189 2112 1279" data-label="Text"> <p>(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-01-S1 の 5. に定める基準。</p> </div> <div data-bbox="1169 1281 2112 1343" data-label="Text"> <p><u>この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあつては、この基準に適合するものとする。</u></p> </div> <div data-bbox="1191 1345 1702 1375" data-label="Text"> <p><u>ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</u></p> </div> <div data-bbox="1191 1377 2112 1436" data-label="Text"> <p>① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて、次に掲げるもの</u>（適用関係告示第 5 条第 10 項関係）</p> </div>

新	旧
<p>※6-11-4 (6) に移設</p> <p>※6-11-4 (6) に移設</p> <p><u>(削除) ※6-11-4 (1) に移設</u></p> <p><u>(4) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01-S2 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 11 条第 6 項関係)</u> この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p> <p><u>(削除) ※6-11-4 (7) に移設</u></p> <p><u>(削除) ※6-11-4 (7) に移設</u></p> <p><u>(削除) ※6-11-4 (8) に移設</u></p>	<p><u>ア～ウ（略）</u></p> <p><u>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t 以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のものうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 11 項関係）</u> <u>ア～ウ（略）</u></p> <p><u>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 12 項関係）</u> <u>ア～ウ（略）</u></p> <p><u>(6) 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置については、UN R141-00 の 5. 及び 6. に定める基準。</u> <u>この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</u> <u>ただし、平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第 5 条第 3 項関係)</u></p> <p><u>(7) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満であって車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びに車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01-S2 の 5. 及び 6. に定める基準。</u> この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 <u>ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</u></p> <p><u>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 13 項関係）</u> <u>ア～ウ（略）</u></p> <p><u>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 14 項関係）</u> <u>ア～ウ（略）</u></p> <p><u>③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲</u></p>

新	旧																		
<p>6-11-2 欠番 6-11-3 欠番 6-11-4 適用関係の整理</p> <p>(1) <u>平成 30 年 1 月 31 日以前に製作された自動車は、6-11-1-2 (3) 及び (4) の規定を適用しない。(適用関係告示第 5 条第 3 項関係)</u></p> <p>(2) <u>次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和 8 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第 5 条第 4 項から第 7 項まで関係)</u></p> <p>① <u>「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>「指定等年月日」以前の型式指定自動車</u> イ <u>「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> ③ <u>「製作年月日」以前に製作された輸入自動車特別取扱自動車</u> ④ <u>「製作年月日」以前に製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車</u> ⑤ <u>多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u></p>	<p><u>げるもの (適用関係告示第 5 条第 15 項関係)</u> <u>ア～ウ (略)</u></p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) ※ (3) ただし書き、(6) ただし書きを移設</p> <p>(新設) ※ (2) ただし書き、(2) ①から④までを移設</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車</td> <td>H30. 3. 31</td> <td>R4. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t 以下のもの</td> <td>H31. 3. 31</td> <td>R6. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつ</td> <td>R5. 3. 31</td> <td>R8. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車	H30. 3. 31	R4. 3. 31	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t 以下のもの	H31. 3. 31	R6. 3. 31	貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車			車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車			専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつ	R5. 3. 31	R8. 3. 31	
区分	指定等年月日	製作年月日																	
専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車	H30. 3. 31	R4. 3. 31																	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t 以下のもの	H31. 3. 31	R6. 3. 31																	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車																			
車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車																			
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつ	R5. 3. 31	R8. 3. 31																	

新	旧
<p><u>て車両総重量5tを超えるもの</u></p> <p><u>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車</u></p> <p><u>車両総重量3.5tを超える被牽引自動車</u></p> <p><u><参考></u> <u>シビアスノータイヤに付される記号</u></p>  <p><u>底部は最低15mm、高さは最低15mm</u></p> <p><u>(3) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2(2)①の規定を適用しない。(適用関係告示第5条第8項関係)</u></p> <p><u>① 令和元年8月31日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和元年9月1日から令和4年8月31日(輸入自動車にあつては令和5年3月31日)までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和元年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和元年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>(4) 平成29年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)</u>又は車両総重量3.5tを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成30年1月1日以降に製作されたもののうち平成29年12月31日以前に指定を受けたものは、<u>6-11-1-2(2)②の規定中、「UN R54-00-S25」を「UN R54-00-S20」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第9項関係)</u></p> <p><u>(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、次に掲げるものは、6-11-1-2(2)①の規定中、「UN R142-01-S1」を「UN R142-00-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第10項関係)</u></p> <p><u>① 令和4年7月5日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和4年7月6日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車</u></p>	<p>※(2) <参考2>を移設</p> <p>(新設) ※(4) ただし書きを移設</p> <p>(新設) ※(2) ⑤を移設</p> <p>(新設) ※(5) ①を移設</p>

新	旧															
<p><u>イ 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p><u>ウ 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年7月5日以前のもの</u></p> <p>(6) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。 (適用関係告示第5条第11項及び第12項関係)</p> <p><u>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車</u></p> <p><u>イ 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p><u>ウ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ取付けに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</u></p> <table border="1" data-bbox="197 1157 1104 1412"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5t以下のもの</u></td> <td><u>R4.7.5</u></td> <td><u>R6.3.31</u></td> </tr> <tr> <td><u>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの</u></td> <td><u>R5.3.31</u></td> <td><u>R8.3.31</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定等年月日	製作年月日	<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5t以下のもの</u>	<u>R4.7.5</u>	<u>R6.3.31</u>	<u>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</u>			<u>車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</u>			<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの</u>	<u>R5.3.31</u>	<u>R8.3.31</u>	<p>(新設) ※ (5) ②、③を移設</p>
区分	指定等年月日	製作年月日														
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5t以下のもの</u>	<u>R4.7.5</u>	<u>R6.3.31</u>														
<u>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</u>																
<u>車両総重量3.5t以下の被牽引自動車</u>																
<u>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの</u>	<u>R5.3.31</u>	<u>R8.3.31</u>														

新		旧						
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車			車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車				
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車								
車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車								
<p>(7) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車（複輪の車軸を有しないものに限る。）は、6-11-1-2 (4) の規定中、「UN R141-01-S2」を「UN R141-00」と読み替えることができる。（適用関係告示第 5 条第 13 項及び第 14 項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車</p> <p>イ 「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>ウ 「製作年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p>		(新設) ※ (7) ①、②を移設						
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</td> <td style="text-align: center;">R4. 7. 5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</td> <td style="text-align: center;">R6. 7. 5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの	R4. 7. 5	貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5		
区分	製作年月日							
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの	R4. 7. 5							
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5							
<p>(8) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の複輪の車軸を有しないものを除く。）であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (4) の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 15 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 7 月 5 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車</p> <p>イ 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</p> <p>ウ 令和 5 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>③ 多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 7 月 5 日以前のもの</p>		(新設) ※ (7) ③を移設						

新	旧
<p>(9) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。)及び 6. (6.2.にあつてはステージ 2、6.3.にあつてはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあつては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。)及び 6.」、「UN R117-03 の 4. (4.3.を除く。)及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。)及び 6. (6.1.及び 6.3.にあつてはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 16 項関係)</p> <p>① 令和 8 年 7 月 6 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 8 年 7 月 7 日から令和 9 年 7 月 6 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 8 年 7 月 6 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 8 年 7 月 7 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 7 月 6 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とタイヤの性能に変更がないもの</p> <p>③ 多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 9 年 7 月 6 日以前のもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(10) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であつて、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。)及び 6. (6.2.にあつてはステージ 2、6.3.にあつてはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあつては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。)及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.を除く。)及び 6. (6.1.及び 6.3.にあつてはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 17 項関係)</p> <p>① 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とタイヤの性能に変更がないもの</p> <p>③ 多仕様自動車であつて出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であつて、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「6.2.にあつてはステージ 2、6.3.にあつてはステージ 3 に係る要</p>	<p>(新設)</p>

新	旧						
<p><u>件及び6.6.にあっては6.6.2.の要件に限る。」を「6.2.にあってはステージ2、6.3.にあってはステージ3に係る要件に限る。」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第18項関係)</u></p> <p><u>① 令和12年8月31日までに製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和12年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車とタイヤの性能に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和13年8月31日以前のもの</u></p> <p>6-12～6-24 (略)</p> <p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>[細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の適用除外]</u></p> <p><u>(3) 新たに運行の用に供しようとする圧縮水素ガスを燃料とする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和5年12月20日以前のもは、7-25-1-1(3)②から④まで及び7-25-1-2(1)①の規定にかかわらず、(4)の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第25項関係)</u></p> <p><u>(4) ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>① 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。</u></p> <p><u>イ 高圧ガス保安法第45条又は第49条の25(同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。)に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u></p> <p><u>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日(年月日の表示があるものは、年月日の前日)から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</u></p> <table border="1" data-bbox="320 1342 904 1428"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>容器検査合格後の経過年数</th> <th>容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮水素自動車燃料</td> <td>4年以下</td> <td>4年</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	圧縮水素自動車燃料	4年以下	4年	<p>6-12～6-24 (略)</p> <p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間					
圧縮水素自動車燃料	4年以下	4年					

新

旧

装置用容器	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車	4年1月以下	4年1月
燃料装置用容器	4年1月超	2年3月

ウ 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

[①ウにおける表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3)

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の2)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の3)

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
検査有効期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第3の4)

車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月

新

旧

検査有効期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

エ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。

なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔①エにおける表示〕

国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力（MFP）	
公称使用圧力（NWP）	
検査有効期限	年 月

② 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

ア 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

イ 高压ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して①イの表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

ウ 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔②ウにおける表示〕

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月 日	
再検査日	年 月 日	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第

新	旧																																				
<p><u>4の2)</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td> <td style="text-align: center;">検査実施 者の名称 の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第4の3)</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施 者の名称 の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第4の4)</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)</td> <td style="text-align: center;">検査実施 者の名称 の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> </table> <p>エ <u>国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</u> <u>(参考)</u> <u>〔②エにおける表示〕</u> <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器再検査合格証票</td> <td style="text-align: center;">検査実施 者の名称 の符号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再検査有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 検 査 日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>〔細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の適用除外〕</u> <u>(5) 新たに運行の用に供しようとする圧縮天然ガスを燃料とする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のもは、7-25-1-1 (4) 及び 7-25-1-2 (3) ①の規定にかかわらず、(6) の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 25 項関係)</u> <u>(6) ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p>	容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施 者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月 日		再 検 査 日	年 月 日		容器再検査合格証票		検査実施 者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 日	年 月		容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施 者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 日	年 月		容器再検査合格証票		検査実施 者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 日	年 月		<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施 者の名称 の符号																																			
再検査有効期限	年 月 日																																				
再 検 査 日	年 月 日																																				
容器再検査合格証票		検査実施 者の名称 の符号																																			
再検査有効期限	年 月																																				
再 検 査 日	年 月																																				
容器再検査合格証票 (低充填サイクル車両専用)		検査実施 者の名称 の符号																																			
再検査有効期限	年 月																																				
再 検 査 日	年 月																																				
容器再検査合格証票		検査実施 者の名称 の符号																																			
再検査有効期限	年 月																																				
再 検 査 日	年 月																																				

新

旧

① 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

[①における表示]

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

② 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

[②における表示]

国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

[細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の適用除外]

(7) 新たに運行の用に供しようとする液化天然ガスを燃料とする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のもは、7-25-1-1 (5) 及び 7-25-1-2 (4) ①の規定にかかわらず、(8) の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 25 項関係)

(新設)

(8) ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(新設)

① 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ

新

旧

審査当日以降の年月であること。

(参考)

〔①における表示〕

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第4）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	
検査有効期限	年 月

② 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。

(参考)

〔②における表示〕

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）

容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	年 月	
再 検 査 月	年 月	

6-26～6-40（略）

6-41 運転者席

7-41の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[UN R125-02]

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、UN R125-02-S3の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保す

6-26～6-40（略）

6-41 運転者席

7-41の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

[UN R125-02]

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、UN R125-02-S2の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保す

新	旧
<p>るための後写鏡にあつては、UN R125-02-<u>S3</u>の5.1.3.に定める間接視界装置として取扱うものとする。</p> <p>なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあつては、「UN R125-02-<u>S3</u>」を「UN R125-01-S3」と読み替えることができる。(保安基準第21条関係、細目告示第27条第1項第1号関係)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6-42～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置</p> <p>7-56の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</p> <p>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>(1) 7-56-2-2 <u>(4)</u>の基準は適用しない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>[UN R51-03-<u>S8</u> (平成28年騒音規制)]</p> <p>(7) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-<u>S8</u>の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ3に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造でなければならない。</p> <p>ただし、UN R51-03-<u>S8</u>の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものと<u>し、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7に規定する試験路において測定した値を用いることができる。</u>(細目告示第40条第1項関係及び適用関係告示第27条第38項関係)</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p><u>① 令和10年9月24日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和10年9月25日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</u></p> <p><u>③ 多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの</u></p>	<p>るための後写鏡にあつては、UN R125-02-<u>S2</u>の5.1.3.に定める間接視界装置として取扱うものとする。</p> <p>なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあつては、「UN R125-02-<u>S2</u>」を「UN R125-01-S3」と読み替えることができる。(保安基準第21条関係、細目告示第27条第1項第1号関係)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6-42～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置</p> <p>7-56の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</p> <p>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</p> <p>(1) 7-56-2-2 <u>(5)</u>の基準は適用しない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>[UN R51-03 <u>フェーズ3</u> (平成28年騒音規制)]</p> <p>(7) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-<u>S7</u>の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ3に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造でなければならない。</p> <p>ただし、UN R51-03-<u>S7</u>の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものと<u>する。</u>(<u>保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係</u>)</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(8) 次に掲げる自動車は、<u>(7)の規定中、「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。</u></p> <p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにおいては、UN R51-03-S8の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が73dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第36項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車は、<u>(7)の規定中、「フェーズ3」を「フェーズ1」と読み替えることができる。</u></p> <p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにおいては、UN R51-03-S8の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和5年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア 令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和2年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年9月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車であって、令和2年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては令和4年8月31日)以前に指定を受けた型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車</p>	<p><u>[UN R51-03 フェーズ2 (平成28年騒音規制)]</u></p> <p>(8) 次に掲げる自動車 <u>(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</u>は、UN R51-03-S7の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であればよい。</p> <p>ただし、<u>UN R51-03-S7の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとし、</u>技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであって、後輪駆動であるものにおいては、UN R51-03-S7の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が73dBを超えない構造であればよい。(適用関係告示第27条第36項関係)</p> <p><u>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)※(12)を移設</u></p>

新	旧
<p><u>体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>③ 令和5年3月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</u></p> <p><u>④ 多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</u></p> <p><u>(10) 次に掲げる自動車は、(7)の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第37項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(11) 次に掲げる自動車は、(7)の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S5」及び「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第33項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(12) 次に掲げる自動車は、(7)の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S2」及び「フェーズ3」を「フェーズ2」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第32項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(削除) ※ (9)へ移設</u></p> <p>(13) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、(7)の規定を適用しない。（適用関係告示第27条第28項関係）</p>	<p><u>〔UN R51-03-S7の読み替え適用〕</u></p> <p><u>(9) 次に掲げる自動車にあつては(7)及び(8)の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第37項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(10) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は UN R51-03-S5 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であればよい。</u> <u>ただし、UN R51-03-S5 の 6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。（適用関係告示第27条第33項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は UN R51-03-S2 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ2に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であればよい。</u> <u>ただし、UN R51-03-S2 の 6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。（適用関係告示第27条第32項関係）</u> ①～③（略）</p> <p><u>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であればよい。</u> <u>ただし、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mまでの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。（適用関係告示第27条第29項関係）</u> ①～④（略）</p> <p>(13) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、(12)の規定を適用しない。（適用関係告示第27条第28項関係）</p>

新	旧
<p>①～⑤ (略)</p> <p>6-57～6-64 (略)</p> <p>6-65 走行用前照灯</p> <p>7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>[集約化前の個別規則 (UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123) への読み替え]</p> <p>なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02-S2」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02-S1」と、「UN R119-01-S6」とあるのは「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係)</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>[UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00]</p> <p>⑰ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>6-57～6-64 (略)</p> <p>6-65 走行用前照灯</p> <p>7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>[集約化前の個別規則 (UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123) への読み替え]</p> <p>なお、当分の間、同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02-S2」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02-S1」と、「UN R119-01-S6」とあるのは「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係)</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>[UN R148-00、UN R149-00 及び UN R150-00]</p> <p>⑰ 次に掲げる自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2. 及び 4.28.2. の規定にかかわらず、令和 5 年 1 月 4 日付け国土交通省告</p>

新	旧
<p>示第1号による改正前の基準 3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定。</p> <p>この場合において、「UN R148-01-S1」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01-S1」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第26項、第30条第18項、第31条第12項、第31条の2第2項、第32条第16項、第33条第11項、第33条の2第3項、第34条第7項、第35条第17項及び第18号、第36条第11項、第37条第17項、第38条第14項、第39条第13項、第40条第10項、第41条第9項、第41条の2第8項、第42条第19項、第43条第14項、第44条第16項、第45条第25項関係)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03-S4の5.(5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、UN R53-03-S4の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3(1)①に適合するものであればよい。</p> <p>[集約化前の個別規則 (UN R6、UN R50 及び UN R70) への読み替え]</p> <p>なお、当分の間、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2.の規定にかかわらず、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の基準 4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2.の規定に適合するものであればよい。</p> <p>また、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。(第29条第24項、第45条第23項及び第41条の2第7項関係)</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>[UN R149-00]</p> <p>② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.4. 及び 5.1.5.6.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準 5.1.4. 及び 5.1.5.6.の規定。</p> <p>この場合において、「UN R149-01-S1」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替</p>	<p>示第1号による改正前の基準 3.9.3.、3.12.1.2.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.22.2.、4.22.5.2.1.1.、4.23.2.、4.23.6.1.2.1.、4.23.6.3.、4.23.7.4.3.、4.23.8.2.、4.23.9.1.、4.23.9.5.、4.27.2.及び4.28.2.の規定。</p> <p>この場合において、「UN R148-01」とあるのは「UN R148-00-S4」と、「UN R149-01」とあるのは「UN R149-00-S5」と、「UN R150-01」とあるのは「UN R150-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第26項、第30条第18項、第31条第12項、第31条の2第2項、第32条第16項、第33条第11項、第33条の2第3項、第34条第7項、第35条第17項及び第18号、第36条第11項、第37条第17項、第38条第14項、第39条第13項、第40条第10項、第41条第9項、第41条の2第8項、第42条第19項、第43条第14項、第44条第16項、第45条第25項関係)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03-S3の5.(5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、UN R53-03-S3の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.、6.5.1.及び6.13.2.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.の規定並びに7-76-3(1)①に適合するものであればよい。</p> <p>[集約化前の個別規則 (UN R6、UN R50 及び UN R70) への読み替え]</p> <p>なお、当分の間、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2.の規定にかかわらず、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の基準 4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6 及び 5.14.2.の規定に適合するものであればよい。</p> <p>また、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。(第29条第24項、第45条第23項及び第41条の2第7項関係)</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>[UN R149-00]</p> <p>② 次に掲げる自動車については、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.4. 及び 5.1.5.6.の規定にかかわらず、令和5年1月4日付け国土交通省告示第1号による改正前の基準 5.1.4. 及び 5.1.5.6.の規定。</p> <p>この場合において、「UN R149-01」とあるのは「UN R149-00-S5」と読み替</p>

新	旧
<p>えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、 5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当 分の間、UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、 6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替える ことができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用さ れる自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前 照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、ク ラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えること ができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u> の 5. 1.、5. 2.、 5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するもの であればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防 止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01-<u>S1</u> の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、 4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、」 を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (ク ラス B 及び D に係るものに限る。)」と読み替えることができる。(適用関係告示 第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略) 6-66～6-69 (略)</p>	<p>ことができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (ク ラス B に係るものに限る。)、5. 2. 及び 5. 3. に定める基準、UN R98-02-S2 (当分の間、 UN R98-01-S9 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-02-S1 (当分の間、UN R112-01-S8 と読み替えること ができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とする。 また、最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用さ れる自動車 で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に補助的に備える走行用前 照灯については、UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 5. 2. 5. を除く。) 及び 5. 1. (クラス A、B 及び RA に係るものに限る。)、UN R98-02-S2 (5. 8. 1. 及び 5. 8. 2. を除く。) に定める基準又は UN R112-02-S1 (5. 3. 1. 3. を除く。なお、ク ラス A 及び B に係るものに限る。) に定める基準とする。 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1.、5. 2. 及び 5. 4. に定める基準、UN R98-02-S2 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-02-S1 の 5.、6.、7. 及び 8. 又は UN R113-03 (当分の間、UN R113-02 と読み替えること ができる。以下 (4) において同じ。) の 5.、6.、及び 7. に定める基準とする。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01 の 5. 1.、5. 2.、5. 3. 及び 5. 4. にかかわらず 6.、UN R98-02-S2 の 6. にかかわらず 9. 1. 3.、UN R112-02-S1 の 6. にかかわらず 10. 1. 並びに UN R113-03 の 6. にかかわらず 9. 1. 1. に適合するもの であればよい。 なお、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防 止措置が図られた形状であればよい。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑥ (略) ⑦ 次に掲げる自動車については、「UN R149-01 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B に係るものに限る。)、」を「UN R149-00-S5 の 4. (4. 5. 1.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。)、5. 1. (クラス B 及び D に係るものに限る。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 26 項関係) ア～イ (略) 6-66～6-69 (略)</p>

新	旧
<p>6-70 前部霧灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01-<u>S1</u>の4。(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.を除く。)及び5.5.又はUN R19-05(当分の間、UN R19-04-S10と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.、6.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u>の5.5.にかかわらず6.及びUN R19-05の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>6-71 (略)</p> <p>6-72 側方照射灯</p> <p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01-<u>S1</u>の4。(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.を除く。)及び5.6.又はUN R119-02(当分の間、UN R119-01-S6と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01-<u>S1</u>の5.6.にかかわらず6.及びUN R119-02の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-72-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>6-73 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-73の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-01-<u>S1</u>の4。(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.10.又はUN R23-01(当分の間、UN R23-00-S22と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第31条の2第1項関係)</p>	<p>6-70 前部霧灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)自動車に備える前部霧灯については、UN R149-01の4。(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.を除く。)及び5.5.又はUN R19-05(当分の間、UN R19-04-S10と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.、6.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01の5.5.にかかわらず6.及びUN R19-05の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>6-71 (略)</p> <p>6-72 側方照射灯</p> <p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)自動車に備える側方照射灯については、UN R149-01の4。(4.5.1.、4.5.2.1.、4.5.2.2.(b)及び4.5.2.5.を除く。)及び5.6.又はUN R119-02(当分の間、UN R119-01-S6と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-01の5.6.にかかわらず6.及びUN R119-02の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-72-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>6-73 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-73の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)自動車に備える低速走行時側方照射灯については、UN R148-01の4。(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.10.又はUN R23-01(当分の間、UN R23-00-S22と読み替えることができる。以下(2)において同じ。)の5.、6.2.、7.及び8.に定める基準。(適用関係告示第31条の2第1項関係)</p>

新	旧
<p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.10. にかかわらず 6. 及び UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01 の 5.10. にかかわらず 6. 及び UN R23-01 の 6.2. にかかわらず 9.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p>
<p>6-74 車幅灯</p>	<p>6-74 車幅灯</p>
<p>7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 A に係るものに限る。) 又は細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 32 条第 14 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p>	<p>7-74 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 A に係るものに限る。) 又は細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 A 及び MA に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 32 条第 14 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.1. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」 4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p>
<p>6-75 前部上側端灯</p>	<p>6-75 前部上側端灯</p>
<p>7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 AM に係るものに限る。) 又は細目告示別添 59 「前部上側端灯の技術基準」に定める</p>	<p>7-75 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部上側端灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.1. (種別 AM に係るものに限る。) 又は細目告示別添 59 「前部上側端灯の技術基準」に定める基準。</p>

新	旧
<p>基準。(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.1.にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-76 昼間走行灯</p> <p>7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.4. 又は UN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。) の 6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に定める基準。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.4.にかかわらず 6. 及び UN R87-01 の 7.にかかわらず 13.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-77 前部反射器</p> <p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01-<u>S1</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S1</u> の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値で</p>	<p>(適用関係告示第 33 条第 10 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.1.にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 59「前部上側端灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該前部上側端灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80%値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-76 昼間走行灯</p> <p>7-76 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車に備える昼間走行灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.4. 又は UN R87-01 (当分の間、UN R87-00-S20 と読み替えることができる。以下 (3) において同じ。) の 6.、7.、8.、9.、10. 及び 11. に定める基準。(適用関係告示第 33 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01 の 5.4.にかかわらず 6. 及び UN R87-01 の 7.にかかわらず 13.1.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-77 前部反射器</p> <p>7-77 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-01 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01 の 5.1.にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 60「前部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければ</p>

新	旧
<p>なければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-78 側方灯</p> <p>7-78の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01-S1の4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.7.又は細目告示別添61「側方灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第35条第14項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1の5.7.にかかわらず6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添61「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については4.1.1.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.2.で定める最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>6-79 側方反射器</p> <p>7-79の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車にあっては、UN R53-03-S4の5. (5.17.を除く。)及び6.に定める基準。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01-S1の3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-S1の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以</p>	<p>ならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-78 側方灯</p> <p>7-78の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯については、UN R148-01の4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.7.又は細目告示別添61「側方灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第35条第14項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01の5.7.にかかわらず6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添61「側方灯の技術基準」4.1.の規定中「適合するものでなければならない。」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、側方灯の最小光度については4.1.1.で定める最小光度要件の80%値、最大光度については4.1.2.で定める最大光度要件の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~② (略)</p> <p>6-79 側方反射器</p> <p>7-79の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 二輪自動車にあっては、UN R53-03-S3の5. (5.17.を除く。)及び6.に定める基準。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-01の3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添62「側方反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添62「側方反射器の技術基準」別紙5の3.1.の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して80%以上の値であること。」と、同別添3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の6点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の80%以上の値で</p>

新	旧
<p>上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-80 番号灯</p> <p>7-80の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、光度特性に関し、UN R148-01-S1の5.11.にかかわらず6.、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.、6.及び9.にかかわらず10.1.1.並びにUN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第9項関係)</p> <p>また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>(a) 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2bに係るものに限る。)又はUN R4-01の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2bに係るものに限る。)に定める基準</p> <p>(b) 自動車((a)及び(c)に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2aに係るものに限る。)又はUN R4-01の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2aに係るものに限る。)に定める基準</p> <p>(c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2に係るものに限る。)又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.(種別2に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p>	<p>なければならない。」と読み替えるものとする。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-80 番号灯</p> <p>7-80の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、光度特性に関し、UN R148-01の5.11.にかかわらず6.、UN R4-01 (当分の間、UN R4-00-S19と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.、6.及び9.にかかわらず10.1.1.並びにUN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第9項関係)</p> <p>また、交換式光源に関し、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>(a) 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2bに係るものに限る。)又はUN R4-01の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2bに係るものに限る。)に定める基準</p> <p>(b) 自動車((a)及び(c)に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2aに係るものに限る。)又はUN R4-01の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2aに係るものに限る。)に定める基準</p> <p>(c) 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.11.(種別2に係るものに限る。)又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.(種別2に係るものに限る。)に定める基準</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①~③ (略)</p>
<p>6-81 尾灯</p> <p>7-81の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.2.(種別R1及びR2に係るものに限る。)又は細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.2.(種別R1、R2及びMRに</p>	<p>6-81 尾灯</p> <p>7-81の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.2.(種別R1及びR2に係るものに限る。)又は細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.2.(種別R1、R2及びMRに係るものに</p>

新	旧
<p>係るものに限る。)又はUN R50-01(当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.、7.、8.及び9.に定める基準。(適用関係告示第37条第15項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1の5.2.にかかわらず6.、UN R50-01の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～②(略)</p> <p>6-82 後部霧灯</p> <p>7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.9.又は細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1の5.9.にかかわらず6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第38条第12項関係)</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①(略)</p> <p>6-83 駐車灯</p> <p>7-83の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01-S1の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.3.又は細目告示別添66「駐車灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第39条第12項関係)</p>	<p>限る。)又はUN R50-01(当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.、7.、8.及び9.に定める基準。(適用関係告示第37条第15項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01の5.2.にかかわらず6.、UN R50-01の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～②(略)</p> <p>6-82 後部霧灯</p> <p>7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)自動車に備える後部霧灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.9.又は細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01の5.9.にかかわらず6.に適合するものであればよいこととし、細目告示別添65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。(適用関係告示第38条第12項関係)</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①(略)</p> <p>6-83 駐車灯</p> <p>7-83の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える駐車灯については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.3.又は細目告示別添66「駐車灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第39条第12項関係)</p>

新	旧
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.3. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-84 後部上側端灯</p> <p>7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.2. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-85 後部反射器</p> <p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01-<u>S1</u> の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01-<u>S1</u> の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上であること。」</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.3. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 66「駐車灯の技術基準」4.1. の規定中「適合しなければならない。」とあるのは「適合しなければならない。ただし、駐車灯の最小光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最小光度要件の 80% 値、最大光度については 4.1.1. 及び 4.1.2. で定める最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-84 後部上側端灯</p> <p>7-84 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部上側端灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.2. (種別 RM1 及び RM2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 40 条第 9 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.2. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 67「後部上側端灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該後部上側端灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-85 後部反射器</p> <p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-01 の 3.3.4.2.1.、4. 及び 5.1. 又は細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-01 の 5.1. にかかわらず 3.5.1.1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3.1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80% 以上であること。」と、同別</p>

新	旧
<p>と、同別添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>	<p>添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80% 以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>
<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p>	<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>6-86 大型後部反射器</p>	<p>6-86 大型後部反射器</p>
<p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01-S1 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. 又は UN R70-02 (当分の間、UN R70-01-S10 と読み替えることができる。) の 6. 及び 7. に定める基準。(適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項関係)</p>	<p>(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-01 の 4.1.1. から 4.1.4. 及び 5.2. 又は UN R70-02 (当分の間、UN R70-01-S10 と読み替えることができる。) の 6. 及び 7. に定める基準。(適用関係告示第 41 条の 2 第 7 項関係)</p>
<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p>	<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p>
<p>①~③ (略)</p>	<p>①~③ (略)</p>
<p>6-87 再帰反射材</p>	<p>6-87 再帰反射材</p>
<p>7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-87 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) 6-65 (1) に同じ。</p>	<p>(1) 6-65 (1) に同じ。</p>
<p>(2) <u>UN R150-01-S1 の 5.2.</u> に定める基準 (細目告示第 55 条の 2 関係)</p>	<p>(2) <u>細目告示別添 105 「再帰反射材の技術基準」</u> に定める基準 (細目告示第 55 条の 2 関係)</p>
<p>6-88 制動灯</p>	<p>6-88 制動灯</p>
<p>7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-88 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01-S1 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)</p>	<p>(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1 及び S2 に係るものに限る。) 又は細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1. 及び 4.7.2.2. (b) を除く。) 及び 5.5. (種別 S1、S2 及び MS に係るものに限る。) 又は UN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20 と読み替えることができる。以下 (4) において同じ。) の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)</p>
<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-S1 の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.5. にかかわらず 6. 及び UN R50-01 の 7. にかかわらず 10.1. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 70 「制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>6-89 補助制動灯</p> <p>7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.5. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-90 後退灯</p> <p>7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01-<u>S1</u> の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.8.又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01-<u>S1</u> の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p>	<p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>6-89 補助制動灯</p> <p>7-89 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助制動灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.5. (種別 S3 及び S4 に係るものに限る。)又は細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 43 条第 12 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.5. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、細目告示別添 71「補助制動灯の技術基準」4.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該補助制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-90 後退灯</p> <p>7-90 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える後退灯については、UN R148-01 の 4. (4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2. (b)を除く。)及び5.8.又は令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 44 条第 14 項関係)</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度は、UN R148-01 の 5.8. にかかわらず 6. に適合するものであればよいこととし、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 72「後退灯の技術基準」4.1. の規定中「適合するものであること。」とあるのは「適合するものであること。ただし、当該後退灯の最小光度については 4.4. 及び別紙 1 の 2. に示す最小光度値の 80% 値、最大光度については 4.3. に示す最大光度値の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p>

新	旧
<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-91 方向指示器</p> <p>7-91の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01-<u>S1</u>の5.6.にかかわらず6.、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.にかかわらず10.1.1.並びにUN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>なお、令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第45条第21項、第23項関係)</p> <p>(a) 自動車((b)及び(c)に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S1</u>の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.6.(種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。)又はUN R6-02の5.、6.、7.及び8.に定める基準</p> <p>(b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01-<u>S1</u>の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.6.(種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。)、UN R6-02の5.、6.、7.及び8.又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.に定める基準</p> <p>(c) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては細目告示別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-92~6-94 (略)</p> <p>6-95 後面衝突警告表示灯</p> <p>7-95の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 6-65 (2) に同じ。</u></p> <p>6-96~6-102 (略)</p>	<p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-91 方向指示器</p> <p>7-91の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R148-01の5.6.にかかわらず6.、UN R6-02 (当分の間、UN R6-01-S29と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の6.にかかわらず10.1.1.並びにUN R50-01 (当分の間、UN R50-00-S20と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>なお、令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第45条第21項、第23項関係)</p> <p>(a) 自動車((b)及び(c)に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.6.(種別1、1a、1b、2a、2b、5及び6に係るものに限る。)又はUN R6-02の5.、6.、7.及び8.に定める基準</p> <p>(b) 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器については、UN R148-01の4.(4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。)及び5.6.(種別1、1a、1b、2a、2b、11、11a、11b、11c及び12に係るものに限る。)、UN R6-02の5.、6.、7.及び8.又はUN R50-01の6.、7.、8.及び9.に定める基準</p> <p>(c) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)の両側面の中央部に備える方向指示器にあっては細目告示別添73「方向指示器の技術基準」に定める基準</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>6-92~6-94 (略)</p> <p>6-95 後面衝突警告表示灯</p> <p>7-95の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-96~6-102 (略)</p>

新	旧
<p>6-103 車両接近通報装置</p> <p>7-103の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える車両接近通報装置は、UN R138-01-S3 の 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 51 条の 3 第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>令和 10 年 9 月 24 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u></p> <p>6-104～6-107 (略)</p> <p>6-108 後退時車両直後確認装置</p> <p>6-108-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、<u>後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6-108-2 性能要件</p> <p>(1) <u>後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項関係)</u></p> <p>① <u>UN R158-00-S2 の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16. 及び 17. に定める基準</u></p> <p>② <u>細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」</u></p> <p>(2) <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を次に掲</u></p>	<p>6-103 車両接近通報装置</p> <p>7-103の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える車両接近通報装置<u>については</u>、UN R138-01-S2 の 6. に定める基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-104～6-107 (略)</p> <p>6-108 後退時車両直後確認装置</p> <p><u>7-108の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>[UN R158-00]</u></p> <p>(1) <u>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)は、UN R158-00-S2 の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16. 及び 17. に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>げる基準に適合するよう取付けたものは、(1) ②の基準に適合するものとする。</u> <u>この場合において、①から⑤までに規定する基準については視認等により、⑥及び⑦に規定する基準については書面等により審査するものとする。</u></p> <p><u>① カメラは、自動車の最外側及び最後端から、視界に関する要件に適合するために必要な量を著しく超えて突出していないこと。</u> <u>② カメラ及び画像表示装置は、走行中の振動により著しくその機能を損なわないように取付けられていること。</u> <u>③ 画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、かつ、表示された画像が容易に確認できる位置に備えられていること。</u> <u>④ 画像表示装置の取付けに起因する運転者の直接視界の遮蔽は、最小限であること。</u> <u>この場合において、6-41の規定に適合するよう取付けられた画像表示装置はこの基準に適合するものとする。</u> <u>⑤ 画像表示装置は、原動機の操作位置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して作動を開始し、次のいずれかに該当するときまで、カメラからの画像情報を表示し続けるものであること。</u> <u>ア 変速装置を後退位置以外の位置にした場合</u> <u>イ 運転者が他のカメラの画像に切り替えた場合</u> <u>ウ 被牽引自動車との連結を検知した場合</u> <u>⑥ カメラ及び画像表示装置は、当該装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていること。</u> <u>⑦ カメラ取付部周辺の車体その他の構造物は、別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響を与えるものでないこと。</u></p> <p>6-108-3 欠番 6-108-4 適用関係の整理</p> <p>次に掲げる自動車については、<u>6-108-1</u>及び<u>6-108-2</u>の規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係) ①～③ (略)</p> <p>6-109～6-125 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1)～(3) (略) (4) 積車状態における車両の重心の高さと空車状態における車両の重心の高さを比較する場合にあっては、(3) ②ア (イ) に掲げる計算方法を参考に算定した値を用いるものとする。</p>	<p>(新設) (新設) 〔適用除外〕</p> <p><u>(2)</u> 次に掲げる自動車については、<u>(1)</u>の規定は適用しない。(適用関係告示第52条の2関係) ①～③ (略)</p> <p>6-109～6-125 (略)</p> <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性 7-6-1 テスタ等による審査 (1)～(3) (略) (4) 積車状態における車両の重心の高さと空車状態における車両の重心の高さを比較する場合にあっては、(3) ②ア (イ) に掲げる計算方法を参考に算定した値を用いるものとする。</p>

新	旧
<p>なお、積車状態における車両の重心の高さを算出するにあたり、乗車人員及び積載物品の重心の高さは次のとおりとする。</p> <p>① 乗車人員の重心の高さ ア～イ (略) ウ 7-<u>123</u>の座席に準ずる装置の場合にあっては、床面から 500mm の位置。</p> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-7～7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S6</u> の 5. に適合すること。 なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S6</u> の 5. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S6</u> の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>表 1～表 2 (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-9 (略)</p> <p>7-13～7-15 (略)</p> <p>7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 (略) 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 (略) 7-16-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④</p>	<p>なお、積車状態における車両の重心の高さを算出するにあたり、乗車人員及び積載物品の重心の高さは次のとおりとする。</p> <p>① 乗車人員の重心の高さ ア～イ (略) ウ 7-<u>114</u>の座席に準ずる装置の場合にあっては、床面から 500mm の位置。</p> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-7～7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S5</u> の 5. に適合すること。 なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S5</u> の 5. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S5</u> の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあっては、①から④までの基準に適合するものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>表 1～表 2 (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-9 (略)</p> <p>7-13～7-15 (略)</p> <p>7-16 乗用車の制動装置 7-16-1 (略) 7-16-2 性能要件 7-16-2-1 (略) 7-16-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④</p>

新	旧
<p>までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S5</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-3～7-16-11 (略)</p> <p>7-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車(軽自動車を除く。)については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-16-12-1 (略)</p> <p>7-16-12-2 性能要件</p> <p>7-16-12-2-1 (略)</p> <p>7-16-12-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S5</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-13～7-16-14 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1 (略)</p> <p>7-17-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-05-<u>S2</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05-<u>S2</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止す</p>	<p>までに掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 3 項、細目告示第 93 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S4</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-3～7-16-11 (略)</p> <p>7-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車(軽自動車を除く。)については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-16-12-1 (略)</p> <p>7-16-12-2 性能要件</p> <p>7-16-12-2-1 (略)</p> <p>7-16-12-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の①から④に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置は、UN R140-00-<u>S4</u> の 5.、6. 及び 7. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-16-13～7-16-14 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1 (略)</p> <p>7-17-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-05-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-05-<u>S1</u> 附則 3 の「3. 乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを作動」及び「4. 乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを作動」の基準に適合するものは、「5. 高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止す</p>

新	旧
<p>ることができる装置は、UN R78-05-<u>S2</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-17-3～7-17-10 (略)</p> <p>7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1～7-18-11 (略)</p> <p>7-18-12 従前規定の適用⑧ ①及び②に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～② (略)</p> <p>7-18-12-1 (略)</p> <p>7-18-12-2 性能要件 7-18-12-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>7-18-12-2-2 (略)</p> <p>7-18-13 従前規定の適用⑨ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された 7-15 の自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>7-18-13-1 (略)</p> <p>7-18-13-2 性能要件 7-18-13-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>7-18-13-2-2 (略)</p> <p>7-18-14 従前規定の適用⑩</p>	<p>ることができる装置は、UN R78-05-<u>S1</u> 附則 3 の 9. に適合するものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-17-3～7-17-10 (略)</p> <p>7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1～7-18-11 (略)</p> <p>7-18-12 従前規定の適用⑧ ①及び②に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①～② (略)</p> <p>7-18-12-1 (略)</p> <p>7-18-12-2 性能要件 7-18-12-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) <u>①</u>ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>7-18-12-2-2 (略)</p> <p>7-18-13 従前規定の適用⑨ 平成 12 年 6 月 30 日以前に製作された 7-15 の自動車(軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限り、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>7-18-13-1 (略)</p> <p>7-18-13-2 性能要件 7-18-13-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) <u>①</u>ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>7-18-13-2-2 (略)</p> <p>7-18-14 従前規定の適用⑩</p>

新	旧
<p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-18-14-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならぬ。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-14-2-1③、<u>⑥及び⑧並びに</u>7-18-14-2-2 (2) の基準に適合することを要しない。</p> <p>7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略) ⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ⑦ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても④の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 ⑧ (略)</p> <p>7-18-14-2-2 (略) 7-19 (略)</p> <p>7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p>	<p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-18-14-1 装備要件 自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならぬ。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-14-2-1③、7-18-14-2-2 (2) <u>①、7-18-14-2-1⑥及び⑧</u>の基準に適合することを要しない。</p> <p>7-18-14-2 性能要件 7-18-14-2-1 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。 ①～⑤ (略) ⑥ 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、7-18-14-2-2 (2) <u>①</u>ただし書の自動車にあっては、この限りでない。 ⑦ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても <u>7-18-14-2-1④</u>の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 ⑧ (略)</p> <p>7-18-14-2-2 (略) 7-19 (略)</p> <p>7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) (1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-02 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p>

新	旧
<p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S3</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-20-3～7-20-5 (略)</p> <p>7-20-6 従前規定の適用②</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>7-20-6-1 (略)</p> <p>7-20-6-2 性能要件</p> <p>7-20-6-2-1 (略)</p> <p>7-20-6-2-2 書面等による審査</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-02-<u>S1</u> の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-02-<u>S1</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-20-7～7-20-10 (略)</p> <p>7-21～7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p>	<p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S2</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-20-3～7-20-5 (略)</p> <p>7-20-6 従前規定の適用②</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 18 項、19 項、20 項、21 項、22 項、23 項、第 39 項、第 42 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>7-20-6-1 (略)</p> <p>7-20-6-2 性能要件</p> <p>7-20-6-2-1 (略)</p> <p>7-20-6-2-2 書面等による審査</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t を超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 又は (2) の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、UN R131-00 の 5. 及び 6.、UN R131-02 の 5. 及び 6. 又は平成 25 年 11 月 12 日付け国土交通省告示第 1100 号による改正前の細目告示別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあつては、UN R131-00 の 5. 及び 6. 又は UN R131-02 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-20-7～7-20-10 (略)</p> <p>7-21～7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p>

新	旧
<p>7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項、<u>第 5 項及び第 6 項</u>関係、細目告示第 98 条第 1 項、<u>第 6 項及び第 7 項</u>関係)</p> <p>① <u>高压ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器 (②及び③に掲げるものを除く。)</u> は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。)</u> に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>ウ <u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>[②ウにおける表示例]</u></p>	<p>7-25-1 性能要件 7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

旧

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するもの

(新設)

新

旧

とし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

[③ウにおける表示例]

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④～⑯ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるそれぞれの基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。
ア～イ (略)

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素

②～⑭ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること
ア～イ (略)

(新設)

新

旧

自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、UN R134-01-S1 の 5. (C) を除く。) 及び細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UN R134-01-S1 の 5. (C)、6. 及び細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②ウにおける表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

新

旧

3. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、UN R146-00 の 5. (5. (C) を除く) 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. に規定する刻印又は 5. 2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、UN R146-00 の 5. (C)、6. 及び細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 5. 1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 1. 2. 1. から 6. 1. 2. 3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③ウにおける表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	

(新設)

新	旧														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器の製造番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table>	容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		
容器の製造番号															
1															
2															
3															
4															
充填可能期限	年 月														
車台番号															
<p>3. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p>															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)						
車載容器総括証票															
充填すべきガスの名称															
充填可能期限	年 月														
最高充填圧力 (MFP)															
公称使用圧力 (NWP)															
<p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p>	(新設)														
<p>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.3. に規定する刻印又は 5.4. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</p>															
<p>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</p>															
<p>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</p>															
<p>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</p>															
<p>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</p>															
<p>(参考)</p>															
<p>〔④ウにおける表示例〕</p>															
<p>1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票</p>															
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">容器証票</td> </tr> </table>	容器証票														
容器証票															

新	旧																																																																																				
<table border="1"> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p>2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">容器証票</td></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p>3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">車載容器一覧証票</td></tr> <tr><td></td><td>容器の記号及び番号</td><td>附属品の記号及び番号</td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">車載容器一覧証票</td></tr> <tr><td></td><td>容器の記号及び番号</td><td>附属品の記号及び番号</td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td colspan="2" style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p>6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> </table>	搭載者名称		搭載月	年 月 日	車台番号		容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票				容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号	1			2			3			4			充填可能期限	年 月 日		車台番号			車載容器一覧証票				容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号	1			2			3			4			充填可能期限	年 月		車台番号			車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	最高充填圧力		
搭載者名称																																																																																					
搭載月	年 月 日																																																																																				
車台番号																																																																																					
容器証票																																																																																					
搭載者名称																																																																																					
搭載月	年 月																																																																																				
車台番号																																																																																					
車載容器一覧証票																																																																																					
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号																																																																																			
1																																																																																					
2																																																																																					
3																																																																																					
4																																																																																					
充填可能期限	年 月 日																																																																																				
車台番号																																																																																					
車載容器一覧証票																																																																																					
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号																																																																																			
1																																																																																					
2																																																																																					
3																																																																																					
4																																																																																					
充填可能期限	年 月																																																																																				
車台番号																																																																																					
車載容器総括証票																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年 月 日																																																																																				
最高充填圧力																																																																																					
車台番号																																																																																					
車載容器総括証票																																																																																					
充填すべきガスの名称																																																																																					
搭載容器本数																																																																																					
充填可能期限	年 月																																																																																				
最高充填圧力																																																																																					

新	旧																																						
<table border="1" data-bbox="356 185 947 213"> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="315 220 1059 245">7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" data-bbox="356 248 947 424"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="315 427 1104 485">8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" data-bbox="356 488 947 663"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="163 667 1104 817">(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p data-bbox="194 820 1104 941"><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</p> <p data-bbox="230 944 315 970"><u>(削除)</u></p>	車台番号		車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		<p data-bbox="1144 667 2098 817">(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）</p> <p data-bbox="1202 944 2098 1002">① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p data-bbox="1247 1005 2098 1098">ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p data-bbox="1274 1101 2098 1158">なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p data-bbox="1310 1161 1395 1187">(参考)</p> <p data-bbox="1296 1190 2098 1248">国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</p> <table border="1" data-bbox="1341 1251 1848 1430"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月
車台番号																																							
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																							
充填すべきガスの名称																																							
搭載容器本数																																							
充填可能期限	年 月 日																																						
最高充填圧力																																							
車台番号																																							
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																							
充填すべきガスの名称																																							
搭載容器本数																																							
充填可能期限	年 月																																						
最高充填圧力																																							
車台番号																																							
車載容器総括証票																																							
充填すべきガスの名称																																							
充填可能期限	年 月																																						
最高充填圧力 (MFP)																																							
公称使用圧力 (NWP)																																							
検査有効期限	年 月																																						

新	旧																			
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-06 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> 1. <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u> <table border="1" data-bbox="300 1241 891 1358"> <tr> <th colspan="2">容器証票</th> </tr> <tr> <td>搭載者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> 2. <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u> <table border="1" data-bbox="300 1390 891 1415"> <tr> <th colspan="2">車載容器一覧証票</th> </tr> </table> </p>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票		<p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 437 1848 553"> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の 名称の符号</th> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	
容器証票																				
搭載者名称																				
搭載月	年 月																			
車台番号																				
車載容器一覧証票																				
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																		
再検査有効期限	年 月																			
再 検 査 月	年 月																			

新	旧														
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">容器の製造番号</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table>	容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		
容器の製造番号															
1															
2															
3															
4															
充填可能期限	年 月														
車台番号															
<p>3. <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p>															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)						
車載容器総括証票															
充填すべきガスの名称															
充填可能期限	年 月														
最高充填圧力 (MFP)															
公称使用圧力 (NWP)															
<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p>イ <u>容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限	年 月	供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月
車載容器総括証票															
充填すべきガスの名称															
内容積															
充填可能期限	年 月														
供給圧力 (SP)															
公称使用圧力 (NWP)															
検査有効期限	年 月														

新	旧																									
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして、細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> <u>1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1145 920 1262"> <tr><th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1297 920 1412"> <tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr> <tr><td></td><th>容器の製造番号</th></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票			容器の製造番号	1		2		<p><u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 341 1848 458"> <tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の 名称の符号</th></tr> <tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr> <tr><td>再 検 査 月</td><td>年 月</td><td></td></tr> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	
容器証票																										
搭載者名称																										
搭載月	年 月																									
車台番号																										
車載容器一覧証票																										
	容器の製造番号																									
1																										
2																										
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																								
再検査有効期限	年 月																									
再 検 査 月	年 月																									

新	旧																				
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table>	3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限	年 月	供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		
3																					
4																					
充填可能期限	年 月																				
車台番号																					
車載容器総括証票																					
充填すべきガスの名称																					
内容積																					
充填可能期限	年 月																				
供給圧力 (SP)																					
公称使用圧力 (NWP)																					
<p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。</u></p> <p>ア <u>ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.3.又は3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.3.又は4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、UN R134-01-S1の7.1.から7.1.6.までに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える燃料装置にあつては、UN R146-00の7.に定める基準に適</u></p>	<p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>UN R134-01-S1 (7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。) に定める基準に適合すること。</u></p> <p>イ <u>容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、燃料装置がUN R146-00 (7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.2.2.3.までに限る。)</u></p>																				

新	旧
<p>合すること。</p> <p><u>⑦</u>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）</p> <p><u>① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</p> <p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06 の 18. (18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-06 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-06 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</p> <p><u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</p>	<p>に定める基準に適合すること。</p> <p><u>⑥</u>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>① UN R110-05 の 18. (18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-05 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」3.2.1.又は3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.1.又は4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-06 の18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> ただし、UN R110-06 の6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-06 の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第5項）</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車については、7-25-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第6項、第14項及び第15項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-25-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第16項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする多仕様自動車</u>であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする多仕様自動車</u>であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月</p>	<p><u>① UN R110-05 の18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-05 の6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-05 の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については7-25-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第5項、<u>第6項関係</u>）</p> <p>① (略)</p> <p><u>② 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成29年2月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車については、7-25-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第14項、第15項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-25-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第13条第16項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発行後11月を経過していないものに限る。</u>）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</p>

新	旧
<p>日が令和9年8月31日以前のもの (10)～(14)(略)</p> <p>7-25-5 (略)</p> <p>7-25-6 従前規定の適用② 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第4項関係)</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-25-6-1 性能要件</p> <p>7-25-6-1-1 視認等による審査 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイの基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)</u>に備える燃料装置は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ(略)</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車を除く。)</u>に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p><u>ア ガス容器は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.2.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p><u>ウ 細目告示別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証券、車載容器一覧証券及び車載容器総括証券が貼付されていること。</u> この場合において、容器証券は当該ガス容器に、車載容器一覧証券は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証券は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証券欄を参照するものとし、車載容器一覧証券と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u></p>	<p>(10)～(14)(略)</p> <p>7-25-5 (略)</p> <p>7-25-6 従前規定の適用② 次に掲げる圧縮天然ガスを燃料とする自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第4項関係)</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-25-6-1 性能要件</p> <p>7-25-6-1-1 視認等による審査 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>ガス容器は、</u>容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

旧

〔②ウにおける表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

③～⑫ (略)

7-25-6-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。

この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

① ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. 2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。

② 容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. 2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。

7-25-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 5 項）

① (略)

(削除)

②～⑩ (略)

(新設)

7-25-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係）

① (略)

② 平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成 29 年 2 月 22 日

新

7-25-7-1 性能要件

7-25-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイの基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車に限る。）に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(イ) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年
	4年超	2年2月
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月
	4年1月超	2年3月

(ウ) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

[(ウ) における表示]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
検査有効期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）

旧

までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

7-25-7-1 性能要件

7-25-7-1-1 視認等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 7-25-8-1-1①に同じ。

(新設)

新

旧

の2)

<u>車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</u>	
<u>充填すべきガスの名称</u>	
<u>搭載容器本数</u>	
<u>充填可能期限</u>	年 月 日
<u>検査有効期限</u>	年 月 日
<u>最高充填圧力</u>	
<u>車台番号</u>	

3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）

<u>車載容器総括証票</u>	
<u>充填すべきガスの名称</u>	
<u>搭載容器本数</u>	
<u>充填可能期限</u>	年 月
<u>検査有効期限</u>	年 月
<u>最高充填圧力</u>	
<u>車台番号</u>	

4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4）

<u>車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</u>	
<u>充填すべきガスの名称</u>	
<u>搭載容器本数</u>	
<u>充填可能期限</u>	年 月
<u>検査有効期限</u>	年 月
<u>最高充填圧力</u>	
<u>車台番号</u>	

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

（参考）

〔ウ〕における表示〕

（新設）

新	旧																																
<p>1. <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）</u></p> <table border="1" data-bbox="322 217 965 333"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票</td> <td>検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再検査日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）</u></p> <table border="1" data-bbox="322 395 965 512"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</td> <td>検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再検査日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3. <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）</u></p> <table border="1" data-bbox="322 542 965 659"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票</td> <td>検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p>4. <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の4）</u></p> <table border="1" data-bbox="322 721 965 837"> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</td> <td>検査実施者の 名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日	容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月 日		再検査日	年 月 日	容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	<p>(新設)</p>
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																															
再検査有効期限	年 月 日																																
再検査日	年 月 日																																
容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号																															
再検査有効期限	年 月 日																																
再検査日	年 月 日																																
容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号																															
再検査有効期限	年 月																																
再検査月	年 月																																
容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）		検査実施者の 名称の符号																															
再検査有効期限	年 月																																
再検査月	年 月																																
<p>② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.3.に規定する刻印又は5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p><u>ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.2.5.1.から6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものと</u></p>																																	

新

旧

し、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

[②ウにおける表示例]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月	
車台番号		

5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	

新	旧																														
<table border="1"> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="2"><u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="2"><u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td style="text-align: center;">年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> </table>	搭載容器本数		充填可能期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	最高充填圧力		<p><u>7-25-7-1-2 書面等による審査</u> (新設)</p> <p><u>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。</u></p> <p><u>① ガス容器は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② ガス容器附属品は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2)～(5) (略)</u></p> <p><u>7-25-8 従前規定の適用④</u> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>7-25-8-1 性能要件</u> <u>7-25-8-1-1 視認等による審査</u> <u>7-25-7-1-1 に同じ。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
搭載容器本数																															
充填可能期限	年 月																														
最高充填圧力																															
車台番号																															
<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>																															
充填すべきガスの名称																															
搭載容器本数																															
充填可能期限	年 月 日																														
最高充填圧力																															
車台番号																															
<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>																															
充填すべきガスの名称																															
搭載容器本数																															
充填可能期限	年 月																														
最高充填圧力																															
<p><u>7-25-7-1-2 書面等による審査</u></p> <p><u>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式16により審査するものとする。</u></p> <p><u>① ガス容器は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.4.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② ガス容器附属品は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.4.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2)～(5) (略)</u></p> <p><u>7-25-8 従前規定の適用④</u> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>7-25-8-1 性能要件</u> <u>7-25-8-1-1 視認等による審査</u> <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p>	<p><u>7-25-7-1-2 書面等による審査</u> (新設)</p> <p><u>(1)～(4) (略)</u></p> <p><u>7-25-8 従前規定の適用④</u> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第7項、第8項、第11項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>7-25-8-1 性能要件</u> <u>7-25-8-1-1 視認等による審査</u> <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p>																														

新

旧

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(ア) 容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月日の前日から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

容器の種類	容器検査合格後の 経過年数	容器再検査 までの期間
圧縮天然ガス自動車燃料装 置用容器	4 年以下	4 年
	4 年超	2 年 2 月
その他の容器	容器保安規則第 24 条第 1 項による	

(ウ) 容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。

(参考)

〔ウ) における表示〕

容器則細目告示様式第 3

車 載 容 器 総 括 証 票		
搭載容器本数		
充填可能期限	年	月 日
検査有効期限	年	月 日
最高充填圧力		
車台番号		

イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。
(ア) 容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。

(イ) 高压ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。

なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月日の前日から起算してア (イ) の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。

(ウ) 容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。

なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付

新	旧										
<p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ ガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.6. に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.5.6. 中「3.5.5. が適用される自動車」とあるのは「7-25-8-1-2 (1) ②オが適用される自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 保安基準第 17 条第 3 項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4. に定める基準に適合すること。</p>	<p><u>であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>〔ウ〕における表示</u></p> <p><u>容器則細目告示様式第 4</u></p> <table border="1" data-bbox="1377 312 2085 427"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>再検査有効期限</u></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>再検査日</u></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、</u>三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ ガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.6. に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.5.6. 中「3.5.5. が適用される自動車」とあるのは「7-25-1-2 (1) ①オが適用される自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 保安基準第 17 条第 3 項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、</u>三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4. に定める基準に適合すること。</p>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>		<u>再検査有効期限</u>	年 月 日			<u>再検査日</u>	年 月 日
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>									
<u>再検査有効期限</u>	年 月 日										
<u>再検査日</u>	年 月 日										

新	旧
<p>オ 座席の地上面からの高さが700mm以下の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（乗車定員 10人以上のもの、その形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において「3.5.5.1.及び3.5.5.2.の方法」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2.に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-25-9～7-25-10 (略)</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]</p> <p>7-25-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-11-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-1 視認等による審査</p> <p><u>7-25-1-1 (3) に同じ。</u></p> <p>7-25-11-1-2 (略)</p> <p>7-25-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 6 項、第 14 項及び第 15 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-12-1 性能要件</p> <p>7-25-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、</u></p>	<p>オ 座席の地上面からの高さが700mm以下の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（乗車定員 10人以上のもの、その形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車</u>、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において「3.5.5.1.及び3.5.5.2.の方法」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1.及び6.1.2.に限る。）に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2.に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。</u>) にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-25-9～7-25-10 (略)</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用]</p> <p>7-25-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 13 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-25-11-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-1 性能要件</p> <p>7-25-11-1-2 (略)</p> <p>7-25-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 14 項、第 15 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-25-12-1 性能要件</p> <p>7-25-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車 ((3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p>

新	旧																				
<p><u>かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略）</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>ウ <u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。 なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。 <u>(参考)</u> <u>〔②ウにおける表示例〕</u></p> <p>1. <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="356 1155 949 1273"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搭載者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載月</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p> <table border="1" data-bbox="356 1305 949 1420"> <thead> <tr> <th colspan="3">車載容器一覧証票</th> </tr> <tr> <th></th> <th>容器の記号及び番号</th> <th>附属品の記号及び番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月 日	車台番号		車載容器一覧証票				容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号	1			2			<p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア～イ（略） <u>(新設)</u></p>
容器証票																					
搭載者名称																					
搭載月	年 月 日																				
車台番号																					
車載容器一覧証票																					
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号																			
1																					
2																					

新	旧																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 10%; text-align: center;">3</td><td style="width: 40%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">充填可能期限</td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td style="width: 10%; text-align: center;">充填すべきガスの名称</td><td style="width: 40%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">搭載容器本数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">充填可能期限</td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">最高充填圧力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</p> <p>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 2. 2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</p> <p>ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6. 1. 3. から 6. 1. 5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</p> <p>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>[③ウにおける表示例]</p> <p>1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">容器証票</td></tr> <tr><td style="width: 10%; text-align: center;">搭載者名称</td><td style="width: 40%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">搭載月</td><td></td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table>	3			4			充填可能期限		年 月 日	車台番号			車載容器総括証票			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限		年 月 日	最高充填圧力			車台番号			容器証票			搭載者名称			搭載月		年 月 日	<p>(新設)</p>
3																																								
4																																								
充填可能期限		年 月 日																																						
車台番号																																								
車載容器総括証票																																								
充填すべきガスの名称																																								
搭載容器本数																																								
充填可能期限		年 月 日																																						
最高充填圧力																																								
車台番号																																								
容器証票																																								
搭載者名称																																								
搭載月		年 月 日																																						

新	旧																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器一覧証票</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">容器の記号及び番号</th> <th>附属品の記号及び番号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>④～⑯ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①ア及びイの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p><u>ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.3.に規定する刻印又は5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u></p>	車台番号		車載容器一覧証票		容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号	1		2		3		4		充填可能期限	年 月 日	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		<p>②～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア)～(ウ) (略)</u></p> <p><u>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア)～(ウ) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
車台番号																															
車載容器一覧証票																															
容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号																														
1																															
2																															
3																															
4																															
充填可能期限	年 月 日																														
車台番号																															
車載容器総括証票																															
充填すべきガスの名称																															
搭載容器本数																															
充填可能期限	年 月 日																														
最高充填圧力																															
車台番号																															

新

旧

のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.2.5.1.から6.2.5.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

[①ウにおける表示例]

1. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月	
車台番号		

3. 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力	
車台番号	

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第5項関係、細目告

新	旧																					
<p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> <u>(削除)</u></p> <p>① <u>ガス容器は、UN R110-02-S1 の 8.2. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-02-S1 の 8.3. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基</u></p>	<p><u>示第 98 条第 6 項関係)</u></p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> <u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 3)</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 592 1883 767"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (国際相互承認容器則細目告示様式第 5)</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1018 1883 1134"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称 の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	
車載容器総括証票																						
充填すべきガスの名称																						
充填可能期限	年 月																					
最高充填圧力 (MFP)																						
公称使用圧力 (NWP)																						
検査有効期限	年 月																					
容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号																				
再検査有効期限	年 月																					
再 検 査 月	年 月																					

新

旧

準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。

(削除)

(新設)

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

新	旧																							
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-02-S1 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-02-S1 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p>	<p><u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 435 1883 639"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 890 1883 1007"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称 の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限		供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限		容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号	再検査有効期限	年 月		再 検 査 月	年 月	
車載容器総括証票																								
充填すべきガスの名称																								
内容積																								
充填可能期限																								
供給圧力 (SP)																								
公称使用圧力 (NWP)																								
検査有効期限																								
容器再検査合格証票		検査実施者の名称 の符号																						
再検査有効期限	年 月																							
再 検 査 月	年 月																							

新

旧

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-12-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える ガス容器及びガス容器附属品 は、次に掲げる基準に適合すること。

この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。

7-25-12-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える 燃料装置 については、次に掲げる基準に適合すること。

ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備

新	旧
<p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（三輪自動車に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、燃料装置が細目告示別添 118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りではない。</u></p> <p>ア <u>平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車</u></p> <p>イ <u>平成 29 年 2 月 22 日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であつて、当該改造等が行われた後、平成 29 年 2 月 22 日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの</u></p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～②（略）</p>	<p><u>える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>UN R134-00-S3（7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。）に定める基準に適合すること。</u></p> <p>イ 容器附属品は、<u>各ガス容器に直接取付けられていること。</u></p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（三輪自動車、<u>大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u></p> <p>④ <u>ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があつたときは、7-25-1-1 (3) ①ア(エ)の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</u></p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、燃料装置が細目告示別添 118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～②（略）</p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>③ (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① ガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p>	<p><u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-01（7.2.に限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>④ (略)</u></p> <p><u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の（a）から（i）までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>（a）専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの</u></p> <p><u>（b）貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>の</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22°より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が1.30未満のもの</u> <p><u>（c）車両総重量3.5tを超える自動車</u></p> <p><u>（d）（a）から（c）の自動車の形状に類する自動車</u></p> <p><u>（e）二輪自動車</u></p> <p><u>（f）側車付二輪自動車</u></p> <p><u>（g）三輪自動車</u></p> <p><u>（h）大型特殊自動車</u></p> <p><u>（i）被牽引自動車</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>ア 令和5年1月19日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 令和5年1月20日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>（ア）令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>（イ）令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-02-S1 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-02-S1 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-02-S1 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>②</u>の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-02-S1 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1. を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1. を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p>	<p><u>① UN R110-02-S1 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-02-S1 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-02-S1 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置<u>又は UN R110-01 の技術的な要件に定める基準に適合するもの</u>であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>① UN R110-02-S1 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1. を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1. を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p>

新	旧
<p>ただし、UN R110-02-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02-S1 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 16 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 <u>か</u>月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある<u>圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする</u>多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>7-25-13-1 性能要件</p> <p>7-25-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 (<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車</u>、(3) <u>及び</u> (4) に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>高圧ガスを燃料とする自動車に備える</u>ガス容器 (<u>②及び③に掲げるものを除く。</u>)は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。)</u>に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</p> <p><u>ア ガス容器は、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5. 1. 2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 1. 2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の</u></p>	<p>ただし、UN R110-02-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02-S1 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 16 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、<u>発行後 11 月</u>を経過していないものに限る。)の発行日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>7-25-13-1 性能要件</p> <p>7-25-13-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3)、<u>④</u> <u>及び</u> <u>⑤</u>) に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新

旧

5.2.2.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3.から 6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

[②ウにおける表示例]

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2.

(新設)

新

旧

に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. まだに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③ウにおける表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④～⑯ (略)

(2) (略)

②～⑭ (略)

(2) (略)

新	旧																																	
(削除)	<p>(3) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(ア) <u>容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの。</u></p> <p>(イ) <u>高压ガス保安法第45条又は第49条の25（同法第49条の33第2項において準用する場合を含む。）に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u></p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" data-bbox="1384 687 1980 858"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>容器検査合格後の経過年数</th> <th>容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">圧縮水素自動車燃料装置用容器</td> <td>4年以下</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>4年超</td> <td>2年2月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際圧縮水素自動車燃料装置用容器</td> <td>4年1月以下</td> <td>4年1月</td> </tr> <tr> <td>4年1月超</td> <td>2年3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) <u>容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u></p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>〔ウ〕における表示〕</p> <p>1. <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1357 1078 1980 1286"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の2）</u></p> <table border="1" data-bbox="1357 1350 1980 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年	4年超	2年2月	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月	4年1月超	2年3月	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数	
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年以下	4年																																
	4年超	2年2月																																
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4年1月以下	4年1月																																
	4年1月超	2年3月																																
車載容器総括証票																																		
充填すべきガスの名称																																		
搭載容器本数																																		
充填可能期限	年 月 日																																	
検査有効期限	年 月 日																																	
最高充填圧力																																		
車台番号																																		
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																		
充填すべきガスの名称																																		
搭載容器本数																																		

新	旧																																																
	<table border="1" data-bbox="1361 185 1980 300"> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p data-bbox="1312 306 2069 331"><u>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 338 1980 539"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p data-bbox="1312 545 2092 596"><u>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 603 1980 804"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p data-bbox="1312 810 2092 932"><u>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。</u></p> <p data-bbox="1348 938 2092 1059">なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p data-bbox="1312 1066 1384 1091"><u>(参考)</u></p> <p data-bbox="1312 1098 1532 1123"><u>〔(エ)における表示〕</u></p> <p data-bbox="1312 1129 2092 1181"><u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 1187 1980 1356"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力（MFP）</td><td></td></tr> <tr><td>公称使用圧力（NWP）</td><td></td></tr> <tr><td>検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> </table> <p data-bbox="1249 1362 2092 1414"><u>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</u></p>	充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力（MFP）		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月
充填可能期限	年 月 日																																																
検査有効期限	年 月 日																																																
最高充填圧力																																																	
車台番号																																																	
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
搭載容器本数																																																	
充填可能期限	年 月																																																
検査有効期限	年 月																																																
最高充填圧力																																																	
車台番号																																																	
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
搭載容器本数																																																	
充填可能期限	年 月																																																
検査有効期限	年 月																																																
最高充填圧力																																																	
車台番号																																																	
車載容器総括証票																																																	
充填すべきガスの名称																																																	
充填可能期限	年 月																																																
最高充填圧力（MFP）																																																	
公称使用圧力（NWP）																																																	
検査有効期限	年 月																																																

新	旧																																				
	<p>(ア) <u>容器保安規則第 26 条及び第 29 条に規定する構造及び機能を有するもの。</u></p> <p>(イ) <u>高圧ガス保安法第 49 条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u> <u>なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。</u></p> <p>(ウ) <u>容器則細目告示第 32 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</u></p> <p>(参考) 〔ウ〕における表示〕</p> <p>1. <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 687 2000 802"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>再 検 査 日</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 2）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 866 2000 981"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>再 検 査 日</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 1013 2000 1128"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>再 検 査 月</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. <u>低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第 4 の 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 1192 2000 1307"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>再 検 査 月</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(エ) <u>国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付</u></p>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>		<u>再 検 査 日</u>	<u>年 月 日</u>		<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>		<u>再 検 査 日</u>	<u>年 月 日</u>		<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>		<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>		<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>		<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>	
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																																			
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>																																				
<u>再 検 査 日</u>	<u>年 月 日</u>																																				
<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																																			
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>																																				
<u>再 検 査 日</u>	<u>年 月 日</u>																																				
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																																			
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																																				
<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>																																				
<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																																			
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																																				
<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>																																				

新	旧																					
<p>(3) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> <u>(削除)</u></p>	<p><u>であること。</u> <u>(参考)</u> <u>〔エ〕における表示</u> <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 341 1995 459"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td><u>検査実施者の名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>再 検 査 月</u></td> <td><u>年 月</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 991 1995 1166"> <tr> <td colspan="2"><u>車 載 容 器 総 括 証 票</u></td> </tr> <tr> <td><u>充填すべきガスの名称</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>充 填 可 能 期 限</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> <tr> <td><u>最高充填圧力（MFP）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>公称使用圧力（NWP）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>検 査 有 効 期 限</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> </table> <p>イ <u>容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）</u></p>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>		<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>		<u>車 載 容 器 総 括 証 票</u>		<u>充填すべきガスの名称</u>		<u>充 填 可 能 期 限</u>	<u>年 月</u>	<u>最高充填圧力（MFP）</u>		<u>公称使用圧力（NWP）</u>		<u>検 査 有 効 期 限</u>	<u>年 月</u>
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の名称の符号</u>																				
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																					
<u>再 検 査 月</u>	<u>年 月</u>																					
<u>車 載 容 器 総 括 証 票</u>																						
<u>充填すべきガスの名称</u>																						
<u>充 填 可 能 期 限</u>	<u>年 月</u>																					
<u>最高充填圧力（MFP）</u>																						
<u>公称使用圧力（NWP）</u>																						
<u>検 査 有 効 期 限</u>	<u>年 月</u>																					

新	旧																																						
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8.2. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の 8.3. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>〔③における表示例〕</u></p> <p><u>1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 991 904 1107"> <tr><th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 1139 904 1374"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr><td colspan="2">容器の製造番号</td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 1390 904 1433"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器総括証票		容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<table border="1"> <tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th></tr> <tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>再検査月</td><td>年 月</td></tr> </table>	容器再検査合格証票		再検査有効期限	年 月	再検査月	年 月	<table border="1"> <tr><th colspan="2">検査実施者の名称の符号</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	検査実施者の名称の符号			
	容器証票																																						
	搭載者名称																																						
	搭載月	年 月																																					
車台番号																																							
車載容器総括証票																																							
容器の製造番号																																							
1																																							
2																																							
3																																							
4																																							
充填可能期限	年 月																																						
車台番号																																							
車載容器総括証票																																							
容器再検査合格証票																																							
再検査有効期限	年 月																																						
再検査月	年 月																																						
検査実施者の名称の符号																																							

新	旧																															
<table border="1" data-bbox="302 185 904 304"> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① ガス容器は、UN R110-03-S1 の 8.12. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃</p>	充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		<p>(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 834 1962 1042"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1289 1962 1378"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限		供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
充填すべきガスの名称																																
充填可能期限	年 月																															
最高充填圧力 (MFP)																																
公称使用圧力 (NWP)																																
車載容器総括証票																																
充填すべきガスの名称																																
内容積																																
充填可能期限																																
供給圧力 (SP)																																
公称使用圧力 (NWP)																																
検査有効期限																																
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																														
再検査有効期限	年 月																															
再検査月	年 月																															

新	旧																																				
<p>料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の3.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.1.に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</p> <p>② ガス容器附属品は、UN R110-03-S1 の8.13.及び細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の4.1.1.に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</p> <p>③ 細目告示別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</p> <p>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</p> <p>なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>(参考)</p> <p>[③における表示例]</p> <p>1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">容器証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">搭載者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載月</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器一覧証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">容器の製造番号</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票		容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限	年 月	供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
容器証票																																					
搭載者名称																																					
搭載月	年 月																																				
車台番号																																					
車載容器一覧証票																																					
容器の製造番号																																					
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
充填可能期限	年 月																																				
車台番号																																					
車載容器総括証票																																					
充填すべきガスの名称																																					
内容積																																					
充填可能期限	年 月																																				
供給圧力 (SP)																																					
公称使用圧力 (NWP)																																					

新	旧
<p>7-25-13-1-2 書面等による審査 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>7-25-13-1-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</u> <u>ア UN R134-00-S3 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から7.1.6. に限る。) に定める基準に適合すること。</u> <u>イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。</u></p> <p><u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。）にあつては、燃料装置が細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び車両総重量が 2.8t を超える自動車に限る。）にあつては、ガス容器及び容器附属品は、その最後部から車両最後部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u></p> <p><u>④ ガス容器について、国際相互承認に係る容器保安規則第 3 条第 1 号に定める基準に適合することが確認できる書面の提示があつたときは、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) の「国際相互承認に係る容器保安規則第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するもの」に適合するものとする。</u></p> <p><u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、燃料装置が UN R146-00 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から7.2.2.3. までに限る。) に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量 2.8t を超える自動車及びその</u></p>

新	旧
	<p><u>形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</u>にあつては、UN R137-01-S3（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</u>にあつては、UN R34-03-S2（附則 4（2.7.2.を除く。）に限る。）又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p><u>この場合において、同別添 3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-01（附則 5 の 1.及び 2.に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</u></p> <p>③ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</u>にあつては、UN R134-01（7.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>④ <u>圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）</u>にあつては、UN R94-03-S1（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-01（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）</u>にあつては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。</p> <p><u>(a) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>(b) 貨物の運送の用に供する自動車であつて次のいずれにも該当しないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・前車軸中心と運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22° より小さいもの</u> <u>・運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離と運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の比が 1.30 未満のもの</u> <p><u>(c) 車両総重量 3.5t を超える自動車</u> <u>(d) (a) から (c) の自動車の形状に類する自動車</u> <u>(e) 二輪自動車</u></p>

新	旧
<p>(1) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</p> <p>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</p> <p>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</p> <p>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-03-S1 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-03-S1 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1</p>	<p>(f) 側車付二輪自動車 (g) 三輪自動車 (h) 大型特殊自動車 (i) 被牽引自動車</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。</p> <p>ア 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 イ 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (4) 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>① UN R110-03-S1 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-03-S1 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18.1.2. は適</p>

新	旧
<p>の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p><u>(2) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u></p> <p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3. 2. 1. 又は 3. 2. 2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4. 2. 1. 又は 4. 2. 2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-03-S1 の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-03-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>7-25-14～7-25-16 (略) 7-25-17 従前規定の適用⑬</p>	<p>用しない。</p> <p><u>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車</u>を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>① UN R110-03-S1 の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-03-S1 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-03-S1 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p><u>(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) の基準にかかわらず次に掲げるものであればよい。(細目告示第 98 条第 5 項関係)</u></p> <p><u>① ガス容器及び容器附属品は、その最前端部から車両前端部までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、その最後端部から車両後端部までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上である位置に取付けられていること。</u></p> <p><u>② ガス容器の取付部は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力でガス容器を充填した状態において、走行方向の±196m/s²の加速度により、破断しないものであること。</u></p> <p><u>この場合において、加速度に係る要件への適合性は、計算による方法により又は自動車製作者により証明されるものであること。</u></p> <p>7-25-14～7-25-16 (略) 7-25-17 従前規定の適用⑬</p>

新	旧
<p>次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-25-17-1 性能要件 7-25-17-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>高压ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア～イ（略）</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>ウ <u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の</u></p>	<p>次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 23 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>7-25-17-1 性能要件 7-25-17-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高压ガスを燃料とする自動車（(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ。<u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係）</u></p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新

旧

記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②ウにおける表示例〕

1. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

③ 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

(新設)

新

旧

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③ウにおける表示例〕

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④～⑯ (略)

(2) (略)

(3) 7-25-1-1 (3) に同じ。

(削除)

②～⑭ (略)

(2) (略)

(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(イ) 容器保安規則第 7 条及び第 17 条に規定する構造及び機能を有するもの。

新	旧																																																			
	<p>(イ) <u>高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の 25 (同法第 49 条の 33 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</u></p> <p>なお、当該刻印又は標章において示された充填可能期限及び容器検査に合格した年月の前月の末日 (年月日の表示があるものは、年月日の前日) から起算して次表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <table border="1" data-bbox="1384 405 1980 580"> <thead> <tr> <th>容器の種類</th> <th>容器検査合格後の経過年数</th> <th>容器再検査までの期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮水素自動車燃料装置用容器</td> <td>4 年以下</td> <td>4 年</td> </tr> <tr> <td>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器</td> <td>4 年 1 月以下</td> <td>4 年 1 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 年 1 月超</td> <td>2 年 2 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 年 1 月超</td> <td>2 年 3 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) <u>容器則細目告示第 1 条第 2 項第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u></p> <p>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考)</p> <p>[ウ) における表示]</p> <p>1. <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第 3)</u></p> <table border="1" data-bbox="1357 798 1980 1002"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第 3 の 2)</u></p> <table border="1" data-bbox="1357 1066 1980 1270"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. <u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器 (容器則細目告示様式第 3 の 3)</u></p> <table border="1" data-bbox="1357 1302 1980 1418"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>	容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間	圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年以下	4 年	国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年 1 月以下	4 年 1 月		4 年 1 月超	2 年 2 月		4 年 1 月超	2 年 3 月	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	検査有効期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月
容器の種類	容器検査合格後の経過年数	容器再検査までの期間																																																		
圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年以下	4 年																																																		
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器	4 年 1 月以下	4 年 1 月																																																		
	4 年 1 月超	2 年 2 月																																																		
	4 年 1 月超	2 年 3 月																																																		
車載容器総括証票																																																				
充填すべきガスの名称																																																				
搭載容器本数																																																				
充填可能期限	年 月 日																																																			
検査有効期限	年 月 日																																																			
最高充填圧力																																																				
車台番号																																																				
車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)																																																				
充填すべきガスの名称																																																				
搭載容器本数																																																				
充填可能期限	年 月 日																																																			
検査有効期限	年 月 日																																																			
最高充填圧力																																																				
車台番号																																																				
車載容器総括証票																																																				
充填すべきガスの名称																																																				
搭載容器本数																																																				
充填可能期限	年 月																																																			

新	旧																																
	<table border="1" data-bbox="1357 186 1977 272"> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1314 277 2089 331">4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第3の4）</p> <table border="1" data-bbox="1357 336 1977 541"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1314 545 2089 667">(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S3の7.1.1.2.又はUN R146-00の7.1.1.2.に適合するもの。</p> <p data-bbox="1346 671 2089 793">なお、国際相互承認容器則細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p data-bbox="1314 798 1384 820">(参考)</p> <p data-bbox="1314 825 1525 847">[(エ) における表示]</p> <p data-bbox="1314 852 2089 914">国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第3）</p> <table border="1" data-bbox="1357 919 1977 1091"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力（MFP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力（NWP）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p data-bbox="1252 1096 2089 1158">イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p data-bbox="1314 1163 2089 1217">(ア) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの。</p> <p data-bbox="1314 1222 2089 1276">(イ) 高压ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの。</p> <p data-bbox="1346 1281 2089 1402">なお、当該刻印又は標章において示された容器再検査に合格した年月の前月の末日（年月日の表示があるものは、年月日の前日）から起算してア（イ）の表の区分に応じた容器再検査までの期間を加えた日は、審査当日以降の日付であること。</p> <p data-bbox="1314 1407 2089 1433">(ウ) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口</p>	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月	検査有効期限	年 月	最高充填圧力		車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力（MFP）		公称使用圧力（NWP）		検査有効期限	年 月
検査有効期限	年 月																																
最高充填圧力																																	
車台番号																																	
車載容器総括証票（低充填サイクル車両専用）																																	
充填すべきガスの名称																																	
搭載容器本数																																	
充填可能期限	年 月																																
検査有効期限	年 月																																
最高充填圧力																																	
車台番号																																	
車載容器総括証票																																	
充填すべきガスの名称																																	
充填可能期限	年 月																																
最高充填圧力（MFP）																																	
公称使用圧力（NWP）																																	
検査有効期限	年 月																																

新	旧																																			
	<p><u>近傍に貼付されているもの。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>〔(ウ)における表示]</u></p> <p><u>1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 405 1998 520"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td rowspan="3"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査日</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> </table> <p><u>2. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の2）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 584 1998 699"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u></td> <td rowspan="3"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査日</u></td> <td><u>年 月 日</u></td> </tr> </table> <p><u>3. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 730 1998 845"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td rowspan="3"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査月</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> </table> <p><u>4. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（容器則細目告示様式第4の4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 909 1998 1024"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u></td> <td rowspan="3"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査月</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> </table> <p><u>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>〔(エ)における表示]</u></p> <p><u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1361 1311 1998 1426"> <tr> <td colspan="2"><u>容器再検査合格証票</u></td> <td rowspan="3"><u>検査実施者の 名称の符号</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査有効期限</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> <tr> <td><u>再検査月</u></td> <td><u>年 月</u></td> </tr> </table>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>	<u>再検査日</u>	<u>年 月 日</u>	<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>	<u>再検査日</u>	<u>年 月 日</u>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>	<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>	<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>	<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>	<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>	<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>	<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>																																		
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>																																			
<u>再検査日</u>	<u>年 月 日</u>																																			
<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>																																		
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月 日</u>																																			
<u>再検査日</u>	<u>年 月 日</u>																																			
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>																																		
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																																			
<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>																																			
<u>容器再検査合格証票（低充填サイクル車両専用）</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>																																		
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																																			
<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>																																			
<u>容器再検査合格証票</u>		<u>検査実施者の 名称の符号</u>																																		
<u>再検査有効期限</u>	<u>年 月</u>																																			
<u>再検査月</u>	<u>年 月</u>																																			

新	旧																					
<p>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① ガス容器は、UN R110-04-S2 の 8.2. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</p>	<p>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない <u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</u></p> <p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 746 1960 922"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ <u>容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1174 1960 1262"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
車載容器総括証票																						
充填すべきガスの名称																						
充填可能期限	年 月																					
最高充填圧力 (MFP)																						
公称使用圧力 (NWP)																						
検査有効期限	年 月																					
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																				
再検査有効期限	年 月																					
再検査月	年 月																					

新

旧

② ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 の 8.3. 又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

(新設)

③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

(新設)

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(5) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）。

新	旧																							
<p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げるそれぞれの基準に適合するものとする。</u> <u>(削除)</u></p> <p>① <u>ガス容器は、UN R110-04-S2 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基</u></p>	<p>① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u> <u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 592 1962 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u> <u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1046 1962 1136"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票</th> <th>検査実施者の名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再検査月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限		供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限		容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
車載容器総括証票																								
充填すべきガスの名称																								
内容積																								
充填可能期限																								
供給圧力 (SP)																								
公称使用圧力 (NWP)																								
検査有効期限																								
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																						
再検査有効期限	年 月																							
再検査月	年 月																							

新

旧

準」の5.2.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

③ 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.3.から6.1.5.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式16の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式16に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-17-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②及び③の基準に適合するものとする。

(新設)

7-25-17-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)

新	旧
<p>① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.3. 又は 3.4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.3. 又は 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>② <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、UN R134-01-S1 の 7.1. から 7.1.6. までに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。）に備える燃料装置にあっては、UN R146-00 の 7. に定める基準に適合すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</p> <p>① <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</u> <u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> <u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。</u> <u>ア UN R134-00-S3 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.1.6. に限る。) に定める基準に適合すること。</u> <u>イ 容器附属品は、各ガス容器に直接取付けられていること。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、燃料装置が UN R146-00 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.2.2.3. までに限る。) に定める基準に適合すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。<u>(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>合すること。</u></p> <p><u>② 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、</u> UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>②</u>の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。</p> <p><u>ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1.又は 3.2.2.に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1.又は 4.2.2.に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p><u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、</u> UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告</p>	<p><u>①</u> UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。<u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>①</u> UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から18.3.3.まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1.を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1.を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.13.から 8.22.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告</p>

新	旧
<p>示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-18-1 性能要件 7-25-18-1-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 7-25-1-1 (1) に同じ。</u> <u>(2) 7-25-1-1 (2) に同じ。</u> <u>(3) 7-25-1-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> <u>① ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.2. 及び細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u> <u>② ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.3. 又は細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u> <u>③ 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> <u>1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u> <u>容器証票</u></p>	<p>示第 13 条第 24 項関係) ①～④ (略) 7-25-18-1 性能要件 7-25-18-1-1 視認等による審査 <u>7-25-1-1 に同じ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>

新	旧																																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">搭載者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載月</td> <td></td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器一覧証票</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容器の製造番号</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> </tr> </table> <p>3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table>	搭載者名称			搭載月		年 月	車台番号			車載容器一覧証票		容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		
搭載者名称																																				
搭載月		年 月																																		
車台番号																																				
車載容器一覧証票																																				
容器の製造番号																																				
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
充填可能期限	年 月																																			
車台番号																																				
車載容器総括証票																																				
充填すべきガスの名称																																				
充填可能期限	年 月																																			
最高充填圧力 (MFP)																																				
公称使用圧力 (NWP)																																				
<p>(5) <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① <u>ガス容器は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.12. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 8.13. 及び細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料</u></p>	<p>(新設)</p>																																			

新

旧

装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されていること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③における表示例〕

1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
内容積	
充填可能期限	年 月
供給圧力 (SP)	
公称使用圧力 (NWP)	

7-25-18-1-2 書面等による審査

(1) 7-25-1-2 (1) に同じ。

(削除)

7-25-18-1-2 書面等による審査

(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。

ア UN R134-01 (7.1.1.1.、7.1.1.3. から 7.1.6. に限る。) に定める基準に適

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>合すること。</u></p> <p><u>イ 7-25-1-2 (1) イに同じ。</u></p> <p><u>② 7-25-1-2 (1) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 7-25-1-2 (1) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 7-25-1-2 (1) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 7-25-1-2 (1) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u></p>
<p>(2) <u>7-25-1-2 (2) に同じ。</u></p>	<p>(2) <u>ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-02-S1（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>ア 7-25-1-2 (2) ①アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-25-1-2 (2) ①イに同じ。</u></p> <p><u>ウ 7-25-1-2 (2) ①ウに同じ。</u></p> <p><u>エ 7-25-1-2 (2) ①エに同じ。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-S1 の 5.2.1.（5.2.1.1.及び5.2.1.2.を除く。）に適合すること。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-01（7.2.に限る。）に適合すること。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-04（附則 3 の 1.、3.及び4.に限る。）に定める方法及び UN R134-01（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p><u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除</u></p>

新	旧
<p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</p> <p>① <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア <u>ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> イ <u>ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、8.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u> ただし、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、<u>ガス容器</u>附属品及び<u>ガス容器</u>附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.1.2. は適用しない。</p>	<p><u>く。）にあつては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u> <u>(a) 7-25-1-2 (2) ⑤ (a) に同じ。</u> <u>(b) 7-25-1-2 (2) ⑤ (b) に同じ。</u> <u>(c) 7-25-1-2 (2) ⑤ (c) に同じ。</u> <u>(d) 7-25-1-2 (2) ⑤ (d) に同じ。</u> <u>(e) 7-25-1-2 (2) ⑤ (e) に同じ。</u> <u>(f) 7-25-1-2 (2) ⑤ (f) に同じ。</u> <u>(g) 7-25-1-2 (2) ⑤ (g) に同じ。</u> <u>(h) 7-25-1-2 (2) ⑤ (h) に同じ。</u> <u>(i) 7-25-1-2 (2) ⑤ (i) に同じ。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 12 項関係）</u> <u>ア 7-25-1-2 (2) ⑤アに同じ。</u> <u>イ 7-25-1-2 (2) ⑤イに同じ。</u></p> <p>(3) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>① UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4. から 18.3.6. まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12. 及び 18.13. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.3. から 8.11. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2. は適用しない。</p>

新	旧
<p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。 ア ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。 イ ガス容器附属品は、ガス容器に装着する附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</p> <p><u>② 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える燃料装置は、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1. を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1. を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>ただし、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.13. から 8.22. まで（ガス容器、ガス容器附属品及びガス容器附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 又は UN R110-05 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) (略) (2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) <u>②</u>の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係） ①～② (略)</p> <p>7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係）</p>	<p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。</u>）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは<u>この</u>基準に適合するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>①</u> UN R110-04-S2 の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1. から 18.3.3. まで、18.5.、18.7.1.（18.7.1.1. を除く。）、18.7.2.（18.7.2.1. を除く。）、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3. 及び 18.10.4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2 の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1. 及び 8.13. から 8.22. まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18.1.2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-26 電気装置 7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) (略) (2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) <u>③</u>の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係） ①～② (略)</p> <p>7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係）</p>

新

旧

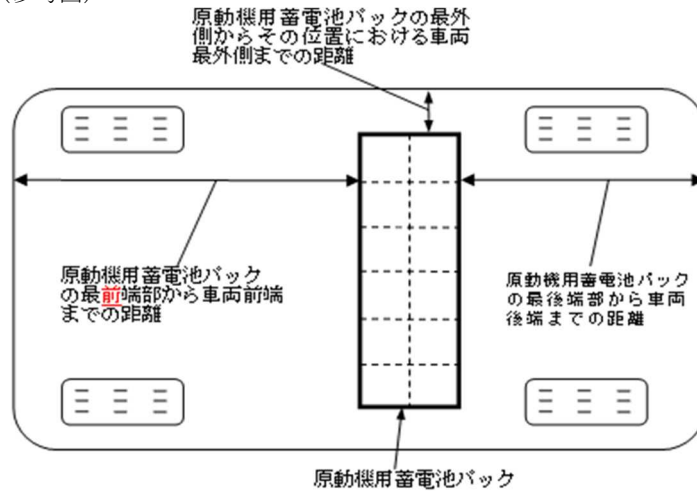
(1) ~ (2) (略)

(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第99条第10項関係)

①~③ (略)

(参考図)



7-26-2~7-26-15 (略)

7-26-16 従前規定の適用⑫

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第32項)

①~④ (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

7-26-16-1 性能要件

7-26-16-1-1 (略)

7-26-16-1-2 書面等による審査

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査

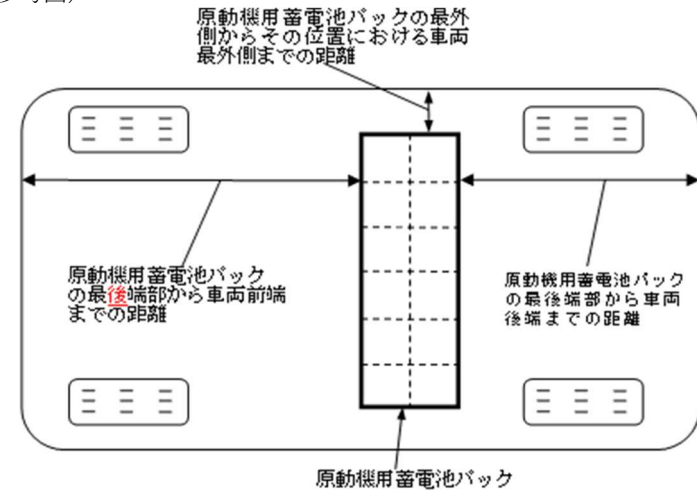
(1) ~ (2) (略)

(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) ①から⑥まで及び⑨の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが800mmを超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第99条第10項関係)

①~③ (略)

(参考図)



7-26-2~7-26-15 (略)

7-26-16 従前規定の適用⑫

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第32項)

①~④ (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

7-26-16-1 性能要件

7-26-16-1-1 (略)

7-26-16-1-2 書面等による審査

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査

新	旧
<p>したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、7-26-1-2-1（2）の自動車にあつては、②の基準に適合するものであればよい。</p> <p>② 7-26-20-1-2（1）③に同じ。</p> <p><u>(2) (1) ①に規定する UN R100-02-S4 の 6. は、次に掲げる審査方法とすることができる。</u></p> <p><u>① 自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3. 及び 6.10. に適合するものとする。</u></p> <p><u>② 国際連合危険物輸送勧告の試験基準に適合している原動機用蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3.、6.6. 及び 6.7. に適合するものとする。</u></p> <p><u>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4. の基準に適合すること。 <u>（削除）</u></p> <p><u>(4) (3) ⑨に規定する UN R100-02-S4 の 6.4. は、次に掲げる審査方法とすることができる。</u></p> <p><u>① 自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。</u></p> <p><u>② 6.4.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックは、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上及びその後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 300mm 以上の位置にあるものは、UN R100-02-S4 の 6.4.2. に適合するものとする。</u></p> <p><u>(5) ～ (6)（略）</u></p> <p>7-26-17～7-26-19（略） 7-26-20 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車</p>	<p>したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。 この場合において、<u>自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.2.、6.3. 及び 6.10. に適合するものとする。</u> <u>また、7-26-1-2-1（2）の自動車にあつては、②の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>② 7-26-1-2-2（1）③に同じ。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が発突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>①～⑧（略）</p> <p>⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4. の基準に適合すること。 <u>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-02-S4 の 6.4.1. に適合するものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(3) ～ (4)（略）</u></p> <p>7-26-17～7-26-19（略） 7-26-20 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車</p>

新

については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係)

①～⑤ (略)

7-26-20-1 性能要件

7-26-20-1-1 (略)

7-26-20-1-2 書面等による審査

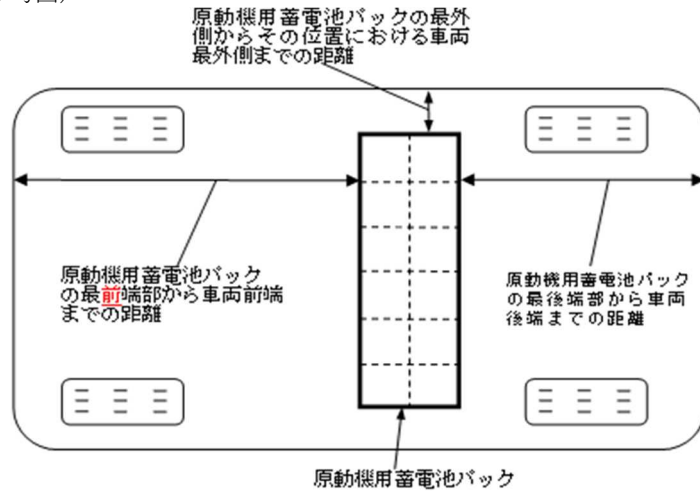
(1) ～ (3) (略)

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)

①～③ (略)

(参考図)



7-27～7-36 (略)

7-37 突入防止装置

7-37-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自

旧

については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 36 項関係)

①～⑤ (略)

7-26-20-1 性能要件

7-26-20-1-1 (略)

7-26-20-1-2 書面等による審査

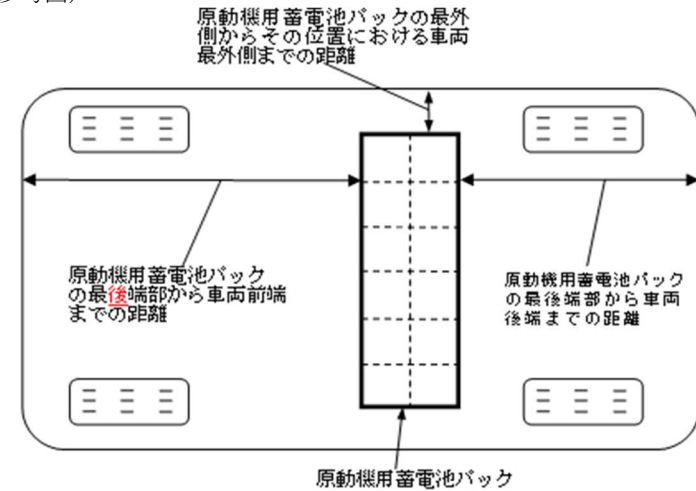
(1) ～ (3) (略)

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)

①～③ (略)

(参考図)



7-27～7-36 (略)

7-37 突入防止装置

7-37-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自

新	旧
<p>動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2の基準に適合する突入防止装置を7-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm(車両総重量が8t以下の自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。))にあっては600mm)以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-10 (略)</p> <p>7-38~7-45 (略)</p> <p>7-46 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-46-1~7-46-3 (略)</p> <p>7-46-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和45年3月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)については、7-46-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第21条第2項第2号関係)</p> <p>(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-46-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第21条第3項関係)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>7-46-5 (略)</p> <p>7-46-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和45年3月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条第2項第2号関係)</p>	<p>動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2の基準に適合する突入防止装置を7-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm(車両総重量が8t以下の自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。))にあっては600mm)以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-10 (略)</p> <p>7-38~7-45 (略)</p> <p>7-46 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-46-1~7-46-3 (略)</p> <p>7-46-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和45年3月31日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供する<u>もの以外のもの</u>については、7-46-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第21条第2項第2号関係)</p> <p>(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び昭和45年3月31日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供する<u>もの</u>については、7-46-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第21条第3項関係)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>7-46-5 (略)</p> <p>7-46-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和45年3月31日以前に製作された自動車で専ら乗用の用に供する<u>もの以外のもの</u>については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第21条第2項第2号関係)</p>

新	旧
<p>7-46-6-1～7-46-6-2 (略)</p> <p>7-46-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 3 項関係)</p> <p>7-46-7-1～7-46-7-2 (略)</p> <p>7-47～7-54 (略)</p> <p>7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S3</u> の 5. 1. 3. に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-55-2～7-55-5 (略)</p> <p>7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 5 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-55-6-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S3</u> の 5. 1. 3. に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-56 騒音防止装置 7-56-1 (略)</p> <p>7-56-2 性能要件</p>	<p>7-46-6-1～7-46-6-2 (略)</p> <p>7-46-7 従前規定の適用③ 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車 <u>及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するもの</u> については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 3 項関係)</p> <p>7-46-7-1～7-46-7-2 (略)</p> <p>7-47～7-54 (略)</p> <p>7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S2</u> の 5. 1. 3. に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-55-2～7-55-5 (略)</p> <p>7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 5 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-55-6-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。 ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S2</u> の 5. 1. 3. に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-56 騒音防止装置 7-56-1 (略)</p> <p>7-56-2 性能要件</p>

新	旧
<p>7-56-2-1 (略)</p> <p>7-56-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。 <u>この場合において、9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S8の6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ3に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(削除)※ (1) ①に移設</u></p> <p><u>(2) ~ (3) (略)</u></p> <p><u>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</u></p> <p><u>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア~イ (略)</p>	<p>7-56-2-1 (略)</p> <p>7-56-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S7の6。(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ3に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。)に定める基準に適合する構造であること。 なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%(多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%)の範囲にあればよい。</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(2) 9-5の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p><u>(3) ~ (4) (略)</u></p> <p><u>(5) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(6)から(9)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</u></p> <p><u>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)以外の自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア~イ (略)</p>

新	旧
<p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>(5)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p><u>(6)</u> 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-<u>S8</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S8</u> の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(7)</u> 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器</p> <p>① (略)</p>	<p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>(6)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p><u>(7)</u> 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-<u>S7</u> の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-<u>S7</u> の 6.2.2.（フェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア) (イ) (ウ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ～ (ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(8)</u> 側車付二輪自動車（使用の過程にある二輪自動車を改造したものを除く。）又は三輪自動車に備える消音器</p> <p>① (略)</p>

新	旧
<p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>(7)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(8)</u> 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-S1 の 6.1.及び6.2.に適合することが明らかである二輪自動車(使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。)又はUN R51-03-<u>S8</u>の6.2.2.(フェーズ3に係る要件に限る。)適合することが明らかである自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く)。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(9)</u> 次に掲げるものは、<u>(4)</u>の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③ (略)</p> <p><u>(10)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の<u>(4)</u>の基準に適合した消音器等とセッ</p>	<p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、<u>(8)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(9)</u> 使用の過程にある自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R41-05-S1 の 6.1.及び6.2.に適合することが明らかである二輪自動車(使用の過程において、側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。)又はUN R51-03-<u>S7</u>の6.2.2.(フェーズ3に係る要件に限る。)適合することが明らかである自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く)。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(ア)(イ)(オ)(キ)が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア)～(ク) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(10)</u> 次に掲げるものは、<u>(5)</u>の基準に影響しない消音器の改造とする。 ①～③ (略)</p> <p><u>(11)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の<u>(5)</u>の基準に適合した消音器等とセッ</p>

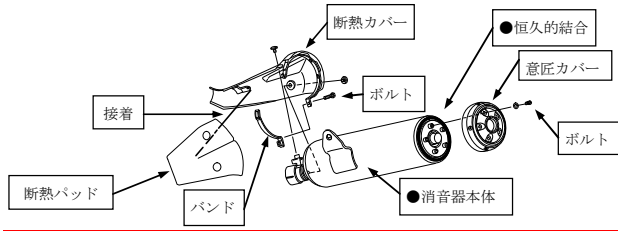
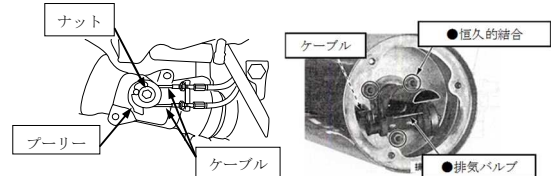
新	旧
<p>トで換装した場合を除く。)は、<u>(4)</u>の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(5)</u>②ア又は<u>(6)</u>②アに準じて確認するものとする。</p> <p>[UN R51-03-S8 の読み替え適用] <u>(11)</u>次に掲げる自動車にあっては7-56-2-2の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係) ①～④ (略)</p> <p>[試験路の読み替え適用] <u>(12)</u>次に掲げる自動車にあっては7-56-2-2の規定において、UN R51-03-S7に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第27条第38項関係)</p> <p>① <u>令和10年9月24日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和10年9月25日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの</u></p> <p>7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (削除) (1)平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-56-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第23項及び第24項関係) (2)次に掲げる二輪自動車にあっては、7-56-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係) ①～② (略) (3)次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、7-56-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係</p>	<p>トで換装した場合を除く。)は、<u>(5)</u>の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(6)</u>②ア又は<u>(7)</u>②アに準じて確認するものとする。</p> <p>[UN R51-03-S7 の読み替え適用] <u>(12)</u>次に掲げる自動車にあっては7-56-2-2の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係) ①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1)～(8) (略) (9)平成22年3月31日以前に製作された自動車については、7-56-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第23項及び第24項関係) (10)次に掲げる二輪自動車にあっては、7-56-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係) ①～② (略) (11)次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、7-56-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係</p>

新	旧
<p>告示第 27 条第 28 項関係) ①～⑥ (略)</p> <p><u>(4)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>8</u> (従前規定の適用<u>(4)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～⑤ (略)</p> <p><u>(5)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-<u>9</u> (従前規定の適用<u>(5)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(6)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>10</u> (従前規定の適用<u>(6)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係) ①～④ (略)</p> <p><u>(7)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては 7-56-<u>11</u> (従前規定の適用<u>(7)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 33 項関係) ①～④ (略)</p> <p><u>(8)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-<u>12</u> (従前規定の適用<u>(8)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(9)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>13</u> (従前規定の適用<u>(9)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ①～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>7-56-<u>5</u> 従前規定の適用① 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>7-56-<u>5</u>-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-<u>5</u>-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-<u>5</u>-2 性能要件</p> <p>7-56-<u>5</u>-2-1 (略)</p> <p>7-56-<u>5</u>-2-2 書面等による審査 (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基</u></p>	<p>係告示第 27 条第 28 項関係) ①～⑥ (略)</p> <p><u>(12)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>16</u> (従前規定の適用<u>(12)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係) ①～⑤ (略)</p> <p><u>(13)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-<u>17</u> (従前規定の適用<u>(13)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(14)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>18</u> (従前規定の適用<u>(14)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 32 項関係) ①～④ (略)</p> <p><u>(15)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては 7-56-<u>19</u> (従前規定の適用<u>(15)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 33 項関係) ①～④ (略)</p> <p><u>(16)</u> 次に掲げる自動車にあつては、7-56-<u>20</u> (従前規定の適用<u>(16)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 34 項関係) ①～② (略)</p> <p><u>(17)</u> 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) にあつては、7-56-<u>21</u> (従前規定の適用<u>(17)</u>) の規定を適用する。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ①～⑤ (略)</p> <p>7-56-<u>5</u>～7-56-<u>12</u> (略)</p> <p>7-56-<u>13</u> 従前規定の適用⑨ 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 24 項関係)</p> <p>7-56-<u>13</u>-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-<u>13</u>-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-<u>13</u>-2 性能要件</p> <p>7-56-<u>13</u>-2-1 (略)</p> <p>7-56-<u>13</u>-2-2 書面等による審査 (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p>

新	旧
<p><u>準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※ (1) に移設</u></p> <p>7-56-6 従前規定の適用② 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p>7-56-6-1 装備要件 <u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-6-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u></p> <p>7-56-6-2 性能要件</p> <p>7-56-6-2-1 視認等による審査 7-56-2-1 に同じ。</p> <p>7-56-6-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 <u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u> <u>(削除) ※ (1) に移設</u></p> <p><u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。</u> ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(3) ①オ</u>に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p>	<p><u>(2) 9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p>7-56-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係) ①～② (略)</p> <p>7-56-14-1 装備要件 <u>7-56-17-1 に同じ。</u></p> <p>7-56-14-2 性能要件</p> <p>7-56-14-2-1 視認等による審査 7-56-17-2-1 に同じ。</p> <p>7-56-14-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p><u>(2) 9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p><u>(3) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</u> ① (略) ② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略) ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(4) ①オ</u>に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。 ただし、少数生産車にあっては、(ウ)又は(エ)のいずれかに限る。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p>

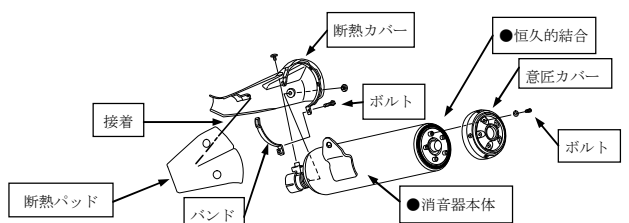
新	旧
<p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(4)</u> 次に掲げるものは、<u>(2)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(5)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の <u>(2)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、<u>(2)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(3)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>7-56-7-1 装備要件</p> <p><u>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-7-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</u></p> <p>7-56-7-2 性能要件</p> <p>7-56-7-2-1 視認等による審査</p> <p>7-56-2-1 に同じ。</p> <p>7-56-7-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <p><u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(削除) ※ (1) に移設</u></p> <p><u>(2) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる消音器は、(2) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① (略)</p>	<p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(5)</u> 次に掲げるものは、<u>(3)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(6)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の <u>(3)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、<u>(3)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(4)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>7-56-15-1 装備要件</p> <p><u>7-56-16-1 に同じ。</u></p> <p>7-56-15-2 性能要件</p> <p>7-56-15-2-1 視認等による審査</p> <p>7-56-16-2-1 に同じ。</p> <p>7-56-15-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <p><u>(2) 9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p><u>(3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① (略)</p>

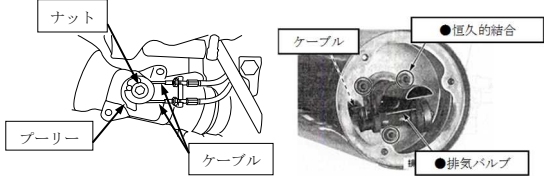
新	旧
<p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(3)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) ～ (オ) (略)</p> <p><u>(4)</u> 次に掲げるものは、<u>(2)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(5)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の <u>(2)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、<u>(2)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(3)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-56-8-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-8-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-8-2 性能要件</p> <p>7-56-8-2-1 視認等による審査</p> <p><u>7-56-2-1 に同じ。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、<u>(4)</u> ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあつては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(ア) ～ (オ) (略)</p> <p><u>(5)</u> 次に掲げるものは、<u>(3)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(6)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の <u>(3)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、<u>(3)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(4)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 29 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>7-56-16-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-16-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-16-2 性能要件</p> <p>7-56-16-2-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u></p> <p><u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u></p> <p><u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u></p> <p><u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、</p> <p>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</p> <p>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</p> <p>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</p> <p>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p> 
<p>7-56-8-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8の6。（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660 cm³を超え1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さ</p>	<p>7-56-16-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6の6。（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ1に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660 cm³を超え1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さ</p>

新	旧
<p>が 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S8 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74 dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器ア UN R51-03-S8 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあつては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器イ~エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ~ (ク) (略) イ~ウ (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際に</p>	<p>が 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74 dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であつて、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあつては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器ア UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあつては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器イ~エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S6 の 6.2.2（フェーズ 1 に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (ア) ~ (ク) (略) イ~ウ (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際に</p>

新	旧
<p>は原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2. (フェーズ 1 に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p><u>[試験路の読み替え適用]</u></p> <p><u>(10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。</u></p> <p>① <u>令和 10 年 9 月 24 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u></p> <p>7-56-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)</p> <p>①~② (略)</p>	<p>は原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S6 の 6.2.2. (フェーズ 1 に係る要件に限る。)に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-56-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)</p> <p>①~② (略)</p>

新	旧
<p>7-56-9-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-9-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-9-2 性能要件</p> <p>7-56-9-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1に同じ。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>7-56-17-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-17-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-17-2 性能要件</p> <p>7-56-17-2-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> <u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u> <u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> <u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u> <u>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、</u> <u>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</u></p> <p><u>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</u> <u>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</u></p> <p><u>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</u> <u>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</u></p> <p>【例1】</p>  <p>【例2】</p>

新	旧
<p>7-56-9-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（二輪自動車を除く。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p><u>この場合において、9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しない自動車は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>② 二輪自動車は、UN R41-04-S3 の 6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にななければならない。</p> <p><u>(削除) ※ (1) ①に移設</u></p> <p><u>(2) ~ (4) (略)</u></p> <p><u>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、<u>(5) ①オ</u>に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある</p>	 <p>7-56-17-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（二輪自動車を除く。）は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が 85 dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>② 二輪自動車は、UN R41-04-S3 の 6.（6.3.及び6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）に適合する構造であること。</p> <p>なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg）の範囲にななければならない。</p> <p><u>(2) 9-5 の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) ①の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p><u>(3) ~ (5) (略)</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる消音器は、(5) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア～イ (略)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。）の提示又は表示により、<u>(6) ①オ</u>に掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、少数生産車にあっては、(ウ) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にある</p>

新	旧
<p>ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(6)</u> 次に掲げるものは、<u>(4)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(7)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の <u>(4)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、<u>(4)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(5)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-56-10-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-10-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-10-2 (略)</p> <p>7-56-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、<u>次の基準に適合するものであればよい。</u>（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-56-11-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-11-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-11-2 (略)</p> <p>7-56-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-56-12-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-12-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-12-2 性能要件</p> <p>7-56-12-2-1 視認等による審査</p> <p><u>7-56-2-1 に同じ。</u></p>	<p>ことが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。 (ア)～(オ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(7)</u> 次に掲げるものは、<u>(5)</u> の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(8)</u> 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の <u>(5)</u> の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、<u>(5)</u> の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又はその写しの提示を求め、<u>(6)</u> ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-56-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-56-18-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-18-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-18-2 (略)</p> <p>7-56-19 従前規定の適用⑮</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、<u>7-56-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。</u>（適用関係告示第 27 条第 33 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-56-19-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-19-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-19-2 (略)</p> <p>7-56-20 従前規定の適用⑯</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 34 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-56-20-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-20-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-20-2 性能要件</p> <p>7-56-20-2-1 視認等による審査</p>

新

旧

(削除)

(削除)

(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。
- ② 消音器本体が切断されていないこと。
- ③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④ 消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、

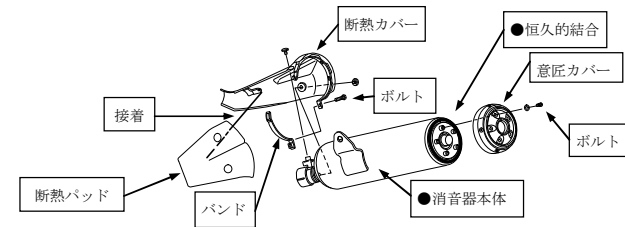
(1) ⑤の規定に適合しないものとする。

- ① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの
- ② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置

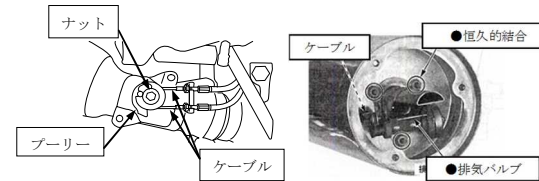
【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例1】



【例2】



7-56-12-2-2 (略)

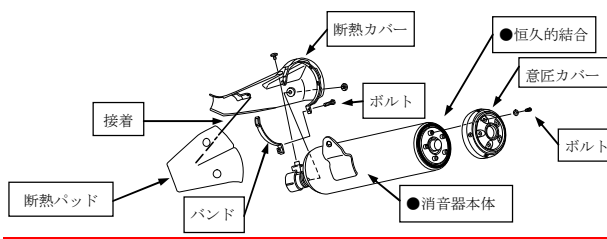
7-56-13 従前規定の適用⑨

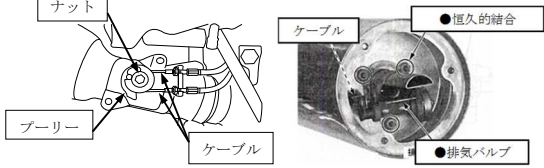
次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）

7-56-20-2-2 (略)

7-56-21 従前規定の適用⑩

次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係）

新	旧
<p>①～⑤ (略)</p> <p>7-56-13-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-13-2 性能要件</p> <p>7-56-13-2-1 視認等による審査 <u>7-56-2-1に同じ。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>7-56-21-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-21-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-56-21-2 性能要件</p> <p>7-56-21-2-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>① 消音器の全部又は一部が取外されていないこと。</u> <u>② 消音器本体が切断されていないこと。</u> <u>③ 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。</u> <u>④ 消音器に破損又は腐食がないこと。</u> <u>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、</u> <u>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</u></p> <p><u>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</u> <u>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</u></p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】 <u>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</u></p> <p>【例 1】</p>  <p>【例 2】</p>

新	旧
<p>7-56-13-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにおいては、UN R51-03-S8 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74 dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S8 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の</p>	 <p>7-56-21-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。また、並行輸入自動車については、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³を超え 1495 cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにおいては、UN R51-03-S7 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74 dB を超えない構造であればよい。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+10%）の範囲にあればよい。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器 ア UN R51-03-S7 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び 6.2.2.にあっては 8.1.2.の規定に適合するものであればよい。）の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器 イ～エ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の</p>

新	旧
<p>際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S8 の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>[UN R51-03-S8 の読み替え適用]</p> <p>(10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-S8」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。</p> <p>①~④ (略)</p> <p><u>[試験路の読み替え適用]</u></p>	<p>際に携行することにより、UN R51-03-S7 の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表 (改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。) を運行の際に携行することにより、UN R51-03-S7 の 6.2.2. (フェーズ 2 に係る要件に限る。) に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(ア) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(ア) ~ (ク) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>[UN R51-03-S7 の読み替え適用]</p> <p>(10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-21-2-2 の規定中、「UN R51-03-S7」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。</p> <p>①~④ (略)</p>

新	旧
<p><u>(11) 次に掲げる自動車にあっては7-56-13-2-2の規定において、UN R51-03-S7に規定する試験路において測定した値を用いることができる。</u></p> <p><u>① 令和10年9月24日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 令和10年9月25日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和10年9月24日以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの</u></p> <p>7-57（略）</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>7-57（略）</p>

新				旧				
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1～7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第 28 条関係)				7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1～7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第 28 条関係)				
自動車の種別		最終適用時期		自動車の種別		最終適用時期		
(略)		(略)		(略)		(略)		
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの	車両重量が 1,265kg 以下のもの	<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの	車両重量が 1,265kg 以下のもの	<u>令和 7 年 9 月 30 日</u>	7-58-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が 1,265kg を超えるもの	<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>		車両重量が 1,265kg を超えるもの	<u>令和 7 年 9 月 30 日</u>		7-58-14 (従前規定の適用⑩)
		その他のもの	車両総重量が 1.7t 以下のもの	<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>	その他のもの	車両総重量が 1.7t 以下のもの	<u>令和 7 年 9 月 30 日</u>	7-58-15 (従前規定の適用⑪)
			車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの	<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>		車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの	<u>令和 7 年 9 月 30 日</u>	7-58-16 (従前規定の適用⑫)
		車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの	<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>	車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの		<u>令和 7 年 9 月 30 日</u>	7-58-17 (従前規定の適用⑬)	
(略)		(略)		(略)		(略)		
7-58-5 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。) (略)				7-58-5 従前規定の適用① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。) (略)				
注 1～10 (略)				注 1～10 (略)				
<u>11 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。</u>				<u>(新設)</u>				
7-58-6 従前規定の適用② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 (略)				7-58-6 従前規定の適用② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。 適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車 (略)				
注 1～8 (略)				注 1～8 (略)				
<u>9 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。</u>				<u>(新設)</u>				
7-58-7 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。				7-58-7 従前規定の適用③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。 ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。				

新												
7-58-12 (略)												
7-58-13 従前規定の適用⑨												
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑨-1〕												
(1) ～ (2) (略)												
〔適用表⑨-2〕												
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑨-1 (略)												
(略)												
注 1～9 (略)												
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車												
区分			7-58-1 (1) ④ア関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考
(略)												
(略)												
30	3 C A				WLTC モード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		204 項
	4 D	(略)	(略)	(略)	※6							
	5 M				WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		二
	6	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1								
	7											
注 1～8 (略)												
9 ※6 は、令和 5 年 9 月 22 日付け国土交通省告示第 969 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。												
10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。												
7-58-14 従前規定の適用⑩												
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあつては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑩-1〕												
(1) ～ (2) (略)												
〔適用表⑩-2〕												
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車												
(略)												
注 1～9 (略)												
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車												
区分			7-58-1 (1) ④ア関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考

旧												
7-58-12 (略)												
7-58-13 従前規定の適用⑨												
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑨-1〕												
(1) ～ (2) (略)												
〔適用表⑨-2〕												
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車												
(略)												
注 1～9 (略)												
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車												
区分			7-58-1 (1) ④ア関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考
(略)												
(略)												
30	3 C A				WLTC モード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		二
	4 D	(略)	(略)	(略)								
	5 M											
	6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	7											
注 1～8 (略)												
(新設)												
(新設)												
7-58-14 従前規定の適用⑩												
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあつては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑩-1〕												
(1) ～ (2) (略)												
〔適用表⑩-2〕												
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車												
(略)												
注 1～9 (略)												
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車												
区分			7-58-1 (1) ④ア関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考

新											
			自動車 を除く。								
(略)											
30	3 C A	(略)									
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	204項
	5 M				※6						
	6	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	二
	7										

注1～8 (略)

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

(1)～(2) (略)

[適用表⑩-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

(略)

注1～7 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)												
30	3 C E	(略)										
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		204項
	5 M				※6							
	6	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		二
	7											

注1～8 (略)

9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-16 従前規定の適用②

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑫-1]

(1)～(2) (略)

[適用表⑫-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

旧											
			自動車 を除く。								
(略)											
30	3 C A	(略)									
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二
	5 M										
	6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	7										

注1～8 (略)

(新設)

(新設)

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

(1)～(2) (略)

[適用表⑩-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

(略)

注1～7 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)												
30	3 C E	(略)										
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		二
	5 M											
	6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
	7											

注1～8 (略)

(新設)

(新設)

7-58-16 従前規定の適用②

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑫-1]

(1)～(2) (略)

[適用表⑫-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(略)

新												
注 1～7 (略)												
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠
		適用時期	CO	HC		NOx	PM	SPN	備考			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3 C F	(略)										204 項
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTC モード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5 M				※6							
	6	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		二
	7											

注 1～8 (略)

9 ※6 は、令和 5 年 9 月 22 日付け国土交通省告示第 969 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
(略)												

注 1～7 (略)												
適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠
		適用時期	CO	HC		NOx	PM	SPN	備考			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3 C F	(略)										204 項
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTC モード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5 M				※6							
	6	R6.10.1	R8.10.1	R8.10.1	WLTC モード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		二
	7											

注 1～8 (略)

9 ※6 は、令和 5 年 9 月 22 日付け国土交通省告示第 969 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日 (車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日) 以前に製作されたもの [輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日 (車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。] については、適用表⑭-1

旧												
注 1～7 (略)												
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠
		適用時期	CO	HC		NOx	PM	SPN	備考			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3 C F	(略)										二
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTC モード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5 M											
	6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
	7											

注 1～8 (略)

(新設)

(新設)

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
(略)												

注 1～7 (略)												
適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠
		適用時期	CO	HC		NOx	PM	SPN	備考			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車								
(略)												
30	3 C F	(略)										二
	4 D	(略)	(略)	(略)	WLTC モード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5 M											
	6	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
	7											

注 1～8 (略)

(新設)

(新設)

7-58-18 従前規定の適用⑭

次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日 (車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日) 以前に製作されたもの [輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日 (車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日) 以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。] については、適用表⑭-1

新	旧				
<p>の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>② ①以降のものであって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 5 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行後 11 <u>か</u>月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 9 月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 9 月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表⑭-1〕 (1) ～ (2) (略)</p> <p>〔適用表⑭-2〕 (3) (略)</p> <p>適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="160 611 1466 640"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～7 (略)</p> <p>適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="160 699 1466 728"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～7 (略)</p> <p><u>8 SPN の単位は、(個/kWh) に読み替えるものとする。</u></p> <p>7-58-19～7-58-30 (略)</p>	(略)	(略)	<p>の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>② ①以降のものであって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 5 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、<u>発</u>発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 9 月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 9 月 30 日以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表⑭-1〕 (1) ～ (2) (略)</p> <p>〔適用表⑭-2〕 (3) (略)</p> <p>適用表⑭-1 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1516 611 2822 640"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～7 (略)</p> <p>適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車 (乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="1516 699 2822 728"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-58-19～7-58-30 (略)</p>	(略)	(略)
(略)					
(略)					
(略)					
(略)					

新	旧
<p>7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>7-59-1 性能要件</p> <p>7-59-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもの <u>(3) に掲げる場合を除く。</u> のいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><u>(削除) ※ (3) へ移動</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(3) ② ③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表 (平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたもの) については、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。) の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式 (原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式) については、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等 (6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車) については、構造・装置及び原動機等の変更部位等をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。) 及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる①から④までの全てに該当するものは、原本又はその写しの提示があった排出ガス試験結果成績表を当該検査申請車両のものとする。</u></p>	<p>7-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>7-59-1 性能要件</p> <p>7-59-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 119 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><u>ただし、③から⑤までに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表 (平成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたもの) については、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。) の原本又はその写しの提示があった場合であって、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-58 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式 (原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式) については、「改」を付さない型式。)、構造・装置及び原動機の変更部位等 (6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車) については、構造・装置及び原動機等の変更部位等をいい、「構造・装置等が同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(6 モード法、13 モード法、JE05 モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。) 及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>① <u>試験自動車と同一の製作者等が指定を受けた型式指定自動車であるもの</u></p> <p>② <u>構造・装置等（車名及び型式を除く。）が試験自動車と同一であるもの</u></p> <p>③ <u>車名及び型式が試験自動車のものと異なるもの</u></p> <p>④ <u>試験自動車と同日にその型式について指定を受けたもの又は試験自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式として指定を受けたもの</u></p> <p>7-59-1-2（略） 7-59-2～7-59-13（略） 7-60～7-64（略）</p> <p>7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</p> <p>7-65-2～7-65-11（略） 7-66（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2 性能要件 7-67-2-1（略） 7-67-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3.（4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。）又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。）の 5.（5. 3. 3.、5. 3. 4. 及び 5. 8. を除く。）、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01-S1 の 5. 3. にかかわらず 6. 及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5. 3. 1. は適用しない。（細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係） (3)（略）</p> <p>7-67-3 取付要件（視認等による審査）</p>	<p>7-59-1-2（略） 7-59-2～7-59-13（略） 7-60～7-64（略）</p> <p>7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係）</p> <p>7-65-2～7-65-11（略） 7-66（略） 7-67 配光可変型前照灯 7-67-1（略） 7-67-2 性能要件 7-67-2-1（略） 7-67-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 配光可変型前照灯は、UN R149-01 の 4. 及び 5. 3.（4. 5. 1.、4. 5. 2. 1.、4. 5. 2. 2. (b)、4. 5. 2. 5. 及び 4. 12. を除く。）又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。以下 (2) において同じ。）の 5.（5. 3. 3.、5. 3. 4. 及び 5. 8. を除く。）、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-01 の 5. 3. にかかわらず 6. 及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5. 3. 1. は適用しない。（細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係） (3)（略）</p> <p>7-67-3 取付要件（視認等による審査）</p>

新	旧
<p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S4 の 5. (5. 17. を除く) 及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4～7-67-9 (略)</p> <p>7-68～7-79 (略)</p> <p>7-80 番号灯</p> <p>7-80-1 (略)</p> <p>7-80-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車 (イに掲げるものを除く。) に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-01-S1 の 4. 及び 5. 11. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) 若しくは UN R4-00-S19 の 9. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-01-S1 の 4. 及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。) 若しくは UN R50-00-S20 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 1. 6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-80-3 (略)</p> <p>7-80-4～7-80-7 (略)</p> <p>7-81～7-94 (略)</p> <p>7-95 後面衝突警告表示灯</p>	<p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車以外に備えるものにあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準、二輪自動車に備えるものにあつては、UN R53-03-S3 の 5. (5. 17. を除く) 及び 6. 並びに次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>①～⑳ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4～7-67-9 (略)</p> <p>7-68～7-79 (略)</p> <p>7-80 番号灯</p> <p>7-80-1 (略)</p> <p>7-80-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車 (イに掲げるものを除く。) に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-01 の 4. 及び 5. 11. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) 若しくは UN R4-00-S19 の 9. (種別 2a 及び 2b に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (1x) 以上のもの又は UN R148-01 の 4. 及び 5. 11. (種別 2 に係るものに限る。) 若しくは UN R50-00-S20 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。) に基づく番号標板面の輝度が 1. 6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-80-3 (略)</p> <p>7-80-4～7-80-7 (略)</p> <p>7-81～7-94 (略)</p> <p>7-95 後面衝突警告表示灯</p>

新	旧
<p>7-95-1 装備要件 自動車（側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の5第1項関係）</p> <p>7-95-2（略）</p> <p>7-95-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第139条の3第3項関係） ①（略） ② 後面衝突警告表示灯については、7-91-3(1)①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3(2)②から⑤まで及び⑦から⑩まで並びに7-92-3(1)③（<u>二輪自動車に限る。</u>）及び⑥の規定を準用する。 ③～⑦（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>7-96～7-107（略）</p> <p>7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1（略） 7-108-2 性能要件 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1又は7-108-2-2に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第146条の2第1項第1号第2号関係）</p> <p>7-108-2-1（略） 7-108-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第146条の2第2項関係） ①～③（略） ④ <u>法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>7-108-3～7-108-5（略）</p>	<p>7-95-1 装備要件 自動車（<u>二輪自動車及び</u>側車付二輪自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の5第1項関係）</p> <p>7-95-2（略）</p> <p>7-95-3 取付要件（視認等による審査） (1)（略） (2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは(1)の基準に適合するものとする。 この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第139条の3第3項関係） ①（略） ② 後面衝突警告表示灯については、7-91-3(1)①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3(2)②、③、⑤及び⑦から⑩まで並びに7-92-3(1)④の規定を準用する。 ③～⑦（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>7-96～7-107（略）</p> <p>7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1（略） 7-108-2 性能要件 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1又は7-108-2-2に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第146条の2第1項第1号第2号関係）</p> <p>7-108-2-1（略） 7-108-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第146条の2第2項関係） ①～③（略） <u>（新設）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>7-108-3～7-108-5（略）</p>

新	旧
<p>7-109～7-112 (略)</p> <p>7-113 自動運行装置 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>この場合において、UN R157-01-S1 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01-S1 の 8. (8.4.1.を除く。) 及び別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3.3. に適合するものであること。</p> <p>ただし、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.16. まで」とあるのは、「UN R157-01-S1 の 8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあつては、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7-109～7-112 (略)</p> <p>7-113 自動運行装置 7-113-1 (略) 7-113-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条第 2 項、細目告示第 72 条の 2、第 150 条の 2 関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ ④に掲げる自動車のうち、高速道路等を運行するものにあつては、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合するものであること。</p> <p>この場合において、UN R157-01 の 5.、6. 及び 7. に適合する自動車であつて、⑨の適用を受けるものは、⑨の規定にかかわらず、④の警報を発した 10 秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑨の基準に適合するものとする。</p> <p>⑱ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ⑰の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-01 の 8. (8.4.1.を除く。) 及び別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3.3. に適合するものであること。</p> <p>ただし、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」 3.3.1. 中「3.1.」及び 3.3.1.2. 中「3.1.1.1. から 3.1.1.17. まで」とあるのは、「UN R157-01 の 8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ アに掲げる自動車以外の自動運行装置を備える自動車にあつては、別添 123 「作動状態記録装置の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7-113-3～7-113-6 (略) 7-114～7-125 (略)</p>	<p>7-113-3～7-113-6 (略) 7-114～7-125 (略)</p>
<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>	<p>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>8-1～8-24 (略)</p>	<p>8-1～8-24 (略)</p>
<p>8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査</p>	<p>8-25 高圧ガスの燃料装置 8-25-1 性能要件 8-25-1-1 視認等による審査</p>
<p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((2)、(5) 及び (6) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項関係)</p>

新	旧								
<p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ又は③ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 1 項、<u>第 5 項及び第 6 項関係</u>）</p> <p>① <u>高圧ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器（②及び③に掲げるものを除く。）</u>は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>② <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>ウ <u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <p><u>〔ウにおける表示例〕</u></p> <p>1. <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="356 1278 949 1398"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搭載者名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載月</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月 日	車台番号		<p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
容器証票									
搭載者名称									
搭載月	年 月 日								
車台番号									

新	旧																																				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">車載容器一覧証票</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">容器の記号及び番号</th> <th style="width: 50%;">附属品の記号及び番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">充填可能期限</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車台番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に備える燃料装置は、次に定める基準に適合すること。</u></p> <p>ア <u>ガス容器は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.2. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>イ <u>ガス容器附属品は、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.2. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>ウ <u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>[ウにおける表示例]</u></p>	車載容器一覧証票				容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号	1			2			3			4			充填可能期限	年 月 日		車台番号			車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		搭載容器本数		充填可能期限	年 月 日	最高充填圧力		車台番号		<p><u>(新設)</u></p>
車載容器一覧証票																																					
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号																																			
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
充填可能期限	年 月 日																																				
車台番号																																					
車載容器総括証票																																					
充填すべきガスの名称																																					
搭載容器本数																																					
充填可能期限	年 月 日																																				
最高充填圧力																																					
車台番号																																					

新

旧

1. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月 日
車台番号	

3. 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
搭載容器本数	
充填可能期限	年 月 日
最高充填圧力	
車台番号	

④～⑤ (略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは②ア及びイ、③ア及びイ又は④ア及びイに掲げる基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(大型特殊自動車に限る。)に備えるガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア～イ (略)

② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.1.に規定する刻印又は5.2.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当

②～③ (略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア～イ (略)

(新設)

新

旧

該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.2.1. から 6.1.2.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔②ウにおける表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車に限る。）であって国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1. に規定する刻印又は 5.2. に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車

(新設)

新

旧

のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.5.1.に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の6.1.2.1.から6.1.2.3.までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

〔③ウにおける表示例〕

1. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

2. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票	
容器の製造番号	
1	
2	
3	
4	
充填可能期限	年 月
車台番号	

3. 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	
充填可能期限	年 月
最高充填圧力 (MFP)	
公称使用圧力 (NWP)	

④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）であって国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以外を有する自動車の燃料装置は、次に定める基準に適合すること。

ア ガス容器は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の5.3.に規定する刻印又は5.4.に規定する標章が、当該ガス容器になされていること。

(新設)

新

旧

イ ガス容器附属品は、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.5.2. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。

ウ 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.2.5.1. から 6.2.5.3. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。

この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。

なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。

(参考)

[④ウにおける表示例]

1. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月 日
車台番号	

2. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の容器証票

容器証票	
搭載者名称	
搭載月	年 月
車台番号	

3. 圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充填可能期限	年 月 日	
車台番号		

4. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		

新	旧																																																																																							
<table border="1"> <tr><td><u>2</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td></td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>5. 圧縮水素自動車燃料装置用容器</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;"><u>車載容器総括証票</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>6. 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;"><u>車載容器総括証票</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td></td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>7. 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;"><u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>8. 低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;"><u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u></td></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>搭載容器本数</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td></td><td>年 月</td></tr> <tr><td>最高充填圧力</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td><td></td></tr> </table> <p><u>⑤</u> ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下<u>⑥</u>から<u>⑧</u>において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p><u>⑥</u>～<u>⑬</u>（略）</p> <p>(3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-25-1-1 (2) <u>⑥</u>、<u>⑦</u>、<u>⑩</u> 及び<u>⑫</u>に適合するものとする。</p>	<u>2</u>			<u>3</u>			<u>4</u>			充填可能期限		年 月	車台番号			<u>車載容器総括証票</u>			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限		年 月 日	最高充填圧力			車台番号			<u>車載容器総括証票</u>			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限		年 月	最高充填圧力			車台番号			<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限		年 月 日	最高充填圧力			車台番号			<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>			充填すべきガスの名称			搭載容器本数			充填可能期限		年 月	最高充填圧力			車台番号			<p><u>②</u> ガス容器及び配管等（水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。以下<u>③</u>から<u>⑤</u>において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p><u>③</u>～<u>⑩</u>（略）</p> <p>(3) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-25-1-1 (2) <u>③</u>、<u>④</u>、<u>⑦</u> 及び<u>⑨</u>に適合するものとする。</p>
<u>2</u>																																																																																								
<u>3</u>																																																																																								
<u>4</u>																																																																																								
充填可能期限		年 月																																																																																						
車台番号																																																																																								
<u>車載容器総括証票</u>																																																																																								
充填すべきガスの名称																																																																																								
搭載容器本数																																																																																								
充填可能期限		年 月 日																																																																																						
最高充填圧力																																																																																								
車台番号																																																																																								
<u>車載容器総括証票</u>																																																																																								
充填すべきガスの名称																																																																																								
搭載容器本数																																																																																								
充填可能期限		年 月																																																																																						
最高充填圧力																																																																																								
車台番号																																																																																								
<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>																																																																																								
充填すべきガスの名称																																																																																								
搭載容器本数																																																																																								
充填可能期限		年 月 日																																																																																						
最高充填圧力																																																																																								
車台番号																																																																																								
<u>車載容器総括証票 (低充填サイクル車両専用)</u>																																																																																								
充填すべきガスの名称																																																																																								
搭載容器本数																																																																																								
充填可能期限		年 月																																																																																						
最高充填圧力																																																																																								
車台番号																																																																																								

新	旧																		
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車<u>及び容器保安規則第 26 条第 1 項の規定が適用されるガス容器を燃料装置として備える自動車</u>を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車<u>及び</u>被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）</p> <p><u>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 3 号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 3）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 810 1796 1072"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>最高充填圧力 (MFP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u></p> <p><u>なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1321 1796 1433"> <tbody> <tr> <td colspan="2">容器再検査合格証票</td> <td>検査実施者の名称の符号</td> </tr> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	年 月	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月	
車載容器総括証票																			
充填すべきガスの名称																			
充填可能期限	年 月																		
最高充填圧力 (MFP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			
検査有効期限	年 月																		
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																	
再検査有効期限	年 月																		

新	旧																																	
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-06 の 8.2. 及び細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.3. 又は細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u></p> <p><u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u></p> <p><u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u></p> <p><u>1. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 938 891 1053"> <tr><th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>2. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 1085 891 1321"> <tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr> <tr><td colspan="2">容器の製造番号</td></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>3. 国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</u></p> <table border="1" data-bbox="300 1353 891 1436"> <tr><th colspan="2">車載容器総括証票</th></tr> <tr><td>充填すべきガスの名称</td><td></td></tr> <tr><td>充填可能期限</td><td>年 月</td></tr> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票		容器の製造番号		1		2		3		4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		充填可能期限	年 月	<table border="1" data-bbox="1344 188 1796 217"> <tr> <td>再 検 査 月</td> <td>年 月</td> <td></td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	再 検 査 月	年 月	
容器証票																																		
搭載者名称																																		
搭載月	年 月																																	
車台番号																																		
車載容器一覧証票																																		
容器の製造番号																																		
1																																		
2																																		
3																																		
4																																		
充填可能期限	年 月																																	
車台番号																																		
車載容器総括証票																																		
充填すべきガスの名称																																		
充填可能期限	年 月																																	
再 検 査 月	年 月																																	

新	旧																		
<table border="1" data-bbox="302 188 891 245"> <tr> <td data-bbox="302 188 602 215">最高充填圧力 (MFP)</td> <td data-bbox="602 188 891 215"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="302 215 602 245">公称使用圧力 (NWP)</td> <td data-bbox="602 215 891 245"></td> </tr> </table> <p data-bbox="219 248 1106 336">④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p data-bbox="219 339 353 368">⑤～⑧（略）</p> <p data-bbox="219 371 1106 432">⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。</p> <p data-bbox="163 435 1106 555">(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p data-bbox="194 558 1106 678"><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②に掲げる基準に適合するものとする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）</p> <p data-bbox="230 681 315 710"><u>（削除）</u></p>	最高充填圧力 (MFP)		公称使用圧力 (NWP)		<p data-bbox="1205 248 2092 336">② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p data-bbox="1205 339 1339 368">③～⑥（略）</p> <p data-bbox="1205 371 2092 432">⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。</p> <p data-bbox="1149 435 2092 555">(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）</p> <p data-bbox="1205 681 2092 742">① <u>ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</u></p> <p data-bbox="1249 745 2092 833">ア <u>容器再検査を受けたことがないガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 26 条第 4 項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。</u></p> <p data-bbox="1272 836 2092 896">なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p> <p data-bbox="1308 900 1393 928"><u>（参考）</u></p> <p data-bbox="1294 932 2092 992"><u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式 4）</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 995 1796 1257"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1249 1260 2092 1348">イ <u>容器再検査を受けたことのあるガス容器は、国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。</u></p> <p data-bbox="1272 1351 2092 1412">なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の年月であること。</p>	車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限		供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		検査有効期限	
最高充填圧力 (MFP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			
車載容器総括証票																			
充填すべきガスの名称																			
内容積																			
充填可能期限																			
供給圧力 (SP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			
検査有効期限																			

新	旧																											
<p>① <u>ガス容器は、UN R110-06 の 8.12. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.1.1. に規定する刻印又は標章が、当該ガス容器になされていること。</u></p> <p>② <u>ガス容器附属品は、UN R110-06 の 8.13. 及び細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.1.1. に定める基準に適合するものであって、この基準に適合するものとして細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 5.2.1. に規定する刻印が、当該ガス容器附属品になされていること。</u></p> <p>③ <u>細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 6.1.3. から 6.1.5. までに規定する容器証票、車載容器一覧証票及び車載容器総括証票が貼付されていること。</u> <u>この場合において、容器証票は当該ガス容器に、車載容器一覧証票は当該燃料装置を備える自動車の表面に、車載容器総括証票は、当該自動車の燃料充填口近傍に貼付されており、当該証票において示された充填可能期限は、審査当日以降の日付であること。</u> <u>なお、視認による確認が困難な場合は、様式 16 の証票欄を参照するものとし、車載容器一覧証票と様式 16 に記載のある容器の製造番号又は容器の記号及び番号を確認した結果、同一であるものはこの基準に適合するものとする。</u> <u>(参考)</u> <u>〔③における表示例〕</u> <u>1. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の容器証票</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1145 920 1262"> <tr><th colspan="2">容器証票</th></tr> <tr><td>搭載者名称</td><td></td></tr> <tr><td>搭載月</td><td>年 月</td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> </table> <p><u>2. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器一覧証票</u></p> <table border="1" data-bbox="331 1294 920 1436"> <tr><th colspan="2">車載容器一覧証票</th></tr> <tr><th colspan="2">容器の製造番号</th></tr> <tr><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td></tr> </table>	容器証票		搭載者名称		搭載月	年 月	車台番号		車載容器一覧証票		容器の製造番号		1		2		3		<p><u>(参考)</u> <u>国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認容器則細目告示様式第 5）</u></p> <table border="1" data-bbox="1341 280 1796 424"> <tr><th colspan="2">容器再検査合格証票</th><th>検査実施者の名称の符号</th></tr> <tr><td>再検査有効期限</td><td>年 月</td><td></td></tr> <tr><td>再検査月</td><td>年 月</td><td></td></tr> </table> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号	再検査有効期限	年 月		再検査月	年 月	
容器証票																												
搭載者名称																												
搭載月	年 月																											
車台番号																												
車載容器一覧証票																												
容器の製造番号																												
1																												
2																												
3																												
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号																										
再検査有効期限	年 月																											
再検査月	年 月																											

新	旧																		
<table border="1" data-bbox="331 185 920 272"> <tr> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="271 277 1037 300">3. 国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の車載容器総括証票</p> <table border="1" data-bbox="331 304 920 480"> <tr> <td colspan="2">車載容器総括証票</td> </tr> <tr> <td>充填すべきガスの名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填可能期限</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>供給圧力 (SP)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公称使用圧力 (NWP)</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="221 485 1106 572">④ ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、⑤から⑧までにおいて同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p data-bbox="221 577 351 603">⑤～⑧（略）</p> <p data-bbox="221 608 1106 667">⑨ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは④、⑦及び⑧に定める基準に適合するものとする。</p> <p data-bbox="147 671 465 697">8-25-1-2 書面等による審査</p> <p data-bbox="203 702 293 727"><u>（削除）</u></p>	4		充填可能期限	年 月	車台番号		車載容器総括証票		充填すべきガスの名称		内容積		充填可能期限	年 月	供給圧力 (SP)		公称使用圧力 (NWP)		<p data-bbox="1205 485 2089 572">② ガス容器及び配管等（ガスの流路の構成部品であって、原動機、ガス容器、容器附属品を除く。以下、③から⑥において同じ。）の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p data-bbox="1205 577 1335 603">③～⑥（略）</p> <p data-bbox="1205 608 2089 667">⑦ 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは②、⑤及び⑥に定める基準に適合するものとする。</p> <p data-bbox="1133 671 1451 697">8-25-1-2 書面等による審査</p> <p data-bbox="1155 702 2089 887"><u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-25-1-1（2）⑤及び⑥の規定に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）</u></p> <p data-bbox="1178 892 2089 1043">① <u>細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の3.5.2.の格納室を有する自動車にあつては、格納室に気密を損なうおそれのある損傷がないこと、又は細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙1「気密・換気試験」の1.に定める方法により格納室の気密試験を行ったときにガス漏れがないこと。</u></p> <p data-bbox="1178 1048 2089 1233">② <u>配管等（水素ガスの流路の構成部品であつて、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分をいう。）は、通常使用される圧力の中で最も高い圧力において、外部に対して気密性を有する耐久性のある堅ろうなものであり、かつ、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙1「気密・換気試験」の3.に定める方法により配管等の気密試験を行ったときにガス漏れがないものであること。</u></p> <p data-bbox="1178 1238 2089 1390">③ <u>水素ガス漏れ検知器、警報装置及び水素ガスの供給を遮断する装置は、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」の別紙3「水素ガス漏れ検知器等の試験」に定める方法により試験を行ったときに、水素ガスを検知し、警報装置が作動し、及び水素ガスの供給を遮断するものでなければならない。</u></p> <p data-bbox="1227 1394 2089 1418"><u>なお、複数の水素システムを備えている自動車にあつては、水素ガス漏れが生じ</u></p>
4																			
充填可能期限	年 月																		
車台番号																			
車載容器総括証票																			
充填すべきガスの名称																			
内容積																			
充填可能期限	年 月																		
供給圧力 (SP)																			
公称使用圧力 (NWP)																			

新	旧
<p>(1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係）</u> ① <u>ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.3. 又は 3.4. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.3. 又は 4.4. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>圧縮天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）</u> ① <u>ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>(3) <u>液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及び容器附属品は、次に定める基準に適合すること。</u> <u>この場合において、当該基準の適合性は、様式 16 により審査するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）</u> ① <u>ガス容器は、自動車に装着するガス容器の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 3.2.1. 又は 3.2.2. に定めるガス容器再試験の基準に適合すること。</u> ② <u>ガス容器附属品は、ガス容器に装着するガス容器附属品の種類に応じ、細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の 4.2.1. 又は 4.2.2. に定めるガス容器附属品再試験の基準に適合すること。</u></p> <p>8-26～8-36（略）</p>	<p><u>ている水素システムの水素ガスの供給を遮断するものでよい。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>8-26～8-36（略）</p>
<p>8-37 突入防止装置 8-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラ</p>	<p>8-37 突入防止装置 8-37-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラ</p>

新	旧
<p>を除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm(車両総重量が8t以下の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。)にあっては600mm)以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8-37-2～8-37-4 (略)</p> <p>8-38～8-54 (略)</p> <p>8-55 窓ガラス貼付物等</p> <p>8-55-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S3</u>の5.1.3.に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>8-55-2～8-55-4 (略)</p> <p>8-56 騒音防止装置</p> <p>8-56-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、</p>	<p>を除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2の基準に適合する突入防止装置を8-37-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>この場合において、追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあっては、当該装置(灯火器等が取付けられたものを含む。)の取付部後面の平面部が①から③までに掲げる要件に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm(車両総重量が8t以下の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。)にあっては600mm)以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>8-37-2～8-37-4 (略)</p> <p>8-38～8-54 (略)</p> <p>8-55 窓ガラス貼付物等</p> <p>8-55-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑯ (略)</p> <p>⑰ UN R125-02-<u>S2</u>の5.1.3.に適合したもの</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>8-55-2～8-55-4 (略)</p> <p>8-56 騒音防止装置</p> <p>8-56-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、</p>

新	旧
騒音防止性能等に関し、 <u>次</u> の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)	騒音防止性能等に関し、 <u>8-56-2</u> の基準に適合する消音器を備えなければならない。(保安基準第 30 条第 2 項関係)
8-56-2～8-56-3 (略)	8-56-2～8-56-3 (略)
8-56-4 欠番 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	8-56-4 適用関係の整理 <u>(1)～(17)</u> (略)
8-57～8-64 (略)	8-56-5～8-56-21 (略) 8-57～8-64 (略)
8-65 走行用前照灯	8-65 走行用前照灯
8-65-1 装備要件	8-65-1 装備要件
自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01-S1 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)	自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-01 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。)の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)
8-65-2～8-65-4 (略)	8-65-2～8-65-4 (略)
8-66～8-94 (略)	8-66～8-94 (略)
8-95 後面衝突警告表示灯	8-95 後面衝突警告表示灯
8-95-1 装備要件	8-95-1 装備要件
自動車(側車付二輪自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)	自動車(<u>二輪自動車及び</u> 側車付二輪自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)
8-95-2～8-95-3 (略)	8-95-2～8-95-3 (略)
8-96～8-107 (略)	8-96～8-107 (略)
8-108 後退時車両直後確認装置	8-108 後退時車両直後確認装置
8-108-1 (略)	8-108-1 (略)
8-108-2 性能要件(視認等による審査)	8-108-2 性能要件(視認等による審査)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)	(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)
①～③ (略)	①～③ (略)
<u>④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置</u>	<u>(新設)</u>
(3) (略)	(3) (略)
8-108-3～8-108-4 (略)	8-108-3～8-108-4 (略)
8-109～8-125 (略)	8-109～8-125 (略)

新

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1～9-14 (略)

9-15 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)

(略)

- (1) ～ (2) (略)
- (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	(略) ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの <u>(細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」II. の規定が適用される自動車を除く。)</u>	(略)
(略)	(略)	(略)

[適合しない規定欄の注釈]

注 1～注 3 (略)

(略)

- (4) ～ (5) (略)

第10章～第12章 (略)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3 欠番

旧

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1～9-14 (略)

9-15 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し (検査用スキャンツール)

(略)

- (1) ～ (2) (略)
- (3) (2) の方法により、OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、次表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、中欄に掲げる事例に該当するものは、右欄の規定に適合しないものとする。

装置の種類	事例	適合しない規定
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	(略) ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報が OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの	(略)
(略)	(略)	(略)

[適合しない規定欄の注釈]

注 1～注 3 (略)

(略)

- (4) ～ (5) (略)

第10章～第12章 (略)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3 (4-7 関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
<u>新規検査</u> <u>又は予備検査</u>	<u>1 構造に関する審査</u> <u>次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機(高さに限る。)、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。</u> <u>ただし、3次元測定・画像取得装置及び車高測定機により審査できない場合、又はこれらの機器で計測することができない部位の測定には巻</u>

新	旧																
	<p><u>尺等を用いて審査する。</u></p> <p><u>この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</u></p> <p><u>ただし、完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 長さ、幅及び高さ</u></p> <p><u>(2) 最低地上高</u></p> <p><u>(3) 車両重量及び車両総重量</u></p> <p><u>(4) 車輪にかかる荷重</u></p> <p><u>(5) 車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合</u></p> <p><u>(6) 最大安定傾斜角度</u></p> <p><u>(7) 最小回転半径</u></p> <p><u>(8) 接地部及び接地圧</u></p> <p><u>2 装置に関する審査（その1）</u></p> <p><u>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。</u></p> <p><u>この場合において、(1)、(2)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1339 1002 2078 1417"> <tbody> <tr> <td><u>(1) かじ取車輪の整列状態</u></td> <td><u>サイドスリップ・テスト</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 制動装置の性能及び制動能力</u></td> <td><u>ブレーキ・テスト</u></td> </tr> <tr> <td><u>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</u></td> <td><u>騒音計等</u></td> </tr> <tr> <td><u>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u></td> <td><u>一酸化炭素測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</u></td> <td><u>炭化水素測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u></td> <td><u>黒煙測定器</u></td> </tr> <tr> <td><u>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u></td> <td><u>オパシメータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u></td> <td><u>前照灯試験機</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>(1) かじ取車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>	<u>(2) 制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>	<u>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>	<u>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>	<u>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>	<u>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u>	<u>黒煙測定器</u>	<u>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u>	<u>オパシメータ</u>	<u>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>
<u>(1) かじ取車輪の整列状態</u>	<u>サイドスリップ・テスト</u>																
<u>(2) 制動装置の性能及び制動能力</u>	<u>ブレーキ・テスト</u>																
<u>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</u>	<u>騒音計等</u>																
<u>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</u>	<u>一酸化炭素測定器</u>																
<u>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</u>	<u>炭化水素測定器</u>																
<u>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u>	<u>黒煙測定器</u>																
<u>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u>	<u>オパシメータ</u>																
<u>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</u>	<u>前照灯試験機</u>																

新	旧							
		<table border="1" data-bbox="1335 185 2072 319"> <tr> <td data-bbox="1335 185 1818 217"><u>(9) 警音器の音の大きさ</u></td> <td data-bbox="1818 185 2072 217">騒音計等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 217 1818 248"><u>(10) 速度計の指度の誤差</u></td> <td data-bbox="1818 217 2072 248">速度計試験機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 248 1818 319"><u>(11) 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u></td> <td data-bbox="1818 248 2072 319">検査用スキャンツール</td> </tr> </table> <p data-bbox="1290 319 2072 351"><u>3 装置に関する審査（その2）</u></p> <p data-bbox="1290 351 2072 406"><u>次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて審査するものとする。</u></p> <p data-bbox="1290 406 2072 502"><u>この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1290 502 2072 534"><u>(1) 動力伝達装置</u> <li data-bbox="1290 534 2072 566"><u>(2) 走行装置</u> <li data-bbox="1290 566 2072 598"><u>(3) 操縦装置</u> <li data-bbox="1290 598 2072 630"><u>(4) 制動装置</u> <li data-bbox="1290 630 2072 662"><u>(5) 緩衝装置</u> <li data-bbox="1290 662 2072 694"><u>(6) 燃料装置</u> <li data-bbox="1290 694 2072 726"><u>(7) 車枠及び車体</u> <li data-bbox="1290 726 2072 758"><u>(8) 連結装置</u> <li data-bbox="1290 758 2072 790"><u>(9) 物品積載装置</u> <li data-bbox="1290 790 2072 821"><u>(10) 内圧容器及びその附属装置</u> <p data-bbox="1290 821 2072 853"><u>4 装置に関する審査（その3）</u></p> <p data-bbox="1290 853 2072 909"><u>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1290 909 2072 941"><u>(1) 原動機</u> <li data-bbox="1290 941 2072 973"><u>(2) 電気装置</u> <li data-bbox="1290 973 2072 1005"><u>(3) 乗車装置</u> <li data-bbox="1290 1005 2072 1037"><u>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</u> <li data-bbox="1290 1037 2072 1069"><u>(5) 騒音防止装置</u> <li data-bbox="1290 1069 2072 1101"><u>(6) ばい煙等の発散防止装置</u> <li data-bbox="1290 1101 2072 1133"><u>(7) 灯火装置及び反射器</u> <li data-bbox="1290 1133 2072 1165"><u>(8) 警報装置</u> <li data-bbox="1290 1165 2072 1197"><u>(9) 指示装置</u> <li data-bbox="1290 1197 2072 1228"><u>(10) 視野を確保する装置</u> <li data-bbox="1290 1228 2072 1260"><u>(11) 走行距離計その他の計器</u> <li data-bbox="1290 1260 2072 1292"><u>(12) 防火装置</u> <li data-bbox="1290 1292 2072 1324"><u>(13) 運行記録計</u> <li data-bbox="1290 1324 2072 1356"><u>(14) 速度表示装置</u> <li data-bbox="1290 1356 2072 1388"><u>(15) 自動運行装置</u> <p data-bbox="1290 1388 2072 1410"><u>5 乗車定員又は最大積載量の算定</u></p>	<u>(9) 警音器の音の大きさ</u>	騒音計等	<u>(10) 速度計の指度の誤差</u>	速度計試験機	<u>(11) 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	検査用スキャンツール
<u>(9) 警音器の音の大きさ</u>	騒音計等							
<u>(10) 速度計の指度の誤差</u>	速度計試験機							
<u>(11) 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し</u>	検査用スキャンツール							

新	旧
	<p><u>次に掲げる構造に関する事項及び装置についての審査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 構造に関する事項</u> 1の(2)から(6)まで及び(8)に掲げる事項</p> <p><u>(2) 装置</u> 3の(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる装置並びに4の(1)及び(3)に掲げる装置</p> <p><u>6 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査</u> 型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2(多仕様自動車であって、(1)から(10)までに掲げる事項について当該器具を用いて審査する装置が多仕様自動車として認証を受けた範囲に含まれているものに限る。)、3(多仕様自動車は(9)を除く。)、4(5)及び4(6)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p><u>(1) 型式指定自動車</u></p> <p>① <u>完成検査終了証(発行後9月を経過しないものに限る。)があること</u></p> <p>② <u>当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと(諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。)</u></p> <p>③ <u>新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)</u></p> <p><u>(2) 多仕様自動車</u></p> <p>① <u>出荷検査証(発行後11月を経過しないものに限る。)があること</u></p> <p>② <u>当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち、「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警告器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと。</u></p> <p>③ <u>新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること(被牽引自動車を除く。)</u></p> <p><u>7 並行輸入自動車の審査(専用の諸元測定コースを有する事務所に限る。)</u> 新たに運行の用に供しようとする初めての検査を行う並行輸入自動車については、1から5までに規定する審査を専用の諸元測定コースにおいて実施するものとする。 ただし、検査担当者がこれ以外の場所での実施が適当と判断する場合</p>

新	旧								
<p>別表 4～別表 9 (略) 様式 1～様式 15 (略)</p> <p><u>様式 16 (4-25 関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>ガス容器等再試験結果証明書</u></p> <p>次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。</p> <p>車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____</p> <p>1. 適合している技術基準 (ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。)</p> <table border="1" data-bbox="226 1318 1075 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 1318 322 1358"></th> <th data-bbox="322 1318 1075 1358">技術基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 1358 322 1420" style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="322 1358 1075 1420"><u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u></td> </tr> </tbody> </table>		技術基準	<input type="checkbox"/>	<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u>	<p>は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1131 183 2087 815"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 183 1279 655"><u>継続検査</u></td> <td data-bbox="1279 183 2087 655"> <p>1 <u>構造に関する審査 (その 1)</u> 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>長さ、幅及び高さ</u> (2) <u>車両重量及び車両総重量</u></p> <p>2 <u>構造に関する審査 (その 2)</u> 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>最低地上高</u> (2) <u>最大安定傾斜角度</u> (3) <u>最小回転半径</u></p> <p>3 <u>装置に関する審査</u> 新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 655 1279 815"><u>臨時検査又は構造等変更検査</u></td> <td data-bbox="1279 655 2087 815"> <p>1 <u>道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。</u></p> <p>2 <u>前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 4～別表 9 (略) 様式 1～様式 15 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<u>継続検査</u>	<p>1 <u>構造に関する審査 (その 1)</u> 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>長さ、幅及び高さ</u> (2) <u>車両重量及び車両総重量</u></p> <p>2 <u>構造に関する審査 (その 2)</u> 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>最低地上高</u> (2) <u>最大安定傾斜角度</u> (3) <u>最小回転半径</u></p> <p>3 <u>装置に関する審査</u> 新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p>	<u>臨時検査又は構造等変更検査</u>	<p>1 <u>道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。</u></p> <p>2 <u>前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</u></p>
	技術基準								
<input type="checkbox"/>	<u>細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u>								
<u>継続検査</u>	<p>1 <u>構造に関する審査 (その 1)</u> 次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>長さ、幅及び高さ</u> (2) <u>車両重量及び車両総重量</u></p> <p>2 <u>構造に関する審査 (その 2)</u> 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により審査するものとする。 (1) <u>最低地上高</u> (2) <u>最大安定傾斜角度</u> (3) <u>最小回転半径</u></p> <p>3 <u>装置に関する審査</u> 新規検査及び予備検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</p>								
<u>臨時検査又は構造等変更検査</u>	<p>1 <u>道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、新規検査及び予備検査に係る審査の実施方法に準じて審査するものとする。</u></p> <p>2 <u>前号の審査のほか、継続検査に係る審査の実施の方法に準じて審査するものとする。</u></p>								

新		旧	
<input type="checkbox"/>	<u>細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u>		
<input type="checkbox"/>	<u>細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」</u>		
2. <u>ガス容器等再試験結果証明書の有効期限</u>			
有効期限： <u> 年 月 日</u> ※ <u>ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。</u>			
3. <u>ガス容器一覧</u>			
1	<u>容器の製造番号又は容器の記号及び番号</u>	3	<u>容器の製造番号又は容器の記号及び番号</u>
2		4	
※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。			
4. <u>ガス容器等再試験結果</u>			
○ <u>証票</u>			
<input type="checkbox"/>	<u>容器証票に記載された車台番号の確認</u>	適	否
<input type="checkbox"/>	<u>車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認</u>	適	否
○ <u>ガス容器</u>			
<input type="checkbox"/>	<u>外観試験</u>	適	否
<input type="checkbox"/>	<u>漏えい試験</u>	適	否
<input type="checkbox"/>	<u>断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）</u>	適	否
○ <u>ガス容器附属品</u>			
<input type="checkbox"/>	<u>外観試験</u>	適	否
<input type="checkbox"/>	<u>漏えい試験</u>	適	否
5. <u>技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言</u>			
(1) <u>本証明書は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項、第 37 条の 2 第 1 項、第 37 条の 2 の 2 第 3 項、第 38 条第 9 項又は第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。</u>			
(2) <u>本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。</u>			
<u>上記内容に相違ありません。</u>			

新					旧						
<p style="text-align: center;"><u>試験機関等の名称及び所在地：</u></p> <p style="text-align: center;"><u>確認者の氏名：</u></p>											
別添 1 (略)					別添 1 (略)						
別添 2 (4-13 関係)					別添 2 (4-13 関係)						
新規検査等提出書面審査要領					新規検査等提出書面審査要領						
1. ～3. (略)					1. ～3. (略)						
4. 事前届出対象自動車					4. 事前届出対象自動車						
本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。					本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。						
(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車)					(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車)						
<p>新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p>					<p>新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。) に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。) を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p>						
①～⑦ (略)					①～⑦ (略)						
<p>⑧ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 6-4 号様式) 及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合</p>					<p>⑧ (新設)</p>						
⑨ (略)					⑧ (略)						
保安基準	審査事務 規程	技術基準等 (技術基準達達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車	保安基準	審査事務 規程	技術基準等 (技術基準達達別添、細目告示別添及び協定規則)		3. ②適用 自動車	3. ③適用 自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 17 条 高压ガス 燃料装置	6-25、 7-25 高压ガス の燃料装 置	細目告示 別添 131	圧縮水素ガスを燃料とする 自動車のガス容器及びガス 容器附属品の技術基準	○	○	第 17 条 高压ガス 燃料装置	6-25、 7-25 高压ガス の燃料装 置	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		細目告示 別添 132	圧縮天然ガスを燃料とする 自動車のガス容器及びガス 容器附属品の技術基準	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		細目告示 別添 133	液化天然ガスを燃料とする 自動車のガス容器及びガス	○	○			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新						旧									
			容器附属品の技術基準												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
第 32 条 前照灯等	6-65、 7-65 走行用前 照灯	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る 協定規則		○	△				(新設)	(新設)				
	6-66、 7-66 すれ違い 用前照灯	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る 協定規則		○	△				(新設)	(新設)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
第 44 条の 2 後退時車 両直後確 認装置	6-108、 7-108 後退時車 両直後確 認装置	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
		細目告示 別添 129	後方視界看視装置の技術基 準		○	△				(新設)	(新設)				
		細目告示 別添 130	後方視界看視装置取付装置 等の技術基準		○	△				(新設)	(新設)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
注 1～注 2 (略)						注 1～注 2 (略)									
(2) ～ (5) (略)						(2) ～ (5) (略)									
5. 様式等の適用						5. 様式等の適用									
適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。						適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。									
				附則 1	附則 2	附則 3	附則 4			附則 1	附則 2	附則 3	附則 4		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
第 6-3 号様式 後退時車両直後確認装置の取付確認書				○	○	○	—	○	○	○	○	○	—		
第 6-4 号様式 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確 認書				○	○	○	—	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
注 1～注 2 (略)						注 1～注 2 (略)									
附則 1						附則 1									
当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)						当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)									
1. ～2. (略)						1. ～2. (略)									
3. 届出書等						3. 届出書等									
3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料						3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料									
本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。						本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。									
				区分	乗用	貨物	その他					区分	乗用	貨物	その他

新				旧			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※8	※8	※8	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※8	※8
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※9	※9	※9	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス容器等再試験結果証明書	※10	※10	※10	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(1)～(10) (略)			備考	(1)～(10) (略)		
	<u>(11) ※9 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印 (技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には一印とする。</u>				<u>(新設)</u>		
	<u>(12) ※10 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車 (大型特殊自動車を除く。) にあっては○印、その他の自動車にあっては一印とする。</u>				<u>(新設)</u>		
	<u>(13) ～ (14) (略)</u>				<u>(11) ～ (12) (略)</u>		
	<u>(15) 完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2)) 及び添付資料を省略することができる。</u>				<u>(13) 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2)) 及び添付資料を省略することができる。</u>		
	<u>(16) ～ (19) (略)</u>				<u>(14) ～ (17) (略)</u>		
3. 2.	(略)			3. 2.	(略)		
4.	届出書等の記載要領等			4.	届出書等の記載要領等		
4. 1. ～ 4. 12.	(略)			4. 1. ～ 4. 12.	(略)		
4. 13.	後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 6-3 号様式) 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。			4. 13.	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書 (第 6-3 号様式) 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。		
4. 14.	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 6-4 号様式) 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。			4. 14. ～ 4. 17.	(略)		
4. 15. ～ 4. 18.	(略)				<u>(新設)</u>		
4. 19.	ガス容器等再試験結果証明書 (審査事務規程様式 16) 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。			4. 18.	(略)		
4. 20.	(略)			5. ～ 6.	(略)		
5. ～ 6.	(略)			附則 2	事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)		
附則 2	事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)			附則 2	事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)		
1. ～ 2.	(略)			1. ～ 2.	(略)		
3.	届出書等			3.	届出書等		
3. 1.	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料			3. 1.	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料		

新				旧					
本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。				本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。					
	区分	乗用	貨物	その他		区分	乗用	貨物	その他
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※7	※7	※7		後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※7	※7	※7
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※8	※8	※8		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス容器等再試験結果証明書	※9	※9	※9		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考	(1) ~ (9) (略)			備考	(1) ~ (9) (略)			(新設)	
	<u>(10) ※8 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印 (技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。)、それ以外の場合には－印とする。</u>							(新設)	
	<u>(11) ※9 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車 (大型特殊自動車を除く。) にあっては○印、その他の自動車にあっては－印とする。</u>							(新設)	
	<u>(12) ~ (14) (略)</u>							<u>(10) ~ (12) (略)</u>	
3. 2. (略)				3. 2. (略)					
4. ~6. (略)				4. ~6. (略)					
7. 届出書等の記載要領等				7. 届出書等の記載要領等					
7. 1. ~7. 12. (略)				7. 1. ~7. 12. (略)					
7. 13. 後退時車両直後確認装置の取付確認書 (第 6-3 号様式)	内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。			7. 13. 後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書 (第 6-3 号様式)	内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。				
7. 14. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書 (第 6-4 号様式)	内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。			(新設)					
7. 15. ~7. 18. (略)				7. 14. ~7. 17. (略)					
7. 19. ガス容器等再試験結果証明書 (審査事務規程様式 16)	内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。			(新設)					
7. 20. (略)				7. 18. (略)					
8. ~10. (略)				8. ~10. (略)					
附則 3				附則 3					
事前提出書面の審査				事前提出書面の審査					
(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車 (用途等の変更に				(使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車 (用途等の変更に					

新				旧																																																																											
伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）				伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）																																																																											
1.～2. (略) 3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。				1.～2. (略) 3. 届出書等 3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th>区分</th> <th>別添 2 4. (3) ① の自動車</th> <th>別添 2 4. (3) ② の自動車</th> <th>別添 2 4. (3) ③ の自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">添付資料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>後退時車両直後確認装置の取付確認書</td> <td>※5</td> <td>※5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書</td> <td>※6</td> <td>※6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">添付資料</td> <td>ガス容器等再試験結果証明書</td> <td>※7</td> <td>※7</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						区分	別添 2 4. (3) ① の自動車	別添 2 4. (3) ② の自動車	別添 2 4. (3) ③ の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※5	※5	—	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※6	※6	—	(略)	(略)	(略)	(略)	添付資料	ガス容器等再試験結果証明書	※7	※7	—	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th>区分</th> <th>別添 2 4. (3) ① の自動車</th> <th>別添 2 4. (3) ② の自動車</th> <th>別添 2 4. (3) ③ の自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">添付資料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書</td> <td>※5</td> <td>※5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">添付資料</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						区分	別添 2 4. (3) ① の自動車	別添 2 4. (3) ② の自動車	別添 2 4. (3) ③ の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※5	※5	—	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	添付資料	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)
		区分	別添 2 4. (3) ① の自動車			別添 2 4. (3) ② の自動車	別添 2 4. (3) ③ の自動車																																																																								
		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	後退時車両直後確認装置の取付確認書	※5	※5	—																																																																											
	後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書	※6	※6	—																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
添付資料	ガス容器等再試験結果証明書	※7	※7	—																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
		区分	別添 2 4. (3) ① の自動車	別添 2 4. (3) ② の自動車	別添 2 4. (3) ③ の自動車																																																																										
		(略)	(略)	(略)	(略)																																																																										
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※5	※5	—																																																																											
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
添付資料	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																											
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																											
備考 (1)～(8) (略) <u>(9) ※6 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には—印とする。</u> <u>(10) ※7 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）にあっては○印、その他の自動車にあっては—印とする。</u>				備考 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>																																																																											
3.2. (略) 4.～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1.～7.14. (略) 7.15. 後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 7.16. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 6-4 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 7.17.～7.19. (略) 7.20. ガス容器等再試験結果証明書（審査事務規程様式 16） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 <u>ただし、代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該</u>				3.2. (略) 4.～6. (略) 7. 届出書等の記載要領等 7.1.～7.14. (略) 7.15. 後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書（第 6-3 号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。 <u>(新設)</u> 7.16.～7.18. (略) <u>(新設)</u>																																																																											

新	旧																																				
<p style="color: red; font-size: small;">書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>7. <u>21.</u> (略) 8. ~10. (略) 附則 4 (略) 第1号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式 (別添2の5.関係)</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の 重量増加に伴う排出ガス性能確認書</p> <p>次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1. 又は 2. に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と 3. に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。</p> <p>車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____</p> <p>1. (略) 2. 比較した試験自動車</p> <p style="margin-left: 20px;">○試験自動車 (略) ○試験成績 (_____ 年規制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排出ガス成分</th> <th style="width: 30%;">排出量</th> <th style="width: 50%;">規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>NMHC</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>NOx</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td style="color: red;"><u>SPN</u></td> <td style="text-align: center; color: red;"><u>個/km</u></td> <td style="text-align: center; color: red;"><u>個/km</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. (略)</p> <p>上記内容に相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">確認者の名称及び所在地： _____ 確認者の氏名： _____</p>	排出ガス成分	排出量	規制値	CO	g/km	g/km	NMHC	g/km	g/km	NOx	g/km	g/km	PM	g/km	g/km	<u>SPN</u>	<u>個/km</u>	<u>個/km</u>	<p>7. <u>19.</u> (略) 8. ~10. (略) 附則 4 (略) 第1号様式～第4号様式 (略)</p> <p>第5号様式 (別添2の5.関係)</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p style="text-align: center;">完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の 重量増加に伴う排出ガス性能確認書</p> <p>次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1. 又は 2. に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と 3. に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。</p> <p>車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____</p> <p>1. (略) 2. 比較した試験自動車</p> <p style="margin-left: 20px;">○試験自動車 (略) ○試験成績 (_____ 年規制)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">排出ガス成分</th> <th style="width: 30%;">排出量</th> <th style="width: 50%;">規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>NMHC</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>NOx</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> <td style="text-align: center;">g/km</td> </tr> <tr> <td style="color: red;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center; color: red;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center; color: red;"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. (略)</p> <p>上記内容に相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">確認者の名称及び所在地： _____ 確認者の氏名： _____</p>	排出ガス成分	排出量	規制値	CO	g/km	g/km	NMHC	g/km	g/km	NOx	g/km	g/km	PM	g/km	g/km	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
排出ガス成分	排出量	規制値																																			
CO	g/km	g/km																																			
NMHC	g/km	g/km																																			
NOx	g/km	g/km																																			
PM	g/km	g/km																																			
<u>SPN</u>	<u>個/km</u>	<u>個/km</u>																																			
排出ガス成分	排出量	規制値																																			
CO	g/km	g/km																																			
NMHC	g/km	g/km																																			
NOx	g/km	g/km																																			
PM	g/km	g/km																																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																			

新	旧												
<p>第 6-1 号様式～第 6-2 号様式 (略)</p> <p>第 6-3 号様式 (別添 2 の 5. 関係)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p style="text-align: center;">後退時車両直後確認装置の取付確認書</p> <p>次の自動車に備える後退時車両直後確認装置 (カメラ及び画像表示装置に限る。) は、UN R158 の技術基準等 <u>の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認</u> しております。</p> <p>車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____</p> <p>■カメラ <u>取付位置の確認</u></p> <p>型式等： _____ (略) ※ (略)</p> <p>■画像表示装置 <u>取付位置の確認</u></p> <p>型式等： _____ (略) ※ (略)</p> <p>■ <u>UN R158 の 15.2.1. (a) 及び (b) の要件に影響がないことの確認</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象物</th> <th style="text-align: center;">要件</th> <th style="text-align: center;">確認</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 列のテスト対象物</td> <td><u>テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 列のテスト対象物及び第 3 列のテスト対象物</td> <td><u>テスト対象物全体が視認できること。</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入</u> すること。</p>	対象物	要件	確認	備考	第 1 列のテスト対象物	<u>テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。</u>			第 2 列のテスト対象物及び第 3 列のテスト対象物	<u>テスト対象物全体が視認できること。</u>			<p>第 6-1 号様式～第 6-2 号様式 (略)</p> <p>第 6-3 号様式 (別添 2 の 5. 関係)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p style="text-align: center;">後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書</p> <p>次の自動車に備える後退時車両直後確認装置 (カメラ及び画像表示装置に限る。) は、UN R158 の技術基準等 <u>に適合</u> しております。</p> <p>車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____</p> <p>■カメラ 型式等： _____ (略) ※ (略)</p> <p>■画像表示装置 型式等： _____ (略) ※ (略)</p> <p>■ <u>画像表示装置に表示された画像を撮影した写真又はカメラ周辺構造図</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>※ <u>UN R158 の 15.2.1. (a) 及び (b) の要件に適合することが確認できるものであること。ただし、カメラが車両後端に取付けられている場合又は画像表示装置に遮蔽物の映り込みがないことが確認できる場合にあつては省略することができる。なお、省略した場合にあつてはその旨記載</u> すること。</p>
対象物	要件	確認	備考										
第 1 列のテスト対象物	<u>テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。</u>												
第 2 列のテスト対象物及び第 3 列のテスト対象物	<u>テスト対象物全体が視認できること。</u>												

新

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：
 確認者の氏名：

第 6-4 号様式（別添 2 の 5. 関係）

年 月 日

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書

次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2. 及び 3.3.3. の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。

車名： 型式： 車台番号：

後方視界看視装置の型式指定番号：

■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係）

カメラ型式等：

取付範囲等	確認	備考
車両最大幅 (mm)		
上下取付角度 (°)		
車両中心からの距離 (mm)		
車両後端からの距離 (mm)		
取付高さ (mm)		

※通知書に記載された取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係）

画像表示装置型式等：

取付範囲	確認	備考
アイポイントから画像表示装置の中心までの距離 (mm)		

※通知書に記載された取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認

旧

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：
 確認者の氏名：

(新設)

新

旧

したものは確認欄に○を記入すること。

■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が別添 129「後方視界看視装置の技術基準」
3.1.1.の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係）

対象物	要件	確認	備考
第 1 列の試験対象物	試験対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。		
第 2 列の試験対象物及び第 3 列の試験対象物	試験対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：

確認者の氏名：

第 7 号様式～第 11 号様式（略）

別表第 1（略）

別添 3（4-14 関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～5.（略）

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.～6.9.（略）

6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。

(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが

第 7 号様式～第 11 号様式（略）

別表第 1（略）

別添 3（4-14 関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～5.（略）

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.～6.9.（略）

6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び 6.10.2. の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。

(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが

新	旧
<p>確認できるものであること。</p> <p>この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊟マーク又は㊞マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。</p> <p>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊟マーク又は㊞マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則 7-56-2-2 <u>(4)</u> の規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則 7-56-6-2-2 <u>(2)</u> の規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則 7-56-7-2-2 <u>(2)</u> の規定</p> <p>(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあつては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。</p> <p>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則 7-56-2-2 <u>(7)</u> ②ウの規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則 7-56-6-2-2 <u>(3)</u> ②ウの規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則 7-56-7-2-2 <u>(3)</u> ②ウの規定</p> <p>6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</p> <p>(1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>[UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]</p> <p>(1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) <u>③</u>の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は</p>	<p>確認できるものであること。</p> <p>この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊟マーク又は㊞マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。</p> <p>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊟マーク又は㊞マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則 7-56-2-2 <u>(5)</u> の規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則 7-56-14-2-2 <u>(3)</u> の規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則 7-56-15-2-2 <u>(3)</u> の規定</p> <p>(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあつては、(1) に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。</p> <p>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。</p> <p>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則 7-56-2-2 <u>(8)</u> ②ウの規定</p> <p>② 二輪自動車にあつては、本則 7-56-14-2-2 <u>(4)</u> ②ウの規定</p> <p>③ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、本則 7-56-15-2-2 <u>(4)</u> ②ウの規定</p> <p>6.10.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等</p> <p>(1) から (5) に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14. (2) に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>[UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]</p> <p>(1) 平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-17-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(2) 令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は</p>

新	旧
<p>は⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(4) 令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日) までに製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定 (規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(5) 令和 8 年 10 月 8 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 8 日) 以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定 (規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>6.10.3. (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. ～6.12.2. (略)</p> <p>6.12.3. 試験成績書</p>	<p>⑥のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(4) 令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日) までに製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-21-2-2 (1) ①の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>[UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]</p> <p>(5) 令和 8 年 10 月 8 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 8 日) 以降に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定 (規定中「UN R51-03-S7」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)</p> <p>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>6.10.3. (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. ～6.12.2. (略)</p> <p>6.12.3. 試験成績書</p>

新				旧			
<p>(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる機関</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>6. 12. 4. ～6. 12. 6. (略)</p> <p>6. 13. ～6. 16. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)</p>				<p>(1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行した原本であること。 ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 当該試験を行うために必要な組織及び能力を有していることが書面等により確認できる機関</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>6. 12. 4. ～6. 12. 6. (略)</p> <p>6. 13. ～6. 16. (略)</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>別表第 1 (別添 3 の 6. 12. 関係)</p>			
保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)	保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6. 12. 1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)
第 17 条 高圧ガス 燃料装置	7-25 高圧ガスの燃 料装置	細目告示別添 132 圧縮天然ガスを燃 料とする自動車の ガス容器及びガス 容器附属品の技術 基準	① 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」	(新設)	(新設)		
		細目告示別添 133 液化天然ガスを燃 料とする自動車の ガス容器及びガス 容器附属品の技術 基準	① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」	(新設)	(新設)		
		(略)	(略)	(略)	(略)		
		UN R110-05 圧縮天然ガス燃料 自動車及び液化天 然ガス燃料自動車 に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-05 に基づく認定証 ④ UN R110-05 に基づくⓉマークを撮影した写真	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
UN R110-06 圧縮天然ガス燃料 自動車及び液化天 然ガス燃料自動車 に係る協定規則	① COC ペーパー ・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

新				旧			
			<p>・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R110-06 に基づく認定証</p> <p>④ UN R110-06 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>				<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R134-01 圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則	<p>① COC ペーパー</p> <p>・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>② WUTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R134-01 に基づく認定証</p> <p>④ UN R134-01 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (1) ~ (4) (略)				備考 (1) ~ (4) (略)			
別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略) 別添 4 (略)				別表第 2～別表第 5 (略) 第 1 号様式～第 14 号様式 (略) 別紙 (略) 別添 4 (略)			
別添 5 (4-28 関係) (以下略) 別添 6～別添 14 (略)				別添 5 (4-26 関係) (以下略) 別添 6～別添 14 (略)			
別添 15 (7-119 関係)				別添 15 (7-119 関係)			
ワンマンバスの構造要件 (平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用)				ワンマンバスの構造要件 (平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車に適用)			
1. 適用範囲 この構造要件は、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつ				1. 適用範囲 この構造要件は、乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつ			

新	旧
<p>て車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。(平成 24 年 6 月 30 <u>日</u>以前に製作された自動車に限る。)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>別添 16 (略)</p>	<p>て車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。(平成 24 年 6 月 30 以前に製作された自動車に限る。)</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>別添 16 (略)</p>
<p>■一括改正事項</p> <p>第 6 章、第 7 章及び第 8 章に規定している「適用関係の整理」並びに「従前規定の適用」において、「出荷検査証（審査当日において、<u>発行後 11 月</u>を経過していないものに限る。）」とあるのを、「出荷検査証（審査当日において発行後 11 <u>か</u>月を経過していないものに限る。）」と変更する。</p>	

附則（令和 5 年 11 月 30 日規程第 13 号）

1. この規程は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。
2. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」第 5 号様式については、この規程の施行の日以後、粒子数（SPN）に係る規定が適用されていない場合は、改正前の第 5 号様式とすることができる。
3. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」第 6-3 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第 6-3 号様式とすることができる。